



明石市緑の基本計画



明石市

明石市

## 「時とともに育む豊かな緑 人、生きもの、まち」を目指して

本市は、有史以前から連綿とつながる豊かな歴史を有し、砂浜やため池群など、多くの恵まれた自然が残る風光明媚なところです。

この貴重な明石の財産である自然環境を生かし、良好な都市環境を形成するために、平成 10 年度に「明石市緑の基本計画」を策定し、都市の緑の保全や緑化推進に取り組んでまいりました。

こうした取り組みの成果を踏まえながら、近年の自然環境の大きな変化や人口の減少と急速に進む少子高齢化をはじめ、刻々と変化している社会経済情勢を踏まえ、明石の魅力的な地域特性を活かしながら、このたび「明石市緑の基本計画」を改定いたしました。

この基本計画は、安全で安心して暮らせる緑豊かなまちをめざし、明石市として望ましい将来の緑のあるべき姿や目標を定めたもので、温かい地域コミュニティを育み、こどもの健やかな成長と笑顔がまちを元気にするような緑の指針でございます。

今後も市民の皆様や公園愛護会など地域の団体、事業者などと共に花と緑あふれるまちづくりに取り組み、子どもからお年寄りまでが、遊び、憩いそしてふれあえる場づくりを推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の改定にあたり、明石市緑の基本計画改定検討委員会の委員の皆様をはじめ、公園愛護会など多くの皆様から貴重なご意見、ご提言をいただき、心から感謝申し上げます。



# 明石市緑の基本計画 目次

<b>第1章 計画の基本事項</b>	<b>3</b>
1-1. 計画の改定にあたって	3
1-2. 計画の位置付け	6
1-3. 計画のフレーム	8
<b>第2章 明石市の緑の状況と課題</b>	<b>9</b>
2-1. 明石市の概況	9
2-2. 前回計画の成果及び達成状況	17
2-3. 緑に関する市民意識	32
<b>第3章 緑に関わるまちづくりの課題と計画の目標</b>	<b>34</b>
3-1. 明石市の緑に関わるまちづくりの課題	34
3-2. 緑に関わるまちづくりの課題を解決するための目標	36
<b>第4章 目標達成のための緑の配置と施策</b>	<b>38</b>
4-1. 目標の達成に向けた緑の現況整理と方針設定	38
4-2. 緑の配置方針	56
4-3. 緑の目標水準と施策方針	59
4-4. 計画推進のための施策プログラム	62
4-5. 計画の円滑な運用方策に向けて	68
<b>参考資料</b>	<b>70</b>
(1) 明石市航空写真	72
(2) 緑地の分類	73
(3) 都市公園の種類	74
(4) 用語解説	75
(5) 明石市緑の基本計画改定の経緯	81
(6) 明石市緑の基本計画改定検討委員会 構成員	82
(7) 明石市緑の基本計画改定庁内検討会 構成員	83

# 第1章 計画の基本事項

## 1-1. 計画の改定にあたって

### (1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定される計画であり、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを設定し、総合的・計画的に実施するために策定するものです。緑の基本計画には、以下のような特徴があります。

表1：緑の基本計画の特徴

- ・ 市町村が策定します
- ・ 策定の際には、住民の意見を反映する措置が必要となります
- ・ 計画は公表されます

### (2) 計画改定の背景と目的

平成 11(1999)年 1 月に「明石市緑の基本計画」(以下、「前回計画」と表記)が策定されてから、約 10 年が経過し、計画の目標年度を迎えました。この間に都市緑地法及び都市公園法の改正、景観三法の制定等、緑をめぐる法制度が変化するとともに、明石市においても、「明石市長期総合計画」、「明石市都市計画マスタープラン」、「明石市環境基本計画」、「明石市都市景観形成基本計画」等の上位・関連計画がそれぞれ策定・改定され、また、平成 22 年 4 月 1 日には「明石市自治基本条例」が施行されるなど、市政を方向付ける計画や条例が大きく変更されました。

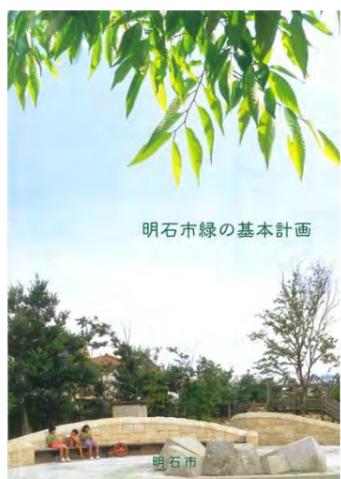


図1：前回計画(平成11年1月策定)

また一方、この 10 年間に地球温暖化やヒートアイランド現象の進行、集中豪雨の発生増加等の自然環境の変化や、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、経済状況の変化、市民活動の活発化等の社会情勢が変化していることを受け、前回計画の基本的な事項を抜本的に見直す必要が生じてきました。

これらの背景を踏まえ、今後の緑の将来像の実現に向けて、その意義やあり方を再認識し、本市の「緑」全般に関する政策について、市民とともに計画を策定し、施策を推進していくことを目指して、前回計画の改定を行います。

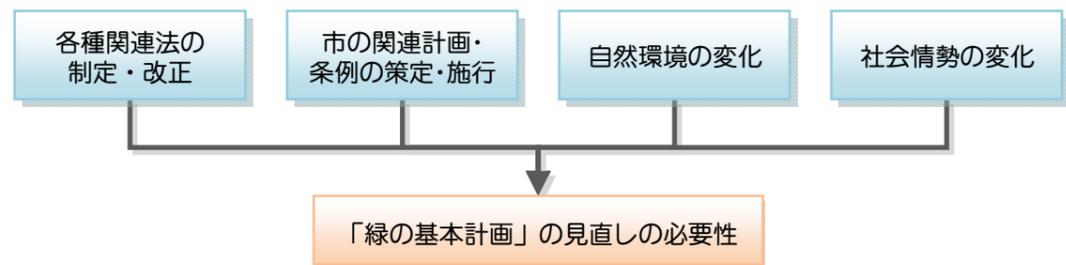


図2：計画改定の背景

### (3) 計画における緑の定義

本計画が対象とする「緑」とは、樹林・樹木・草地といった植物の緑のほかにも、ため池・河川・海岸といった水辺、田畑・果樹園といった農地、運動グラウンドや空地といった裸地など、広い意味で自然的環境を有する土地や空間を指します。(図3参照)

また、「緑地」とは、大きく「公園緑地(施設緑地)」と「法や条例による緑地(地域制緑地等)」の2つに分けられ、図4のとおり、細分化されます。(詳しくは p.73 を参照のこと)



図3：本計画が対象とする「緑」

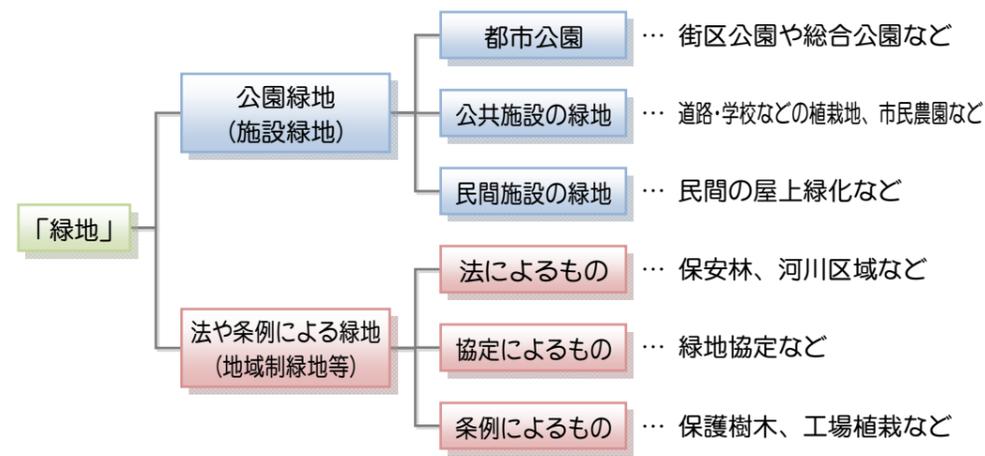


図4：本計画における「緑地」の定義

(4) 都市における「緑」の効果・効用

都市における「緑」は、人々の豊かな生活を支える必要不可欠な社会資本であり、下記に挙げる多様な機能を有しています。

① 都市環境保全機能

- ・ ヒートアイランド現象の緩和や低炭素社会の構築への寄与
- ・ 大気の浄化、騒音・振動の吸収、防風、防塵などの環境改善
- ・ 生物の生息環境の保全（生物多様性の保全） など



写真1：多様な生きものを育む緑

② 防災機能

- ・ 災害時の避難地・避難経路・救援復旧活動拠点の確保
- ・ 延焼防止への寄与
- ・ 雨水の地下浸透による洪水調節 など



写真2：防災の拠点となる緑

③ 景観形成機能

- ・ 都市の気候・歴史・風土を特徴付け、四季の移ろいを感じる魅力ある生活環境の創出
- ・ 次代を担う子どもの情操教育
- ・ 郷土に対する愛着意識の醸成 など



写真3：まちを彩る緑

④ 文化・レクリエーション機能

- ・ 子どもの健全な育成、自然体験、環境教育などの場の提供
- ・ 競技スポーツ、健康増進などの場の提供
- ・ 地域の活動を通じたコミュニティの形成への寄与 など



写真4：レクリエーションの場となる緑

1-2. 計画の位置付け

(1) 位置付け

本計画は、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「明石市第5次長期総合計画」を上位計画として、「明石市都市計画マスタープラン」、「明石市環境基本計画」、「明石市都市景観形成基本計画」、「つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略」などと連携を図りつつ、国の緑に関わる政策等や、兵庫県の関連計画等を踏まえた計画として策定するものです。

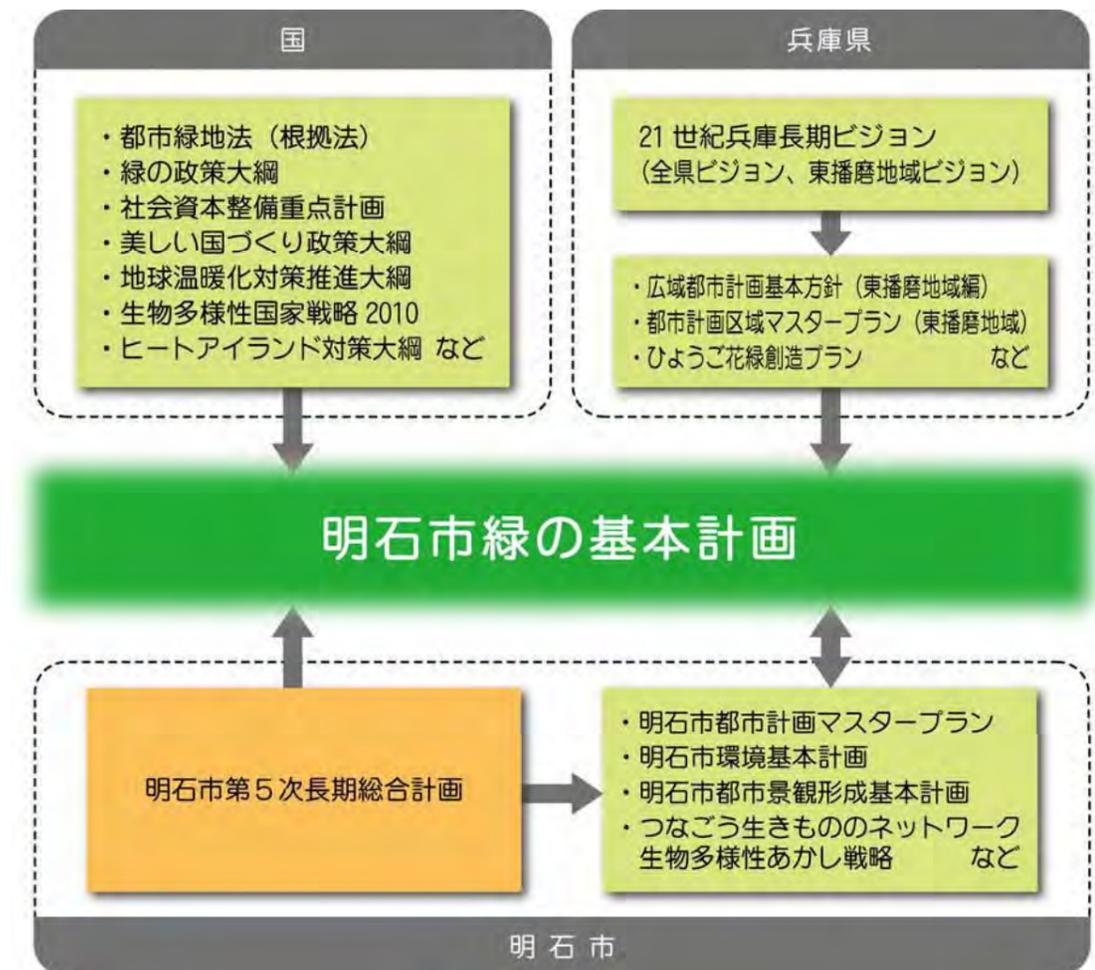


図5：本計画の位置付け

(2) 上位計画

本計画は、「明石市第5次長期総合計画」の個別計画として位置付けられ、当該計画と密接に連携して計画を推進します。そのため、本計画においては、長期総合計画に示された目指すまちの姿やその実現のための戦略等の将来ビジョンについて、「緑」の視点から実現を図ることを目標とします。

長期総合計画においては、「目指す10年後のまちの姿」や「今後の都市空間」を下記のとおり掲げ、その実現のための「まちづくり戦略」と「戦略の5つの柱」を設定しています。

表2：明石市第5次長期総合計画の概要

**【目指す10年後のまちの姿】**  
**ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石**

**【今後の都市空間】**  
**自然の豊かさと都市の利便性を磨くことで、  
 安らぎとにぎわいのある空間をつくる**

①「安らぎ」を感じる空間づくり  
 風光明媚な明石海峡を望む美しい海岸線や、田畑やため池など多様な生物を育む貴重な自然環境を保全していくとともに最大限に生かし、自然に触れ、実感し、豊かな人間性を育むことができる空間づくりを進めます。

②「にぎわい」をもたらす空間づくり  
 神戸や大阪といった大都市への良好なアクセスなど、都市の利便性を生かし、特に中心市街地では、市街地の空洞化を防ぎつつ、商業や住宅などさまざまな用途が共存する魅力ある核づくりを進めます。また、明石の豊かな海、緑、食などを暮らしに生かし、まちの魅力を高め、人が集まりにぎわう空間をつくっていきます。

また、環境負荷や維持管理コストの少ない持続可能な都市空間を形成することにより、既成市街地のにぎわいと活力を維持していきます。

**【まちづくり戦略】**  
**子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す**

**【戦略の5つの柱】**

- i 安全、安心を高める
- ii 自立した温かい地域コミュニティをつくる
- iii 明石らしい生活文化を育てる
- iv まちを元気にする
- v 一人ひとりの成長を支える

1-3. 計画のフレーム

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である「明石市第5次長期総合計画」の計画期間を踏まえ、平成23(2011)年度～平成32(2020)年度とします。

ただし、社会情勢の変化への対応や、計画の運用状況の確認等を行うため、平成27(2015)年度(中間年)における計画の見直しを行います。

表3：計画期間

計画期間	平成23(2011)年度～平成32(2020)年度(10年間)
計画の見直し	平成27(2015)年度

(2) 計画対象区域

本市は、市域全域が都市計画区域であるため、本計画の対象区域は市域全域とします。

表4：計画対象区域

計画対象区域	市域全域(4,925ha)
--------	---------------

注1) 市街化区域：3,889ha、市街化調整区域：1,036ha

(3) 人口の見通し

日本の人口は、平成16(2004)年をピークに減少局面に入っており、本市においても現状で、約29万1千人のところ、10年後の平成32(2020)年には人口が1万人余り減少し、28万1千人になると推計されています。

「明石市第5次長期総合計画」では、こうした状況の中、地域資源の最大限の活用と戦略的なまちづくりの展開により、推計値よりも人口を増やすことを目指し、概ね29万人を目標値として設定しています。

表5：人口の見通し

現在の人口	291,250人
人口見通し	概ね29万人(平成32(2020)年度)

出典) 現在の人口：明石市HP 統計情報(平成23(2011)年3月1日現在、平成22年国勢調査速報値人口による推計値)

人口見通し：明石市第5次長期総合計画

## 第2章 明石市の概況と緑を取り巻く状況

### 2-1. 明石市の概況

#### (1) 社会条件

##### ① 位置

明石市は、明石海峡と淡路島が目の前に広がる兵庫県南部中央に位置し、東経 135 度の日本標準時子午線が通過していることから、「子午線のまち」、「時のまち」として全国に広く知られています。

市の東部及び北部は神戸市（垂水区、西区）に、西部は加古川市、稲美町、播磨町に接しています。また、神戸市からは 20km 圏域、大阪市からは 50km 圏域に位置しています。

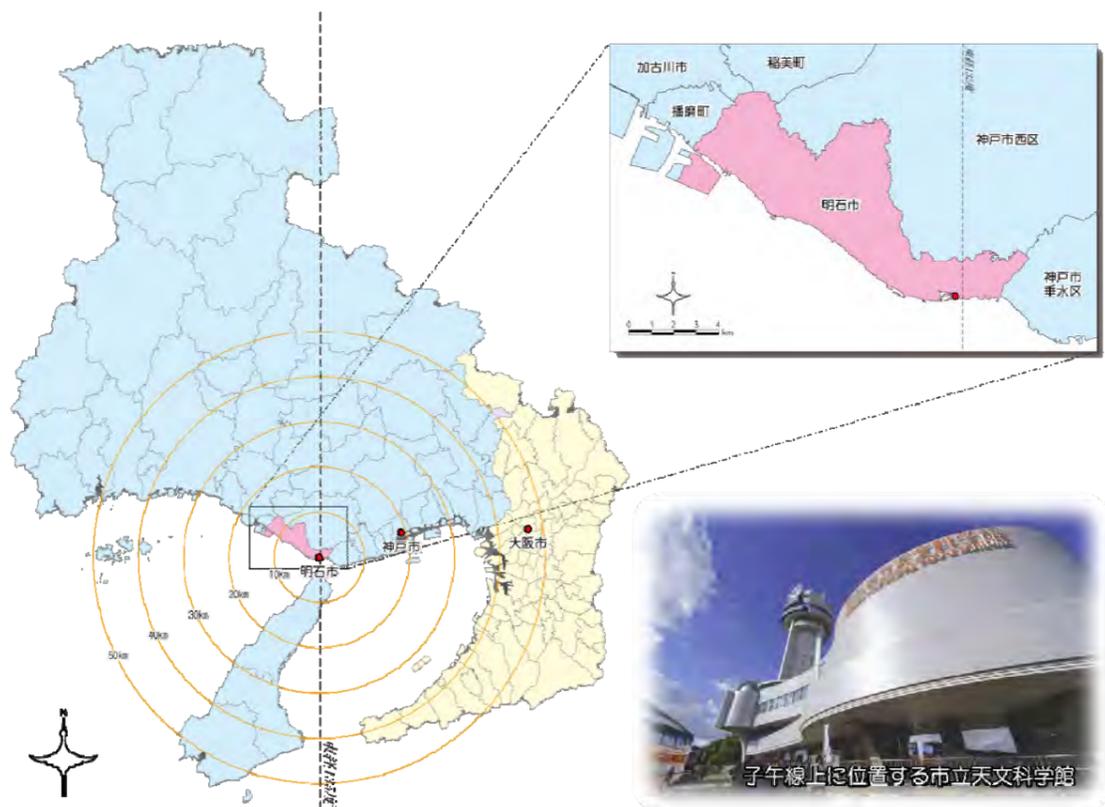


図6：明石市位置図

##### ② 土地利用

明石市の土地利用の変遷をみると、昭和 51 (1976) 年度の時点では市内の中部及び西部の一角に田等の農用地が広がっていましたが、年を経るごとに建物用地が増加していき、農用地は減少し、現在は点在して残っている状況です。樹林についても、大久保北部にあった樹林は現在、明石クリーンセンターの最終処分場としてなくなっています。

現在の明石市は、市域の大部分が建物用地として利用され、特に東部においてそれが顕著となっています。市の中部及び西部においては、田等の農用地が点在し、農地に隣接して河川地及び湖沼（ため池）が立地しています。市の北部においては、松陰新田、金ヶ崎地区を中心に森林（樹林）が立地しています。

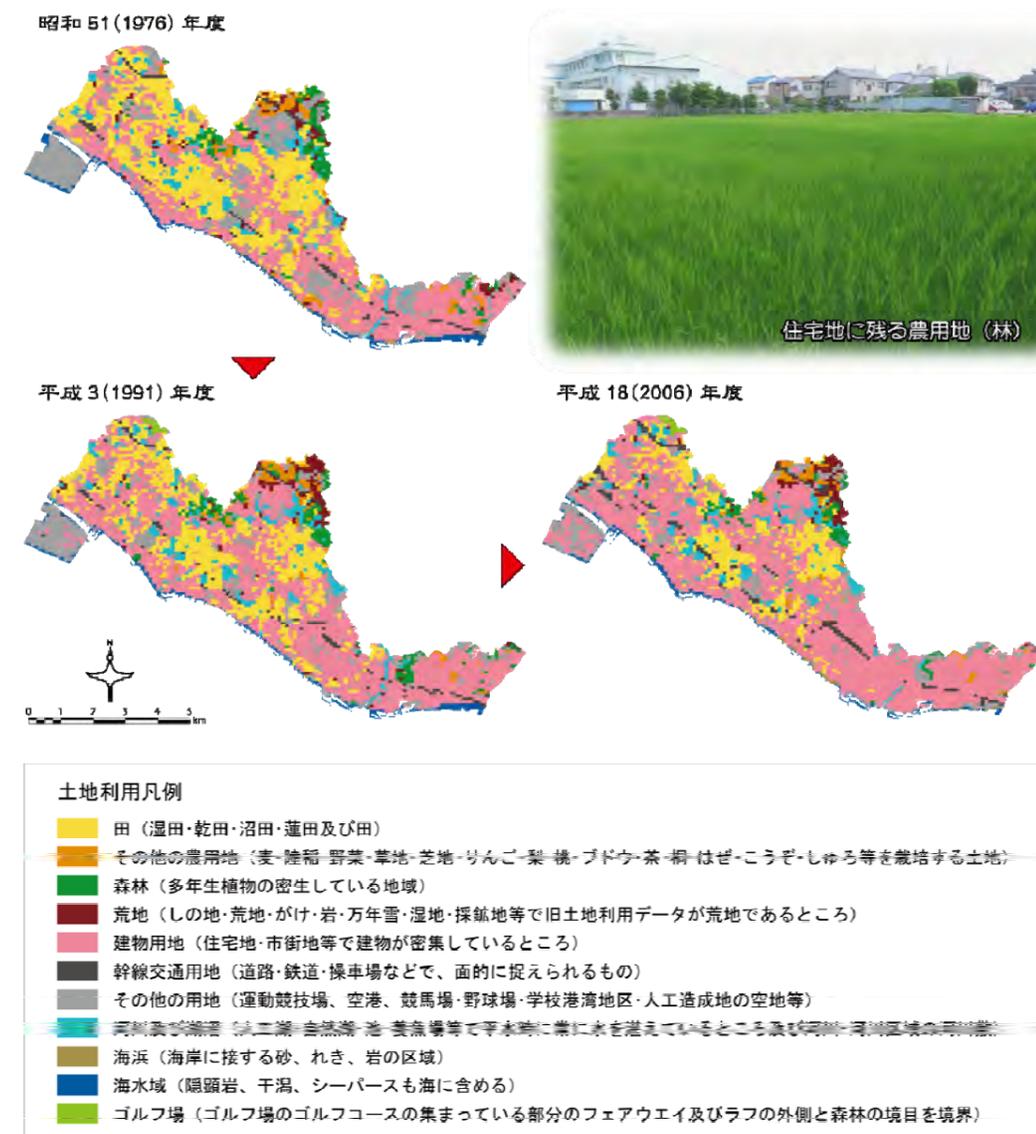


図7：土地利用の変遷

注1) データの作成年度により、土地利用種別の項目は異なるが、ここでは11区分に統合して整理している。  
 出典) 国土交通省国土計画局 参事官室「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ」(データ作成年度: 昭和51年度、平成3年度、平成18年度)

③ 人口

明石市の人口は、過去10年間、29万人超でほぼ横ばいで推移していますが、高齢化率をみると年々増加してきており、平成22年4月1日現在、20.8%となっており、超高齢社会を目前に控えています。

地域別にみると、明石東部地域及び西明石地域では人口が減少傾向にあり、特に明石東部地域では高齢化率が25%程度と、他地域と比較して5ポイント程度高くなっています。

大久保地域及び魚住地域では人口が増加傾向にあり、二見地域はほぼ横ばいで推移しています。これらの3地域の高齢化率はいずれも20%弱となっています。

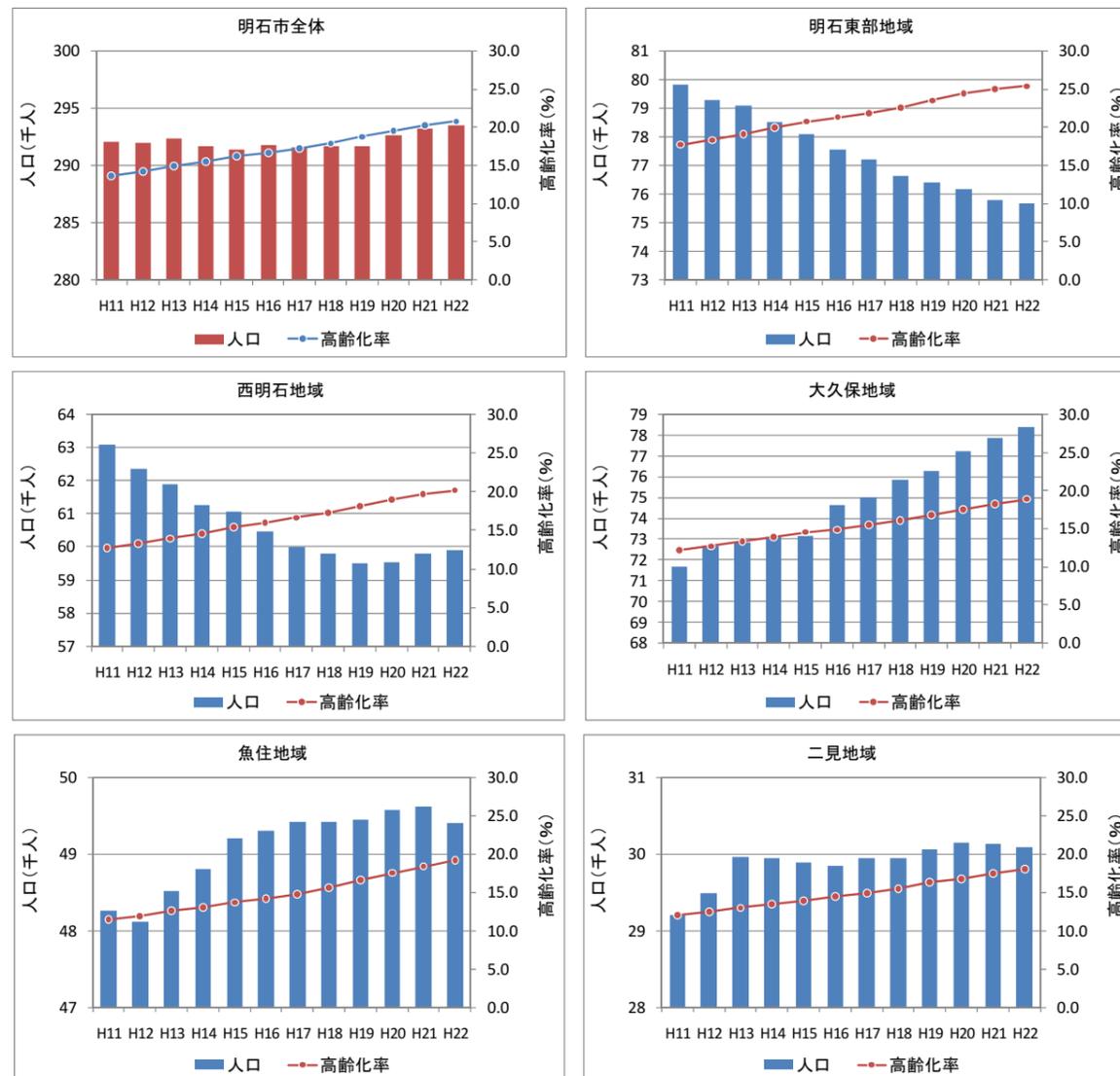


図8：明石市全体及び地域ごとの人口及び高齢化率の推移（平成11(1999)年～平成22(2010)年）

注1) 各年4月1日現在の値。  
 出典) 明石市統計書（平成11年版(1999年)～平成21年版(2009年)）及び明石市HP統計情報（[http://www.city.akashi.hyogo.jp/soumu/j\\_kanri\\_ka/i\\_toukei/documents/community\\_jinkou1004.pdf](http://www.city.akashi.hyogo.jp/soumu/j_kanri_ka/i_toukei/documents/community_jinkou1004.pdf)）の「コミュニティ別住民基本台帳人口」及び「コミュニティ別人口の特性（住民基本台帳人口）」から地域別に再集計した。

(2) 自然条件

① 地勢

明石市の面積は49.25km<sup>2</sup>、周囲は60.4kmです。最長距離は、東西15.6km（海岸線は15.9km）、南北9.4kmであり、瀬戸内海に面した東西に細長いまちを形成しています。

明石市は、播磨平野の東部に位置し、周辺は印南台地と呼ばれる河岸段丘となっており、市域の最高地が標高94.6m（大久保町松陰）と、比較的平坦な地形となっています。

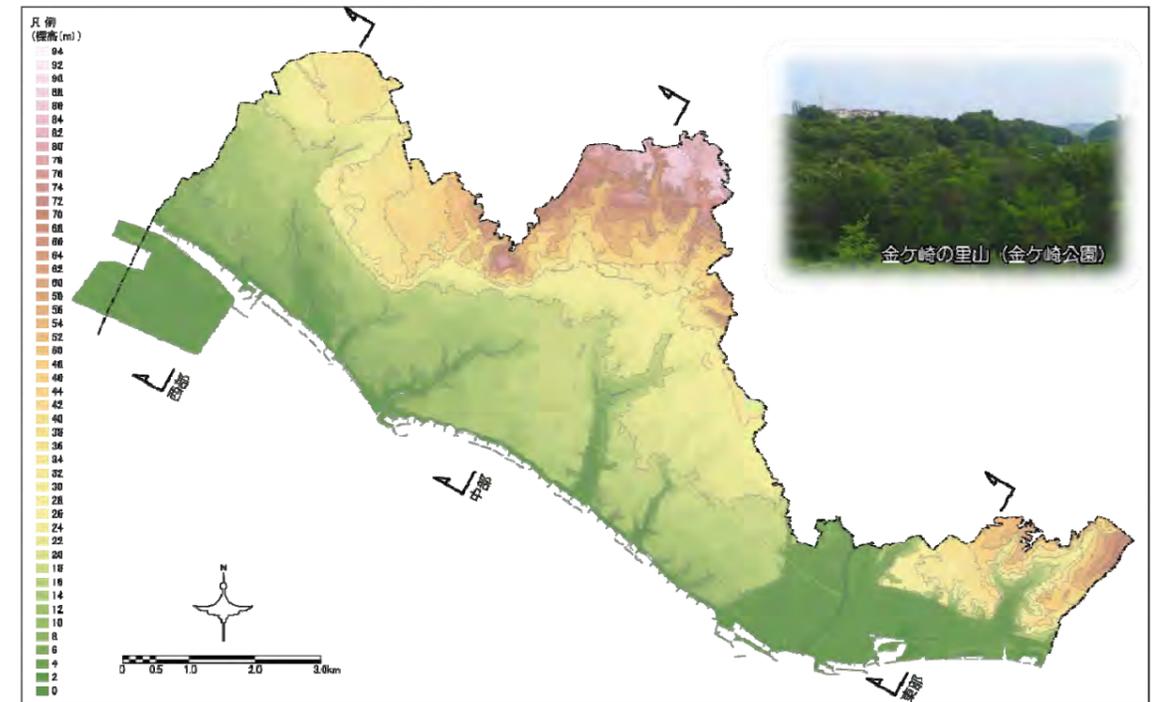


図9：明石市地形図

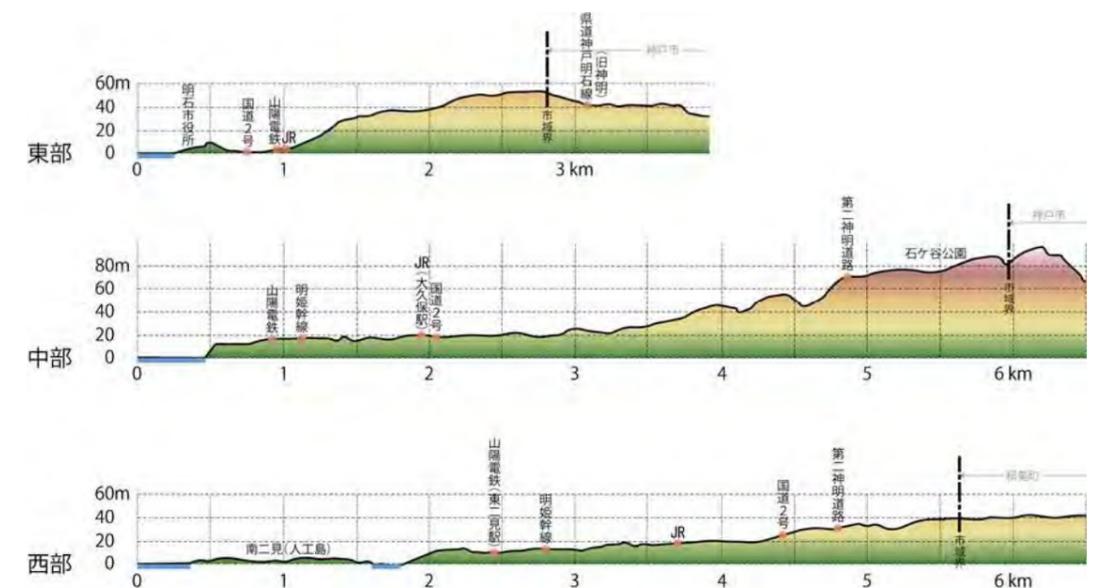


図10：断面図

② 気候

明石市は、年平均気温 15.9℃、年間降水量 1,062 mm、年間日照時間 2,000 時間（いずれもアメダスデータ、平成 13(2001)年～平成 22(2010)年の平均値）と、全国的にみて比較的温暖で雨が少なく、日照時間が長い地域です。

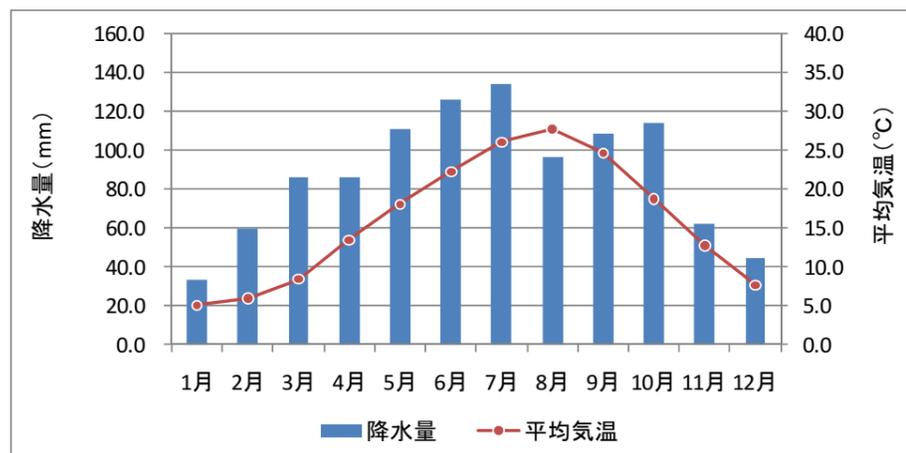


図 11：明石市の降水量と平均気温

出典) アメダス観測所 (明石：明石市二見町南二見)、平成 13(2001)年～平成 22(2010)年の平均値

③ 水系資源

明石市は、東西に長く瀬戸内海に面しており、海岸線の多くは砂浜・砂利浜が形成されています。市域の東西にわたって、ほぼ等間隔で河川が流下し、市域の中西部には、107 箇所ものため池が立地しています。

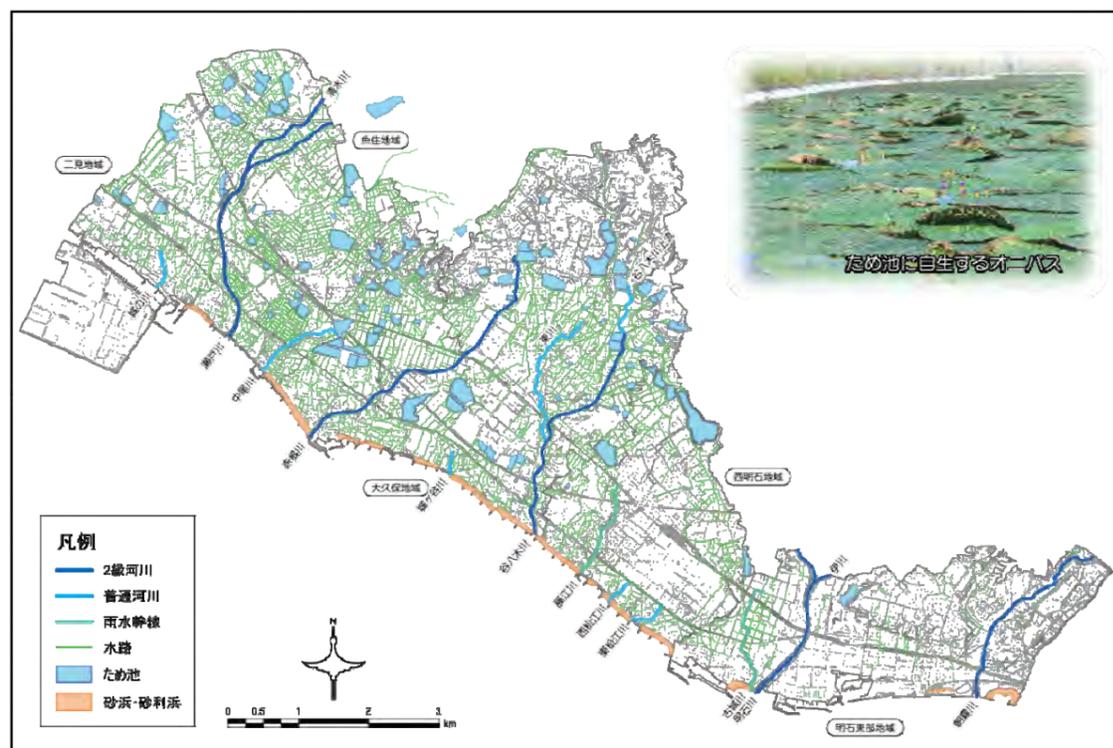


図 12：水系資源位置図

(3) 文化・歴史条件

① 歴史

明石市は、100 万年前頃に生息していたアカシゾウ (アケボノゾウ) の化石や、「明石原人」の腰骨が発見されるなど、豊かな歴史を有する地域です。当地域には数万年前の旧石器時代には人が住み始めたといわれ、大久保町西脇や藤江からは石器や土器等が出土し、窯跡や古墳が築かれるなど、古代からの歴史が脈々と息づいています。先史から、古代・中世を経て近世へと明石のまちは発展を遂げていきます。江戸時代には小笠原家 10 万石 (後に松平家 8 万石) の城下町として栄えました。阪神と播磨との接点に位置するという恵まれた地理的条件を生かし、交通の要としての役割を果たしてきました。

明石市市域は、明治 22(1898)年に町村制が施行され、大正 8(1919)年、明石郡明石町が明石市として市制を施行しました。昭和 17(1942)年には林崎村を、昭和 26(1951)年には大久保町、魚住村、二見町をそれぞれに合併し、現在の市域が形成されました。

昭和 35(1960)年以降は、企業進出、住宅開発に伴う阪神都市圏からの人口流入などを受け、住宅都市・産業都市としての著しい成長を遂げ、今日では、面積 49.25km<sup>2</sup>、人口約 29 万人を擁する特例市に発展しました。



写真 5：アカシゾウの骨格標本

出典) 明石市立文化博物館 HP



写真 6：奈良時代の駅家跡と目される長坂寺遺跡



写真 7：明石城と武家屋敷 (明治初年)

出典) 播磨学研究所・明石文化財調査団『ふるさと明石・写真帳』



写真 8：中崎遊園地 (明治)

出典) 播磨学研究所・明石文化財調査団『ふるさと明石・写真帳』

参考文献

明石市 HP (<http://www.city.akashi.hyogo.jp/>)、明石市教育委員会 HP (<http://www.edi.akashi.hyogo.jp/kyoiku/index.php>)  
 明石観光協会 HP (<http://www.yokoso-akashi.jp/>)、明石市立文化博物館 HP (<http://www.akashibunpaku.com/index.html>)

② 地域資源

豊かな歴史を持つ明石市には、自然・歴史・文化に関する様々な地域資源があります。特に緑地と関わりの深い屋外空間に残る地域資源は下記のとおりです。

表6：緑に関わる地域資源一覧

区分	地域資源	
自然資源	(A-1) 屏風ヶ浦 (林崎～二見の海岸)	(A-5) 八木海岸※ <sup>3</sup> (八木)
	(A-2) 林崎～松江海岸※ <sup>2</sup> (林崎、松江)	(A-6) アカシゾウの発掘地 (八木)
	(A-3) 赤石 (松江)	(A-7) 江井ヶ島海岸と周辺※ <sup>2</sup> (江井島)
	(A-4) 藤江の浦 (藤江海岸一帯)	(A-8) 西岡海岸 (西岡)
先史	(B-1) 狩口 (大蔵谷狩口)	(B-8) カゲユ池古墳(市史跡)※ <sup>1</sup> (藤江)
	(B-2) 上ノ丸遺跡 (上ノ丸)	(B-9) 西脇遺跡 (西脇)
	(B-3) 稲爪神社 (大蔵本町)	(B-10) 「明石原人」の発見地 (八木)
	(B-4) 岩屋神社 (材木町)	(B-11) 文五郎塚 (金ヶ崎)
	(B-5) 鉄船の森 (東藤江)	(B-12) 赤根川・金ヶ崎窯 (金ヶ崎)
	(B-6) 藤江別所遺跡 (藤江)	(B-13) 鴨谷池遺跡 (鴨池)
	(B-7) 藤江出ノ上遺跡 (藤江)	(B-14) 幣塚 (清水)
古代	(C-1) 西国街道 (大蔵谷～魚住町清水)	(C-8) 仮寝の岡 (東二見)
	(C-2) 太寺廃寺塔跡(付 寺地出土瓦) (県史跡)※ <sup>1</sup> (太寺)	(C-9) 弘法大師の霊水 (東二見)
	(C-3) 月照寺 (人丸町)	(C-10) 西光寺とまちなみ※ <sup>3</sup> (西脇)
	(C-4) 柿本神社 (人丸山)※ <sup>3</sup> (人丸町)	(C-11) 江井ヶ島漁港 (江井島)
	(C-5) 坂上寺 (和坂)	(C-12) 名寸隅の船瀬 (西島)
	(C-6) 高丘古窯跡群(5・6・7号窯、8・9号窯) (県史跡)※ <sup>1</sup> (高丘)	(C-13) 長坂寺遺跡 (長坂寺)
	(C-7) 薬師院(ボタン寺)と周辺※ <sup>3</sup> (西岡)	
中世	(D-1) 馬塚碑 (人丸町)	(D-10) 船上城跡 (神明町)
	(D-2) 本松寺 (上ノ丸)	(D-11) 大久保本陣跡とまちなみ※ <sup>3</sup> (大久保)
	(D-3) 西林寺 (大蔵町)	(D-12) 報恩寺跡 (西脇)
	(D-4) 大蔵の旧街道のまちなみ※ <sup>3</sup> (大蔵中町)	(D-13) 玄慶の池 (八木)
	(D-5) 大蔵院 (大蔵本町)	(D-14) 魚住城跡 (西島)
	(D-6) 両馬川合戦跡 (大蔵天神町)	(D-15) 魚住古窯跡群 (江井島～中尾)
	(D-7) 朝顔光明寺 (鍛冶屋町)	(D-16) 金ヶ崎神社 (金ヶ崎)
	(D-8) 光明寺の明治天皇行在所跡(市史跡)※ <sup>1,3</sup> (鍛冶屋町)	(D-17) 正覚寺 (金ヶ崎)
	(D-9) 善楽寺平清盛五輪塔 (大観町)	
歴史・文化資源	(E-1) 高家寺本堂 (太寺)	(E-16) 無量光寺・鳥の細道 (大観町)
	(E-2) 亀の水 (人丸町)	(E-17) 岬町の漁港※ <sup>3</sup> (岬町)
	(E-3) 旧明石藩主松平家廟所(長寿院) (市史跡)※ <sup>1</sup> (人丸町)	(E-18) 十輪寺 (西新町)
	(E-4) 明石神社 (上ノ丸)	(E-19) 望海浜※ <sup>3</sup> (船上町)
	(E-5) 妙見社 (上ノ丸)	(E-20) 立石の井 (宮の上)
	(E-6) 明石城跡(国史跡)※ <sup>1</sup> (明石公園)	(E-21) 林崎掘割渠記碑(市史跡)※ <sup>1</sup> (鳥羽)
	(E-7) 大蔵八幡神社 (大蔵八幡町)	(E-22) 野々池※ <sup>3</sup> (明南町)
	(E-8) 圓乗寺 (大蔵中町)	(E-23) 松陰新田のまちなみと寺池※ <sup>3</sup> (松陰新田)
	(E-9) 休天神社 (大蔵天神町)	(E-24) 住吉神社(大久保) (森田)
	(E-10) 明石港と周辺※ <sup>3</sup> (中崎他)	(E-25) 太陽酒造※ <sup>3</sup> (江井島)
	(E-11) 錦江橋付近の船溜り※ <sup>3</sup> (中崎)	(E-26) 太山寺道標 (金ヶ崎)
	(E-12) 白雲の桜 (桜町)	(E-27) 清水神社 (清水)
	(E-13) 織田家長屋門※ <sup>2</sup> (大明石町)	(E-28) 茨木酒造※ <sup>3</sup> (西岡)
	(E-14) 町割り (中心市街地一帯)	(E-29) 横河重慶墓(観音寺) (市史跡)※ <sup>1</sup> (東二見)
	(E-15) 魚の棚※ <sup>2</sup> (本町)	(E-30) 二見港と周辺※ <sup>2</sup> (東二見)
近代	(F-1) 明石公園※ <sup>2</sup> (明石公園)	(F-6) 洋館と御小休所※ <sup>3</sup> (大久保)
	(F-2) 中崎公会堂と松並木※ <sup>3</sup> (相生町)	(F-7) 鳴池記念碑 (福田)
	(F-3) ラヂオ塔 (相生町)	(F-8) 寛政池紀功碑 (西島)
	(F-4) 岩佐家住宅 (鳥羽)	(F-9) 江井ヶ島酒造※ <sup>3</sup> (西島)
	(F-5) 藤江漁港 (藤江)	
現代	(G-1) 松が丘公園※ <sup>3</sup> (松が丘)	(G-12) 石ヶ谷公園※ <sup>3</sup> (松陰、大窪)
	(G-2) 明舞団地※ <sup>3</sup> (松が丘)	(G-13) 八木遺跡公園※ <sup>3</sup> (八木)
	(G-3) 人丸山公園 (人丸町)	(G-14) 金ヶ崎公園※ <sup>3</sup> (金ヶ崎)
	(G-4) 市立天文科学館※ <sup>2</sup> (人丸町)	(G-15) 淡山疎水記念碑 (長坂寺)
	(G-5) 市立文化博物館 (上ノ丸)	(G-16) 浜西のヒメコマツ(五葉松1本) (県天然記念物)※ <sup>1</sup> (清水)
	(G-6) 中崎のペランダ護岸※ <sup>2</sup> (中崎)	(G-17) 西福寺・五輪石塔 (清水)
	(G-7) 時の道※ <sup>3</sup> (明石駅～明石城～人丸前駅)	(G-18) 住吉公園※ <sup>2</sup> (中尾)
	(G-8) 大蔵海岸※ <sup>2</sup> (大蔵海岸通)	(G-19) 中尾親水公園※ <sup>3</sup> (中尾)
	(G-9) 明石西公園 (北王子町)	(G-20) 瑞応寺のそとつ(12株) (市天然記念物)※ <sup>1,3</sup> (東二見)
	(G-10) 浜の散歩道 (南王子町～魚住町江井島)	(G-21) 横河家・横河公園※ <sup>3</sup> (東二見)
	(G-11) 林崎漁港 (林)	

注1) ※1：指定史跡名勝天然記念物 ※2：わがまちあかし十景 ※3：わがまち景観50選  
 注2) 成立年代の時代区分 … 先史(B)：旧石器時代～古墳時代 古代(C)：奈良時代～平安時代 中世(D)：鎌倉時代～安土桃山時代  
 近世(E)：江戸時代 近代(F)：明治時代～第2次世界大戦 現代(G)：第2次世界大戦以降  
 注3) 表中の(略号)は、図13中の略号と対応している。また、表中の背景写真は昭和初期の西八木海岸(「ふるさと明石・写真帳」より)。  
 出典) 石田善人監修 明石文化財調査団編集『新明石の史跡』明石芸術文化センター(1997)、  
 黒田義隆『郷土明石風土記』明石地方史研究会(1997)、明石市史編さん委員会『明石市史 現代編I』明石市(1999)、  
 明石市HP (http://www.city.akashi.hyogo.jp/)、明石市観光協会HP (http://www.yokoso-akashi.jp/) 他

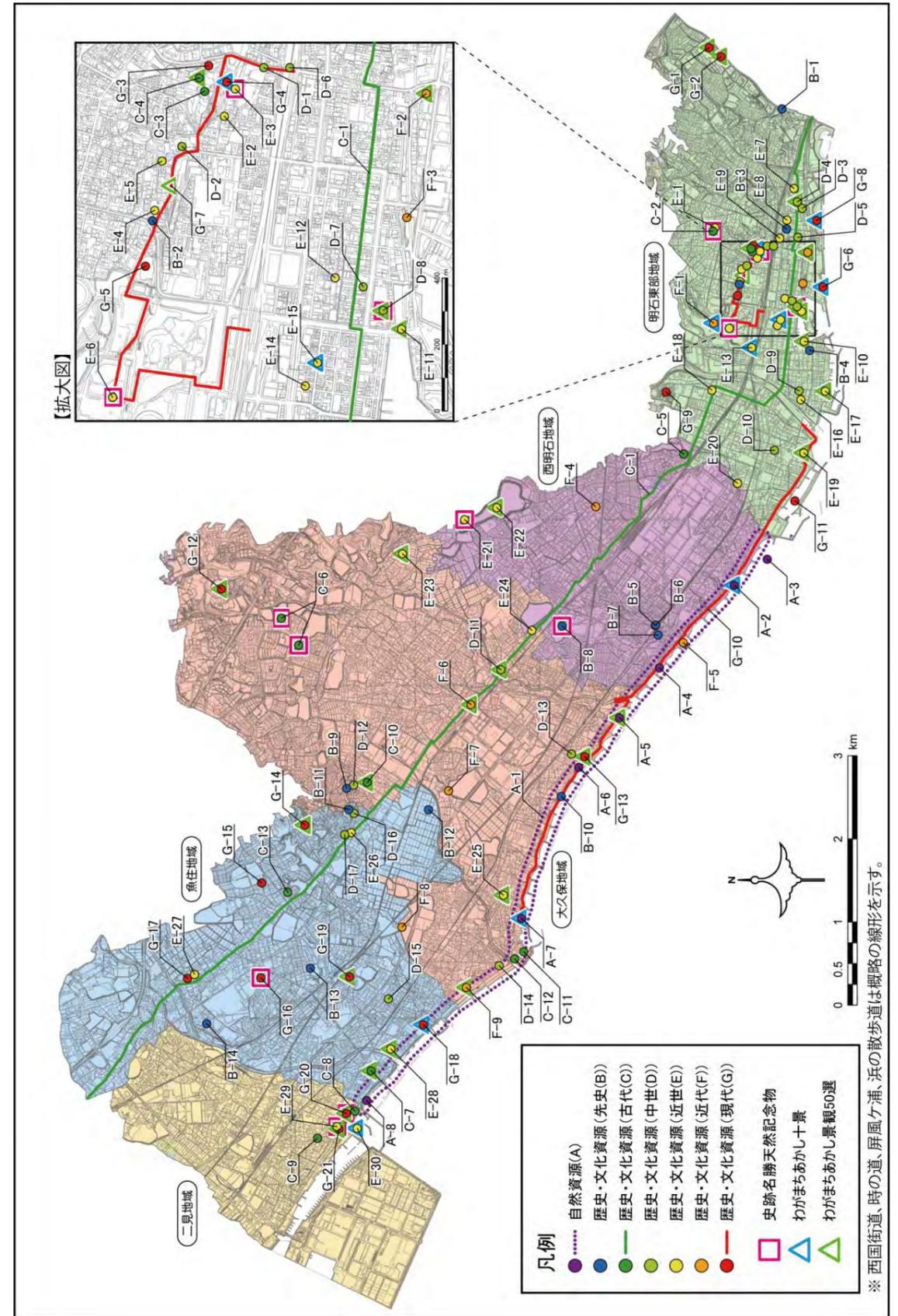


図13：緑に関わる地域資源分布図

2-2. 前回計画の成果及び達成状況

(1) 緑に係る目標水準の達成状況

① 都市公園の目標水準の達成状況

都市公園については、毎年順次整備を行い、面積を増やしています。これに伴い、一人あたりの公園面積も増えています。

しかし、前回計画における「都市公園等の目標水準」として、320ha (10m<sup>2</sup>/人) を掲げていましたが、現状は、205.99ha (7.07m<sup>2</sup>/人) に留まっています。

地域別にみると、明石東部地域は12.47m<sup>2</sup>/人と目標水準を超えています、西明石地域は1.66m<sup>2</sup>/人、魚住地域は4.40m<sup>2</sup>/人と少ない状況です。

表7：市内全域の都市公園面積の推移

	前回計画策定時点	平成22年度目標	平成22年度時点 (目標との差)
面積	177.71 ha	⇒ 320 ha	205.99 ha (-114.01 ha)
1人あたりの面積	6.12 m <sup>2</sup> /人	⇒ 10 m <sup>2</sup> /人	7.07 m <sup>2</sup> /人 (-2.93 m <sup>2</sup> /人)

表8：前回計画における「都市公園等の目標水準」と現状との比較

年次	平成9年3月末	平成12年度	平成17年度	平成22年度	将来	現状 <sup>注1</sup>	目標水準との差
都市公園の目標水準	6.12m <sup>2</sup> /人	7m <sup>2</sup> /人	8m <sup>2</sup> /人	10m <sup>2</sup> /人	20m <sup>2</sup> /人	7.07m <sup>2</sup> /人	-2.93m <sup>2</sup> /人
	177.71ha	210ha	248ha	320ha	—	205.99ha	-114.01ha

注1) 平成23年3月1日現在、明石市の人口は291,250人。

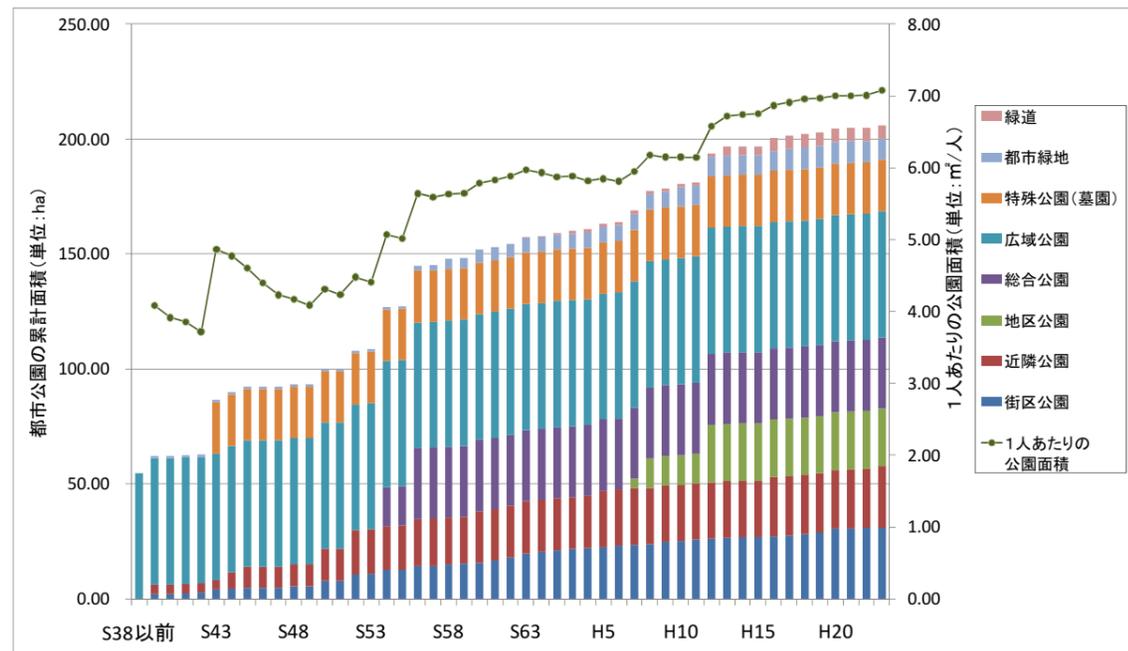


図14：都市公園等の累積面積の推移

出典) 公園面積：明石市緑化公園課資料  
人 口：明石市統計書 平成21年版(2009年)等

表9：地域別公園種別面積一覧表

種類・種別	地域										
	明石東部	西明石	大久保	魚住	二見	合計					
住区基幹公園	人口(人)										
	74,944	58,654	78,709	49,468	29,475	291,250					
	街区公園	0.1ha未満		43	20	54	45	29	191		
				1.41	0.64	1.58	1.52	0.80	5.95		
				0.19	0.11	0.20	0.31	0.27	0.20		
	0.1ha以上		21	22	41	21	13	118			
			4.56	4.50	8.74	3.94	3.35	25.09			
			0.61	0.77	1.11	0.80	1.14	0.86			
	小計		64	42	95	66	42	309			
			5.97	5.14	10.32	5.46	4.15	31.04			
		0.80	0.88	1.31	1.10	1.41	1.07				
近隣公園	5	2	3	4	1	15					
	9.66	3.65	4.86	7.42	1.20	26.79					
	1.29	0.62	0.62	1.50	0.41	0.92					
地区公園	2	—	—	1	—	3					
	16.50	—	—	8.51	—	25.01					
	2.20	—	—	1.72	—	0.86					
小計	71	44	98	71	43	327					
	32.13	8.79	15.18	21.39	5.35	82.84					
	4.29	1.50	1.93	4.32	1.82	2.84					
都市基幹公園	総合公園										
	—	—	1	—	1	2					
	—	—	13.90	—	17.00	30.90					
						1.77	5.77	1.06			
小計						—	—	13.90	—	17.00	30.90
						1.77	5.77	1.06	1.06		
大規模公園	広域公園										
	1	—	—	—	—	1					
	54.80	—	—	—	—	54.80					
						7.31	—	—	—	1.88	
小計						1	—	—	—	—	1
						54.80	—	—	—	—	54.80
						7.31	—	—	—	—	1.88
緩衝緑地等	特殊公園(墓園)										
	—	—	1	—	—	1					
	—	—	22.40	—	—	22.40					
							2.85	—	—	—	0.77
	都市緑地										
	10	3	11	6	5	35					
2.23	0.06	4.18	0.38	2.43	9.28						
0.30	0.01	0.53	0.08	0.82	0.32						
緑道											
2	2	—	—	1	5						
4.29	0.88	—	—	0.60	5.77						
0.57	0.15	—	—	0.20	0.20						
小計						12	5	12	6	6	41
						6.52	0.94	26.58	0.38	3.03	37.45
						0.87	0.16	3.38	0.08	1.03	1.29
合計						84	49	111	77	50	371
						93.45	9.73	55.66	21.77	25.38	205.99
						12.47	1.66	7.07	4.40	8.61	7.07

注1) 人口データは平成23年3月1日現在、公園データは平成23年3月末現在。

注2) 表中の上段は箇所数、中段は面積 (ha)、下段は1人あたりの公園面積 (m<sup>2</sup>/人) を表す。

注3) 明石東部地域と西明石地域の人口は、概算値。

② 緑地の確保目標水準の達成状況

緑地は、大きく公園緑地としての「施設緑地」と法や条例による緑地としての「地域制緑地等」の2つに分けられます。

市内全域の緑地の面積については、前回計画策定時の集計方法と異なるため、単純に比較することはできませんが、公園緑地（施設緑地）、法や条例による緑地（地域制緑地等）ともに、前回計画の策定時より、面積は増加しましたが、目標水準に至りませんでした。

なお、本計画において、市域の緑地として捉えられる項目を新たに追加しました（表13参照）。

表10：市内全域の緑地確保の推移

	前回計画策定時点	平成22年度目標	平成22年度時点(目標との差)
公園緑地(施設緑地)	231.26 ha	⇒ 430 ha 以上	279.69 ha (-150.31 ha)
法や条例による緑地(地域制緑地等)	252.74 ha	⇒ 550 ha 以上	274.23 ha (-275.77 ha)
合 計	484.00 ha	⇒ 980 ha 以上	553.92 ha (-426.08 ha)

表11：前回計画における「緑地の確保目標水準」と現状との比較

年次	平成9年3月末	平成12年度	平成17年度	平成22年度	将来	現状	目標水準との差
公園緑地 (施設緑地)	231.26ha (4.7%)	280ha 以上 (5.5%以上)	320ha 以上 (6.5%以上)	430ha 以上 (9%以上)		279.69ha (5.7%)	-150.31ha
法や条例による緑地 (地域制緑地等)	252.74ha (5.1%)	320ha 以上 (6.5%以上)	470ha 以上 (9.5%以上)	550ha 以上 (11%以上)	1,480ha 以上 (30%以上)	274.23ha (5.6%)	-275.77ha
合 計	484.00ha (9.8%)	600ha 以上 (12%以上)	790ha 以上 (16%以上)	980ha 以上 (20%以上)		553.92ha (11.2%)	-426.08ha

表12：前回計画策定時との緑地面積内訳の比較

区分	前回計画策定時		本計画策定時		増減		備考
	箇所数	合計(ha)	箇所数	合計(ha)	箇所数	合計(ha)	
公園緑地 (施設緑地)	都市公園等	298	177.71	371	205.99	+73	+28.28
	公共緑地※1	99	53.55	97	73.70	-2	+20.15
	小 計	397	231.26	468	279.69	+71	+48.43
法や条例による緑地 (地域制緑地等)	農業振興地域・農用地区域	8	205.40	8	200.00	0	-5.40
	保安林	22	3.40	19	2.26	-3	-1.14
	保護樹木・保護樹林	8	0.61	8	0.61	0	0.00
	史跡名勝天然記念物	3	0.04	10	28.06	+7	+28.02
	河川区域	7	43.30	7	43.30	0	0.00
	重複指定	1	0.01	-	-	-	-
小 計	48	252.74	52	274.23	+4	+21.49	
合 計	445	484.00	520	553.92	+75	+69.92	

※1：公共緑地：公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校等が対象。  
注1）ここでは、前回計画との比較を行うため、対象項目を前回計画に合わせている。

表13：現状の緑地面積一覧表(新)

区分	箇所数	面積(ha)	備考
施設緑地	963	335.86	
都市公園	371	205.99	
都市公園	371	205.99	
公共施設緑地	303	105.11	
○都市公園を除く公共空地(その他公園)	37	10.69	
○公共団体が設置している市民農園	2	1.44	
学校緑化	97	73.70	
○下水道処理場等の付属緑地	10	2.82	
道路環境施設帯及び植栽帯(街路樹)	133	5.57	
○その他の公共施設における植栽地	24	10.89	
民間施設緑地	289	24.76	
○民間団体が設置している市民農園	19	1.67	
○民間の屋上緑化空間等	270	23.09	
地域制緑地等	54	354.93	
法による地域	44	353.01	
農業振興地域・農用地区域	8	200.00	農用地区域の農用地部分
河川区域	7	43.30	
保安林区域	19	2.26	
○地域森林計画対象民有林	-	79.39	
史跡・名勝・天然記念物	10	28.06	
協定による区域	2	1.31	
○緑地協定	2	1.31	
条例等によるもの	8	0.61	
保護樹木	8	0.61	
合 計	1,017	690.79	

注1）平成23年3月末現在  
注2）表中の「○」は、本計画において、新たに集計対象として追加した項目。



写真9：まちを彩る街路樹の植栽(大久保町ゆりのき通)

③ 緑化の目標水準の達成状況

前回計画では、「緑化に関する目標水準（植物としての緑）」として、「樹林地 10%以上、緑被 27%以上、緑被+水面 30%以上」を掲げていました。

達成状況については、「樹林地」の割合は、7.5%と平成 22 年度の目標を下回っていますが、「緑被」と「緑被+水面」は、目標を上回っています。

なお、地域別にみると、「樹林地」は、大久保地域のみが 10%超と目標を上回っていますが、他の地域では 10%以下であり目標水準を下回っています。「緑被」は、大久保地域と魚住地域が目標値 27%を上回っており、「緑被+水面」も、大久保地域と魚住地域が目標値 30%を上回っています。

表 14：市内全域の緑被状況の推移

	平成 11 年度調査時点	⇒	平成 22 年度目標	平成 21 年度調査時点(目標との差)
樹林地	6.9%	⇒	10%以上	7.5% (-2.5%)
緑被 <sup>※1</sup>	26.3%	⇒	27%以上	27.9% (+0.9%)
緑被+水面 <sup>※2</sup>	30.1%	⇒	30%以上	32.1% (+2.1%)

※1：緑被 = 樹林地 + 草地 + 田畑  
 ※2：水面 = 河川・水路 + ため池

表 15：前回計画における「緑化に関する目標水準（植物としての緑）」と現状との比較

年次	平成 11 年度調査時点 <sup>※1</sup>	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	将来	平成 21 年度調査時点	目標水準との差
樹林地	6.9% (5.7%)	7.5%以上	9%以上	10%以上	30%以上	7.5%	-2.5%
緑被 <sup>※2</sup>	26.3% (18.2%)	27%以上	27%以上	27%以上		27.9%	+0.9%
緑被+水面 <sup>※3</sup>	30.1% (20.2%)	30%以上	30%以上	30%以上		32.1%	+2.1%

※1：表中下段の( )内は市街地  
 ※2：緑被 = 樹林地 + 草地 + 田畑  
 ※3：水面 = 河川・水路 + ため池

表 16：緑化状況の 10 年間の主な変化点 (図 15 に対応)

- 樹林地・樹木
  - ・大蔵海岸、明石西公園、ゆりのき通周辺等の整備により樹林地が増加した。
  - ・大久保北部や魚住の住宅地内の樹木、人工島の既存の樹林地・樹木が生長し、面積が増加した。
- 草地
  - ・西二見土地区画整理事業施行区域や人工島等で裸地から草地に変化し面積が増加した。
- 田畑
  - ・市内に点在していた小規模の田畑が、宅地化や商業施設整備のため造成され面積が減少した。
- 河川・水路及びため池（水面）
  - ・大きな変化はなかった。
- 裸地
  - ・大蔵海岸、ゆりのき通、大久保町カスケディア地区、クリーンセンター、イオンタウン、人工島などの裸地が、宅地化・草地化等により減少した。

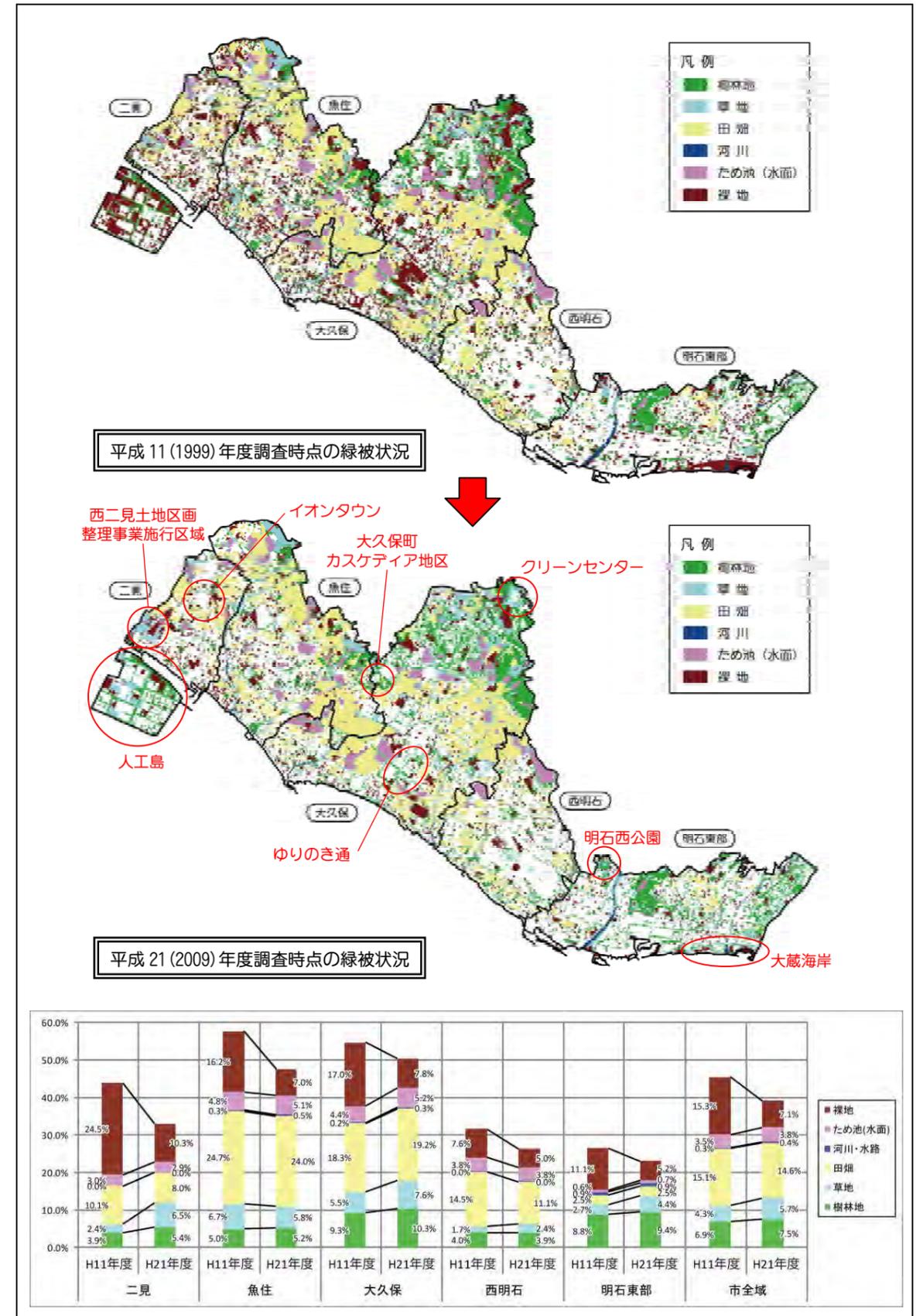


図 15：緑被状況の推移 (平成 11 (1999) 年度調査時点と平成 21 (2009) 年度調査時点の比較)

(2) 前回計画の施策プログラムの達成状況

① 前回計画における「実現化のための施策プログラム」と達成状況

前回計画は、緑の将来像の実現を目指して、図16に示す5つの取組みについて具体的な施策プログラムを設定していました。ここでは、これら5つの取組みごとにその実施状況及び達成状況を整理し、評価を行いました。

下表は、前回計画の施策プログラムの実施状況から、その達成状況と実施しなかった理由を集計したものです。各施策プログラムの5つの取組みごとの実施状況及び評価についてはp.25～26に、これらの具体的な内容と実施状況の詳細はp.27～31に示しています。

緑の基本計画(前回計画)	緑の保全及び創造のための施策	緑の推進のための施策	施策プログラム		施策プログラムの数	達成状況			実施できなかった(△, ×)理由			
						実施済み(○)	一部実施(△)	未実施(×)	①状況変化	②財政上の理由	③事業の効率化	④努力不足
	①緑をまもる計画 (緑に親しみ守る計画)		樹木・樹林等良質な緑の保全と活用	自然や社寺等の緑に親しみ守る計画	5 (100%)	- (0%)	- (0%)	5 (100%)	3		1	1
			水と土の保全と活用	海や河川、農地、ため池に親しみ守る計画	6 (100%)	3 (50%)	1 (17%)	2 (33%)	1			2
	②緑をつくる計画 (公園緑地の整備計画)		公園等の整備	公園の緑により都市環境基盤を形成し、増やす計画	10 (100%)	3 (30%)	4 (40%)	3 (30%)		7		
			公園機能の活性化	ニーズの変化にあわせた公園のリフレッシュ	3 (100%)	2 (67%)	- (0%)	1 (33%)		1		
			海峽の見える公園づくり	明石らしさを公園の緑により形成するふれあい公園づくり	3 (100%)	2 (67%)	1 (33%)	- (0%)			1	
	③緑をつなぐ計画 (緑と市民を結びつける計画)		緑の回廊の整備	ふるさとの森と時の道を結ぶ緑の主軸化計画	2 (100%)	- (0%)	- (0%)	2 (100%)		2		
			緑の都市軸の緑化	緑道や道路、河川、海岸等による水と緑のネットワーク化計画	7 (100%)	4 (57%)	1 (14%)	2 (29%)	1	2		
	④緑化を進める計画 (緑化を推進する計画)		公共施設緑化	公共施設の緑を増やす計画	6 (100%)	5 (83%)	1 (17%)	- (0%)		1		
			まち角の緑化	ポケットパークやまち角の緑を増やす計画	6 (100%)	1 (17%)	2 (33%)	3 (50%)		3		2
	⑤緑を普及する計画 (みんなで緑を育み拡げる計画)		緑化の普及	みんなで緑を育み愛する計画	5 (100%)	3 (60%)	1 (20%)	1 (20%)			1	1
			緑のまちづくり	みんなが協働して緑を育む計画	4(5) <sup>※1</sup> (100%)	2 (40%)	1 (20%)	1 (20%)	2			
			緑化推進のための組織づくり	緑化公園協会等の活用と市民団体等との連携	3 (100%)	1 (33%)	- (0%)	2 (67%)	1		1	
			緑の啓蒙活動	みんなが緑に親しみ活用する計画	3 (100%)	2 (67%)	1 (33%)	- (0%)		1		
					63(64) <sup>※1</sup> (100%)	28 (44%)	13 (21%)	22 (35%)	8	17	4	6

※1：兵庫県の事業であった1項目は評価の対象外とした。

図16：前回計画の施策プログラムの体系とその達成状況

## ② 5つの取組みの実施状況及び評価

## i 緑をまもる計画

**11項目中、達成できたのは3項目、  
一部実施できたのは1項目でした。**

## 【評価】

「緑をまもる計画」は、風致地区や生産緑地地区の指定など、これまでに明石市にはなかった制度の設置や地区指定などの新たに導入する計画が多く、あまり実施することができませんでした。ただし、「ため池の保全と活用」や「海岸線の保全」、「河川の保全」に関する取組みについては、具体的な取組みを実施しており、一定の成果を得ることができました。

## ii 緑をつくる計画

**16項目中、達成できたのは7項目、  
一部実施できたのは5項目でした。**

## 【評価】

「緑をつくる計画」は、公園等の新規整備やリニューアル整備、特色ある公園づくりなどの計画であり、事業の検討・推進を含めて一定の成果を得ることができました。ただし、公園整備に係る予算が減少している中で、施策プログラムを完全に達成することは難しいといえ、その内容について再検討が必要です。

## iii 緑をつなぐ計画

**9項目中、達成できたのは4項目、  
一部実施できたのは1項目でした。**

## 【評価】

「緑をつなぐ計画」は、道路、河川、海岸などを活用しながら線状の緑でつないでいく計画であり、街路樹整備の延長、河川における親水護岸の整備など、一定の成果を得ることができました。ただし、市内を周遊する緑の回廊（緑道）の整備計画など、至らないものもあり、これらの内容について再検討が必要です。

## iv 緑化を進める計画

**12項目中、達成できたのは6項目、  
一部実施できたのは3項目でした。**

## 【評価】

「緑化を進める計画」は、公共施設やまち角の緑化を推進する計画であり、特に、学校園庭の芝生化や、明石駅前や銀座通りの市民との協働による花壇整備など一定の成果を得ることができました。ただし、学校園等における環境教育施設の整備や、スポットガーデンの整備など至らないものもあり、これらの内容について、再検討が必要です。

## v 緑を普及する計画

**15項目中、達成できたのは8項目、  
一部実施できたのは3項目でした。**

## 【評価】

「緑を普及する計画」は、緑化の推進に関わる取組みやそのための組織づくり、啓発活動に関する計画であり、市民団体等との連携した取組みなどについて一定の成果を得ることができました。ただし、グリーンモニター制度や緑化基金など、至らないものもあり、これらの内容について、再検討が必要です。

## vi 総合評価

## 「実現化のための施策プログラム」の実施状況【総括】

**63項目中、達成できたのは28項目、  
一部実施できたのは13項目でした。**

## 実施できなかった理由（一部実施を含む）

- ① 状況変化：8項目
- ② 財政上の理由：17項目
- ③ 事業の効率化：4項目
- ④ 努力不足：6項目

## 【総合評価】

前回計画における施策プログラムの実施状況は、全体を通して達成できた項目が半分以下と少ない状況でした。これは、計画の内容が多岐に亘り、総花的であったためでした。実施できなかった理由をみると、財政上の理由が最も多く、17項目ありました。次いで、状況変化から実施が困難であったものが8項目、担当課の努力不足であったものが6項目、事業の効率化に伴い実施できなかったものが4項目でした。

今回の計画の改定にあたっては、これらの施策プログラムの内容を一つひとつ精査するとともに、実現性の高い計画の策定を目指して、計画期間内に確実に実施すべき内容を抽出して取りまとめます。

③ 5つの取組みの実施状況及び評価の詳細

i 緑をまもる計画（緑に親しみ守る計画）

施策プログラム（前回計画）		実施状況	達成状況（理由）※1			
<p>I. 緑をまもる計画（緑に親しみ守る計画）</p> <p>本市に現存する貴重な緑を永続的に保全し、活用していくため、緑の骨格を構成する樹林地、農地、ため池、社寺林、大木、名木等の保全、活用を図る。</p>	<p>1. 樹林・樹木等良質な緑の保全と活用（自然や社寺等の緑に親しみ守る計画）</p> <p>生態系保全や、都市景観等の機能を有する樹林・樹木について、風致地区や保護樹木・樹林の指定等により保全する。</p>	<p>①樹林地等の保全</p> <p>市内に残存する樹林地のうち、大部分は特に保全措置が講じられていない。このため、今後は保全制度の強化を図りながら、地域ぐるみでの保全及び維持管理が必要である。特に生態系保全の上から野生生物の種の多様性を保つには、10ha以上の緑が必要と言われ、明石市でこれを満たす緑は、大久保北部の丘陵の緑、金ヶ崎地区の丘陵の緑、明石公園及びため池群を包括した農地等がある。これらの緑は環境保全のみならず景観構成上も重要な効果・効用を持っているため、保全緑地の指定を図る。</p>	<p>ア. 風致地区の指定</p> <p>都市の自然風致を維持するため重要な樹林地やため池及びこれらを取り巻く自然環境を対象として、大久保北部の丘陵の樹林、金ヶ崎地区の丘陵の樹林、貴重な植物を育むため池や農村風景を形成するため池を包括する農地群、及び、緑豊かな住環境を有する地域に対し、風致地区としての指定を推進する。</p>	<p>・風致地区の指定はしていない。</p>	<p>× (①)</p>	
		<p>②貴重な樹林・樹木の保全</p> <p>まちにうらおいや市街地内の貴重な自然空間を与えてくれる大木や自然性の高い樹木・社寺林は明石市の歴史を語る上でも貴重な財産でもある。これらの樹木・樹林は現在、10ヶ所が保護樹木・保護樹林や天然記念物等に指定され、保全されているが、新たに後世に伝えるべく、樹木・樹林の追加指定と支援管理体制の充実を図る。</p>	<p>イ. 緑地保全地区の指定</p> <p>現行の樹林地の保全施策の中で最も有効な手段である緑地保全地区を、市街化区域内のみでなく、市街化調整区域の貴重な樹林地についても再調査を行い、指定を図る必要がある。</p>	<p>・緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はしていない。</p>	<p>× (①)</p>	
		<p>③海岸線・河川の保全</p> <p>東西軸としての海岸線、南北軸としての河川は緑のネットワークを形成する上で重要な要素であり、海岸線・河川の保全を行う。</p>	<p>ウ. 斜面緑地等の保全</p> <p>崖線にある樹林地等は、面積的には小さくても、都市にあっては貴重な緑であり、緑化指導などにより保全を図る。</p>	<p>・緑化指導はしていない。</p>	<p>× (③)</p>	
		<p>2. 水と土の保全と活用（海や河川、農地、ため池に親しみ守る計画）</p> <p>明石市を特徴づける海岸やため池、農地、河川等を、市民に身近な水と土として、その特性に応じ、(仮)ため池保全地区等として保全を行う。</p>	<p>①ため池の保全</p> <p>市内に多く点在するため池は、115ヶ所・227haが残存し、明石市の風土、景観を語る上で欠かせない存在であるとともに、日本有数のオニバス多産地であること等、都市の自然空間としての貴重な動植物を育む場となっている。そのため、ため池の本市における自然特性、景観特性や総合的機能に着目し、計画的な位置づけを行い、緑のネットワークの中に有機的に取り込む。</p>	<p>ア. 保護樹木・保護樹林</p> <p>地域の緑のオアシスとなる樹林、街のシンボルとなる樹木や自然性の高い樹林等について、所有者の協力を得て、保全するとともに健全な育成を図る。</p>	<p>・前回計画策定後、新たな保護樹木・保護樹林は指定していない。</p>	<p>× (④)</p>
			<p>②農地の保全</p> <p>農地は、都市における貴重なオープンスペースとして、自然環境の保全や防災という立場からの役割が再認識されている。そのため、農地と調和した形で良好な生活環境の確保を図る。</p>	<p>イ. 史跡・名勝・天然記念物</p> <p>現在、緑に関する史跡・名勝・天然記念物の指定は3件であるが天然記念物としての価値のある樹木等については指定によって保全を図る。</p>	<p>・前回計画策定後、新たに緑(樹林・樹木)に関わる文化財の指定はしていない。</p>	<p>× (①)</p>
			<p>③農業用排水路の保全と活用</p> <p>農業用排水路をため池のネットワークの一部として、生態系や景観に配慮しつつ保全と活用を図る。</p>	<p>ア. ため池の保全と活用</p> <p>貴重な動植物の生育するため池や野鳥観察スポットとなっているため池等の環境機能の高いため池、市街地内又は市街地に隣接し周辺の宅地や道路から池面が見渡せる3ha以上のため池、ため池群について(仮)ため池保全地区に指定し、保全する。また、ため池の自然性、オープンスペース機能を活かした憩いの場として、公園や緑道等と連携しつつ、ため池の状況に応じた活用・整備に努める。</p>	<p>・前回計画策定時、115箇所(227ha)であったため池は、現在、107箇所(211.9ha)(それぞれ、神戸市域の2箇所含む)に減少した。</p> <p>・市内12地区で「ため池協議会」が設立。</p> <p>・「ため池クリーンキャンペーン」や「明石ため池清掃志隊」等の活動を実施中。</p> <p>・周辺地域とともに「いなみ野ため池ミュージアム」を設立。</p> <p>・中尾親水公園や鳥池公園において、ため池を活用した公園整備を行った。</p>	<p>○</p>
	<p>④生産緑地地区の指定</p> <p>本市では、現在のところ市街化区域内農地の宅地並課税の対象ではないが、今後、対象地域となった場合には、都市緑地としての農地の計画的保全を推進するために積極的な指定を図る。</p>		<p>イ. 農業用排水路の保全と活用</p> <p>農業用排水路をため池のネットワークの一部として、生態系や景観に配慮しつつ保全と活用を図る。</p>	<p>・農業用排水路の保全・活用に係る取組みは行っていない。</p>	<p>× (④)</p>	
	<p>⑤農地と調和した形で良好な生活環境の確保を図る。</p>		<p>ア. 農業振興地域・農用地区域</p> <p>本市では、現在、約205haが指定されているが、基本的には現状を維持し今後もその適正な運用を図る。</p>	<p>・農用地区域は、平成21年現在、200.0haであり、前回計画策定時から5haの減少に留まった。</p>	<p>△ (①)</p>	
	<p>⑥生産緑地地区の指定</p> <p>本市では、現在のところ市街化区域内農地の宅地並課税の対象ではないが、今後、対象地域となった場合には、都市緑地としての農地の計画的保全を推進するために積極的な指定を図る。</p>		<p>イ. 生産緑地地区の指定</p> <p>本市では、現在のところ市街化区域内農地の宅地並課税の対象ではないが、今後、対象地域となった場合には、都市緑地としての農地の計画的保全を推進するために積極的な指定を図る。</p>	<p>・生産緑地地区の指定はしていない。</p>	<p>× (④)</p>	
	<p>⑦「あかし大蔵海岸CCZ整備事業」の実施(平成10年3月供用開始)。平成14年以降は民間レクリエーション施設を誘致。</p> <p>・松江海岸、八木海岸、江井島海岸、魚住海岸、二見海岸等において、ウォーターフロント整備構想に基づき、海岸整備を順次実施した。</p>	<p>ア. 海岸線の保全</p> <p>明石市南部に長く続く海岸線を活用して緑化し、東西方向のグリーンベルトを形づくる。また、自然の海岸地形を残し、明石象化石の発掘地を含む屏風ヶ浦海岸や海岸線の砂浜などをウォーターフロント整備構想にあわせて保全を図る。</p>	<p>・「あかし大蔵海岸CCZ整備事業」の実施(平成10年3月供用開始)。平成14年以降は民間レクリエーション施設を誘致。</p> <p>・松江海岸、八木海岸、江井島海岸、魚住海岸、二見海岸等において、ウォーターフロント整備構想に基づき、海岸整備を順次実施した。</p>	<p>○</p>		
	<p>⑧明石川における唯一の自然的な南北軸として河川の保全、活用を図る。</p>	<p>イ. 河川の保全</p> <p>本市における唯一の自然的な南北軸として河川の保全、活用を図る。</p>	<p>・明石川の左岸及び右岸において遊歩道の整備を行った。</p> <p>・定期的な管理を実施した。</p>	<p>○</p>		

※1:「達成状況(理由)」の下段( )内は実施できなかった理由を表す。それぞれの理由は次のとおり。①:状況変化による。②:財政上の理由による。③:事業の効率化による。④:努力不足による。

ii 緑をつくる計画（公園緑地の整備計画）

施策プログラム（前回計画）		実施状況	達成状況（理由）※1		
<p>II. 緑をつくる計画（公園緑地の整備計画）</p> <p>都市の基幹的施設であり様々な緑の機能・効用を發揮する公園やその他の緑地を、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能を考慮しつつ、新規整備・再整備を行い、市域における緑の拠点とする。</p>	<p>1. 公園等の整備（公園の緑により都市環境基盤を形成し、増やす計画）</p> <p>都市の基幹的施設であり防災機能等様々な機能を有する公園緑地を、自然環境や歴史的資源といった地域の特徴を活かして、また、防災機能を考慮して新たに公園整備を行い、既設の公園を軸に不足している緑の量を確保するとともに、防災空間や日常的なレクリエーションの場を創造する。</p> <p>また、視覚障害者等が花の香りを楽しんだり、車椅子の人が自由に動き回れるなど、ハンディキャップを持った人でも楽しめる、福祉に配慮した公園、人にやさしい公園、また、住民の意見を取り入れ住民と共に作る公園等、誰もが楽しめる身近な公園づくりに配慮する。</p>	<p>①住区基幹公園</p> <p>住区基幹公園の整備にあたっては、日常生活圏における利用を対象に、整備の遅れている近隣公園、地区公園の整備の充実、基本的には各コミュニティ地区に地区公園又は近隣公園を複数、人口を考慮しつつ整備する。既成市街地でこれらの確保が困難な地区においては利便性を考慮しながら、分散配置を行う。また、街区公園については、250m圏内に1ヶ所、整備する。</p>	<p>ア. 街区公園の整備</p> <p>可能な限り1ヶ所0.25ha以上とし、1㎡/人以上の整備を行う。</p>	<p>・現在、全309箇所のうち、0.25ha以上の街区公園は35箇所（0.25ha未満は274箇所）。</p> <p>・前回計画策定時、0.86㎡/人（230箇所、計25.23ha）であったが、1.06㎡/人（309箇所、計31.04ha）に増加。</p>	△ (2)
		<p>イ. 近隣公園の整備</p> <p>1㎡/人以上の整備を行うとともに、将来的には2㎡/人以上を目標とする。</p>	<p>・前回計画策定時、0.87㎡/人（13箇所、計25.60ha）であったが、0.91㎡/人（15箇所、計26.79ha）に微増。</p>	× (2)	
		<p>ウ. 地区公園の整備</p> <p>1㎡/人以上の整備を行う。</p>	<p>・前回計画策定時、0.14㎡/人（2箇所、計4.10ha）であったが、0.85㎡/人（3箇所、計25.01ha）に増加。</p>	× (2)	
		<p>②都市基幹公園</p> <p>都市基幹公園では、健康指向の高まりから運動施設の増設が望まれ、今後、総合公園内などにおける運動施設との調整を図りながら健康維持増進の場として機能する運動公園の新設整備を推進する。</p>	<p>ア. 総合公園の整備</p> <p>現況の2公園の機能充実を図る。</p>	<p>・石ヶ谷公園においては遊具の更新を、明石海浜公園においては再整備基本構想を検討中。</p>	△ (2)
		<p>③特殊公園</p> <p>自然とのふれあい指向の増加や、自然の中での活動への参加、歴史・伝統・文化とのふれあい指向などを踏まえ、自然の生物とのふれあいの場や野外活動の場としての自然ふれあい公園の整備を図り、また、河川・ため池・海岸とのふれあいをテーマにした親水公園や歴史的ふれあいを求める風致公園等の整備を推進する。</p>	<p>イ. 運動公園の整備</p> <p>運動公園の整備を推進する。</p>	<p>・運動公園の整備は行っていない。</p>	× (2)
		<p>④広域公園</p> <p>ヘリポートの整備等、防災公園としても位置づける。</p>	<p>ア. 墓園の整備</p> <p>石ヶ谷墓園の管理・整備を行う。</p>	<p>・石ヶ谷墓園の管理・整備を行った。</p>	○
		<p>⑤区画整理等に伴う公園整備</p> <p>土地区画整理事業により設置される公園については、施行者等の協力を得て、助成制度を設けて基準面積以上の公園用地の確保に努めているが、同様に、開発公園の拡充制度の導入を進める。</p>	<p>イ. 自然ふれあい公園</p> <p>大久保北部地区に市民の余暇利用の空間として自然の生物とのふれあいや野外活動等の場としての自然ふれあい公園を設置する。また、将来的には、大久保北部東側ゾーンを公園化する事も念頭に整備計画を推進する。</p>	<p>・大久保北部地区において、平成19年5月、「明石北わんぱく広場」を供用開始。</p> <p>・大久保北部東側ゾーン一帯の公園化には至っていない。</p>	△ (2)
		<p>⑥防災機能の整備</p> <p>県下における広域防災公園として明石海浜公園を位置づけ、また各コミュニティ地区に備蓄倉庫、耐震性貯水槽や防火水槽を備えた地域防災公園を、また、小学校区単位では、耐震性防火水槽を備えた地区防災公園を設置する。</p>	<p>ア. 明石公園</p> <p>緑のネットワークの中心の一つとして位置づける。</p>	<p>・明石公園を緑のネットワークの中心の一つとして位置づけた。</p> <p>・基準面積以上の公園用地の確保に努めてきたが、開発公園の拡充制度の導入については、行っていない。</p>	△ (2)
		<p>2. 公園機能の活性化（ニーズの変化にあわせた公園のリフレッシュ）</p> <p>施設の老朽化に加え、社会情勢、地域住民の年齢構成や周辺の土地利用、防災機能の重要性等の社会ニーズや利用形態に合わせ、住民と共に公園機能のリフレッシュを行う。</p>	<p>①公園リフレッシュ事業</p> <p>施設の老朽化に加え、社会情勢、地域住民の年齢構成や周辺の土地利用、防災機能の重要性、福祉に配慮した公園など、公園を取り巻く諸条件の変化によって利用者のニーズに沿ったリフレッシュを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園リフレッシュ計画の策定</li> <li>リフレッシュ・モデル公園の整備</li> </ul>	<p>・地域防災計画に基づき、整備を実施した。</p>	○
		<p>②市民の森整備</p> <p>景観上あるいは立地上重要な公園緑地の中に市民の参加による、市、地区の名所となる特色ある樹林地の整備を行う。</p>	<p>②市民の森整備</p> <p>景観上あるいは立地上重要な公園緑地の中に市民の参加による、市、地区の名所となる特色ある樹林地の整備を行う。</p>	<p>・都市公園施設長寿命化計画に基づき、平成21～25年度にかけて遊具の更新（160公園）及びトイレの更新（9公園10施設）を実施中。</p> <p>・朝霧公園、松が丘公園において、リニューアル工事を実施予定。</p>	○
		<p>③接道部の再整備</p> <p>接道部の充実や、街路と一体的な整備を図ることにより、緑の拠点にふさわしい緑環境を有する公園として再整備を進める。</p>	<p>③接道部の再整備</p> <p>接道部の充実や、街路と一体的な整備を図ることにより、緑の拠点にふさわしい緑環境を有する公園として再整備を進める。</p>	<p>・大蔵海岸公園において、一部、市民との協働により、松の植樹を行った。</p>	○
		<p>3. 海峡の見える公園づくり（明石らしさを公園の緑により形成するふれあい公園づくり）</p> <p>明石海峡大橋を活かした「海峡の見える公園」、子午線のまちを題材とした「時のふるさと公園」等の特色ある公園づくりを行う。</p>	<p>①明石海峡・明石海峡大橋の見える公園</p> <p>明石市の特色である明石海峡大橋・明石海峡を活かし、自然や水辺、都市の特徴を感じられるように、また、レクリエーションや憩いの場となるよう、特色ある緑化に努める。</p>	<p>・街路と一体的な公園整備は行っていない。</p>	× (2)
<p>②時のふるさと公園</p> <p>子午線のまち明石にちなんで、市内135ヶ所の公園等に様々な日時計モニュメントを設置し、四季を感じられるうるおいのある緑化を行う。</p>	<p>②時のふるさと公園</p> <p>子午線のまち明石にちなんで、市内135ヶ所の公園等に様々な日時計モニュメントを設置し、四季を感じられるうるおいのある緑化を行う。</p>	<p>・大蔵海岸公園の整備（白砂青松）を行った。</p>	○		
<p>③みんなのアイデア公園づくり</p> <p>街区公園レベルの公園に地域住民のアイデアを積極的に取り入れることにより、固有の魅力を持った公園を創る。また、自然や水辺を活かし、レクリエーションや憩いの場となるよう、テーマやシンボルとなる花や木を定め、特色ある緑化に努め、人々とのふれあいの場としての公園整備を、新規公園の整備や公園リフレッシュにあわせ行う。</p>	<p>③みんなのアイデア公園づくり</p> <p>街区公園レベルの公園に地域住民のアイデアを積極的に取り入れることにより、固有の魅力を持った公園を創る。また、自然や水辺を活かし、レクリエーションや憩いの場となるよう、テーマやシンボルとなる花や木を定め、特色ある緑化に努め、人々とのふれあいの場としての公園整備を、新規公園の整備や公園リフレッシュにあわせ行う。</p>	<p>・日時計の設置は、積極的に行っていない。</p>	△ (3)		
		<p>・八木住吉公園、松が丘公園、明石北わんぱく広場、石ヶ谷公園等において、ワークショップ形式による公園整備、ルールづくりを行った。</p>	○		

※1：「達成状況（理由）」の下段（ ）内は実施できなかった理由を表す。それぞれの理由は次のとおり。①：状況変化による。②：財政上の理由による。③：事業の効率化による。④：努力不足による。

iii 緑をつなぐ計画（緑と市民を結びつける計画）

施策プログラム（前回計画）		実施状況	達成状況（理由）※1		
<p>Ⅲ. 緑をつなぐ計画（緑と市民を結びつける計画）</p> <p>自然や海と市民を結びつける道筋、自然の息吹をまち中に導く線として、緑と緑、緑と水を相互に結びつけ、緑のネットワークを形成する。</p>	<p>1. 緑の回廊の整備（ふるさとの森と時の道を結ぶ緑の主軸化計画）</p> <p>市街地と樹林・海岸を緑で結び、明石市の個性を活かした緑の中心軸として、自然や歴史文化の息吹を緑の軸を通して導く緑の回廊を整備する。</p>	<p>①市街地とふるさとの森を結ぶ緑の回廊の整備</p> <p>西明石駅から野々池、大久保北部のため池群、石ヶ谷墓園、石ヶ谷公園、大久保北部住宅地、金ヶ崎公園、魚住駅を緑道で結び、点在する緑をふるさとの森などと連携させることにより、緑の主軸を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西明石駅から野々池に至る西明石緑道は整備済み。</li> <li>大久保北部のため池群、石ヶ谷墓園、石ヶ谷公園、大久保北部住宅地、金ヶ崎公園、魚住駅における緑道の整備は行っていない。</li> </ul>	<p>× (2)</p>	
		<p>②時の道・都心回遊路の整備</p> <p>明石公園から人丸山公園、大蔵海岸、中崎遊園地、明石港を巡り、点在する文化史跡や公共施設、明石海峡の眺望など明石市の個性を活かし、うるおいとやすらぎのある中心市街地の文化的な散策路を緑で結ぶ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時の道における積極的な緑化は行っていない。</li> </ul>	<p>× (2)</p>	
	<p>2. 緑の都市軸の緑化（緑道や道路、河川、海岸等による緑のネットワーク化計画）</p> <p>緑道や道路、河川、海岸等の緑化により緑のネットワークを形成し、まちにうるおいを与え、ピオトープネットワーク、災害時の避難路等として整備する。</p>	<p>①緑地・緑道</p> <p>広場、公園、ポケットパークなどの整備を図るとともに、緑道により有機的な連結軸を形成し、緑のネットワーク化を図る。特に、山陽電鉄の各駅から海岸へ向かう海辺への道やまちの南北軸として、日常の散策や公園への導線、避難路などとして緑道を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回計画策定後の緑道の整備状況としては、「明石川左岸遊歩道」を平成13年に、「明石川右岸遊歩道」を平成16年に整備した。</li> <li>山陽電鉄各駅から海岸へ向かう道における緑道整備は行っていない。</li> </ul>	<p>△ (2)</p>	
		<p>②道路緑化</p> <p>うるおいのある美しい都市景観をつくるために、緑の都市軸の中心となる街路樹により、緑のネットワークを拡大させるとともに、生活道路等でのうるおい形成のために街路樹延長を増やします。</p>	<p>ア. 道路緑化基準</p> <p>幅員が3.5m以上の歩道、及び、幅員が1.5m以上の中央帯については植栽帯を設置し、幅2.5m以上3.5m未満の歩道については、街路樹を8mから12m間隔で植栽する。また、法面については、樹木又は芝などを植栽する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹の延長距離について、前回計画策定時は36.7km(市道)であったが、48.16km(市道)に延長した。</li> </ul>	<p>○</p>
		<p>③河川緑化</p> <p>河川沿いの水辺は、都市の景観を形成し、防災上も大きな役割を果たすだけでなく、うるおいある憩いの場として、地域の人々の暮らしや文化に深い関わりを持っている。親しみのある水辺空間を形成するために、傾斜型堤防や環境護岸、テラス等の設置により、親水空間の回復に努めるとともに、水量の確保と水質の改善により、水辺における生態系の回復を図るものとする。</p>	<p>ア. 市街地の河川</p> <p>市街地における河川環境整備は断続的であり、森の緑地拠点と水際の拠点を結ぶ緑の都市軸として今後も積極的に整備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続性を持った河川環境整備は、実施できていない。</li> </ul>	<p>× (2)</p>
			<p>イ. 地区の河川</p> <p>地区の環境改善に寄与し、高水敷やデッキを設け、親水性を高めるとともに、コンクリート護岸等も緑化スペースと捉え、護岸の緑化やネットフェンス緑化及びデザインに配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝霧川における親水性のある遊歩道の整備を行った。</li> </ul>	<p>○</p>
		<p>④海岸線緑地</p> <p>「海峡公園都市」明石のシンボリック空間として良好な親水空間を作り出すとともに、遊歩道や公園緑地との有機的な連結を図ることにより水際の緑地軸を形成する。</p>	<p>ア. 大蔵海岸整備</p> <p>明石海峡大橋と淡路島を一望できる優れた立地条件を活かし、白砂青松の復活と海浜レクリエーションの拠点として整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大蔵海岸の整備を実施した。</li> </ul>	<p>○</p>
			<p>イ. 明石港再整備</p> <p>港湾・漁港機能の向上を図るとともに、明石海峡大橋観光ルートとの拠点となる海上ターミナル機能など、多くの人々の交流の場として整備に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明石港の再整備は行っていない。</li> </ul>	<p>× (1)</p>
			<p>ウ. 西部海岸（ウォーターフロント整備構想）</p> <p>海水浴場、海浜公園、散策路、海釣り施設、マリーナ、展望休憩所などを配置し、人々が四季を通じて海に親しめる海浜レクリエーションゾーンの形成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松江海岸、八木海岸、江井島海岸、魚住海岸、二見海岸等において、ウォーターフロント整備構想に基づき、海岸整備を順次実施した。</li> </ul>	<p>○</p>

※1：「達成状況(理由)」の下段( )内は実施できなかった理由を表す。それぞれの理由は次のとおり。①：状況変化による。②：財政上の理由による。③：事業の効率化による。④：努力不足による。



iv 緑化を進める計画（緑化を推進する計画）

施策プログラム（前回計画）		実施状況	達成状況（理由）※1		
<p><b>IV. 緑化を進める計画（緑化を推進する計画）</b>                      日常生活空間におけるうおいとなる緑を、公共施設やまち角の緑で彩り、季節感やうおい豊かな空間をつくる。</p>	<p><b>1. 公共施設緑化（公共施設の緑を増やす計画）</b>                      学校や地域の中心的な公共施設緑化は、人々に親しまれるよう、そして、緑化のモデルとして人々に取り組みを先導するよう、積極的に緑化を進める。</p>	<p><b>①学校園（教育・文化施設）</b>                      コミュニティの中心的な位置にある学校園は、市民との関わりが深く、特に小中学校は各住区ごとに配置される施設で人々に親しまれ、子供達の健全な心身を育む場の緑として緑化を進め、地域のオープンスペースとしてグラウンドの開放を引き続き実施するとともに、今後、民有地での緑化を推進する上でのモデルとして、積極的な緑化を行う。新設校にあっては校舎敷地面積の20%以上を確保する。また、学校緑化としては、敷地規模を活かした緑量の増加と、環境教育の一環としての多様な緑の配置や生態系を織り込んだビオトープの創造を図る。さらに、公園や文化・厚生施設、河川等との一体整備により、緑のボリュームアップと防災機能などの向上を図る。</p>	<p><b>ア. 緑量の確保</b>                      接道部の緑化、シンボルとなる植栽等により、敷地内の緑量の増加を図る。校舎敷地については、新設の場合にあっては校舎敷地の20%以上、既設の場合にあっては校舎敷地の15%以上、運動場については、運動場敷地の5%以上を基準とする。</p> <p><b>イ. 環境教育としての緑化</b>                      校庭内に多様な緑を配置することにより、児童・生徒が自然とふれあえる場を創造し、環境教育の場とする。</p> <p><b>ウ. 周辺との一体緑化</b>                      学校周辺の道路の緑化、公園や文化・厚生施設、河川等を一体的に整備し、緑量の確保や生態系保全の場の確保、防災機能の充実等を図る。</p>	<p>・平成16年以降、学校園庭における芝生化を実施した（平成21年度時点で計19,052.11㎡実施）。</p> <p>・校舎敷地の15%以上（新設20%以上）の緑化を行っている。</p> <p>・校園庭の芝生化を順次実施している。</p>	○
		<p><b>②庁舎等</b>                      各地域の緑の拠点として、それにふさわしい風格やシンボル性を有し、地域・地区の特徴を演出し、市民に親しまれる緑化を図って行く。庁舎等の緑化は、市民から見た緑のボリュームアップを重点として、空き地を有効に活用し、道路との一体感が得られる入り口や道路境界付近、広場、駐車場等を中心に、空地面積の50%以上（概ね敷地面積の20%以上）を目標として緑化に努める。また、樹種等の選定においても、明石らしさや他施設との協調感を持たせる。</p>	<p><b>ア. 接道部や駐車場等の緑化</b>                      接道部のフェンス化、生垣化や駐車場の緑化等により、緑量の増加を図る。</p> <p><b>イ. シンボルツリー</b>                      玄関横や接道部に、特徴ある樹木を植栽し、シンボルツリーとする。</p> <p><b>ウ. 緑化基準</b>                      庁舎、病院、公営住宅、社会教育施設については、基本的に新設の場合には空地面積の50%以上、既設の場合は、空地面積の40%以上とする。社会福祉施設は、学校に係る基準とする。</p>	<p>・庁舎におけるグリーンカーテンの実施。</p> <p>・庁舎等においてシンボルツリー（アコウ）の植栽を行った。</p> <p>・緑化基準に則り実施している。</p>	○
		<p><b>①ポケットパーク、眺望点などの整備</b>                      都市公園の基準にあてはまらない小空闲地などで、市民の情報交換の場やコミュニティの場、周辺の景観の向上を図る施設としてのポケットパークや、明石市のシンボルとなる明石海峡を望む眺望点に休憩場などの整備を図る。</p>	<p><b>ア. ポケットパークの整備</b>                      道路と道路が交差する箇所や自然と居住地の接点、河川、社寺、集会所などの周辺に接し、概ね100㎡以上で周辺地域住民からの要望や協力が得られる小空闲地について、花木を主体とした植栽や休養施設、照明施設などの整備を行う。</p> <p><b>イ. スポットガーデンの整備</b>                      ポケットパークより狭小な土地であるが、公共小空闲地の利用や史跡などを生かした空間として整備し、アメニティを高める。</p> <p><b>ウ. 眺望点の整備</b>                      明石海峡のランドマークとなる明石海峡大橋の建設は、市内各所からの眺望対象として、今後明石の大きな特性になるものと思われ、眺望点を整備する。</p>	<p>・東朝霧丘ポケットパークや、道路整備に伴う小空闲地において、ポケットパーク整備を市内2箇所程度で行ったが、これら以外に積極的な整備は行っていない。</p> <p>・スポットガーデンの整備は行っていない。</p> <p>・明石海峡大橋の眺望点として、21公園を候補地として抽出した。</p>	△ (2)
		<p><b>②街路・まち角の演出</b>                      主要なまち角や時の道等に、シンボルツリーの植栽や水景施設によりまち角の演出をはかる。</p>	<p><b>ア. 歴史と文化の散歩道</b>                      ふるさとの道や時の道、公園、名所、旧跡地を緑でつなげ、自然、歴史、文化に親しみながら散策のできる歴史と文化の散歩道を整備する。</p> <p><b>イ. こども広場の整備</b>                      継続性のあるこども広場の整備を行う。</p> <p><b>ウ. まち角の整備</b>                      a. 緑のシンボルロード                      植栽配置の見直し、既存街路樹の量的・質的向上を図り、シンボリックな道路ゾーン構成を行う。                      b. フラワーロード                      季節感を演出し、彩りを添える魅力ある道づくりを行う。                      c. 緑のシティゲート                      市外縁部においてシティゲートの配置・演出を行う。                      d. ポケット・ガーデン                      人々の行き交う一角や、史跡・まちなかのシンボリックな小空間等、小さな空き地等に、市民が主体となった緑化を進め、明石のシンボル空間として魅力とゆとりの向上に努める。</p>	<p>・新たな散策歩道の整備は行っていない。</p> <p>・こども広場の整備は行っていない。</p> <p>・駅前広場や銀座通り、県道明石高砂線（本町1丁目付近）において、市民との協働による花壇の整備を行った。</p>	△ (2)
				×	
				×	
				×	
				×	
				○	
				○	

※1：「達成状況(理由)」の下段( )内は実施できなかった理由を表す。それぞれの理由は次のとおり。①：状況変化による。②：財政上の理由による。③：事業の効率化による。④：努力不足による。

v 緑を普及する計画（みんなで緑を育み広げる計画）

施策プログラム（前回計画）		実施状況	達成状況（理由）※1	
<p><b>V. 緑を普及する計画（みんなで緑を育み広げる計画）</b>                      広く市民に緑の重要性とそれを大切に、育む心を育てることを目的として普及啓発に努める。</p>	<p><b>1. 緑化の普及（みんなで緑を育み愛する計画）</b>                      身近な緑に関心や愛着を持ち、緑の育成に参加する取り組みを進めるため、公園愛護会・街路樹愛護会・緑化推進委員の育成等や緑のリサイクル事業、グリーンモニター制度や緑化フェア等のイベント、小中学生等への緑化環境教育を行う。</p>	<p>①公園愛護会・街路樹愛護会・緑化推進委員等の育成・助成・活用                      地域住民が樹木への水やり・除草清掃活動などを行い、地域の緑の健全な育成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園愛護会と連携した活動を実施した。</li> <li>平成23年3月末現在、254公園で公園愛護会が活動している（計画期間内に61公園での活動が増加した）。</li> </ul>	○
		<p>②グリーンモニター制度の設置                      身近な自然への関心を高めることを目的としてグリーンモニター制度を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンモニター制度は設置していない。</li> </ul>	× (③)
		<p>③緑のイベントの活用                      緑化意識の高揚を図るため、緑化に関するイベントを積極的に開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>花と緑の学習園（上ヶ池公園内）における園芸講習会・展示会等の実施、菊花展の開催、花壇コンクールの実施、記念植樹祭の開催などを行った。</li> </ul>	○
		<p>④緑のリサイクル事業の展開                      民有地でやむを得ず除去される樹木の無償提供を受け、公共施設・公園の緑化に再活用する。また、樹木の剪定等により発生する廃枝葉をコンポスト化・チップ化等により、肥料・土壌改良材としての再利用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木のリサイクル制度を継続的に実施した（計画期間内の実績値は、年平均186.5本、計1,865本）。</li> <li>剪定枝等のコンポスト化・チップ化は実施できていない。</li> </ul>	△ (④)
		<p>⑤環境教育                      「トライやる・ウィーク」を活用するなど次世代を担う小中学生に緑化推進活動を体験する機会を設ける事や、自然観察会の開催やインタープリテーションの導入などの緑化環境教育を推進する。実施にあたっては、自然保護団体等との連携も考慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコウイングあかし等の自然環境団体と連携し、トライやる・ウィーク等で緑化推進に関する体験活動を実施した。</li> </ul>	○
	<p><b>2. 緑のまちづくり（みんなが協働して緑を育む計画）</b>                      うるおいのある緑、災害に強いまちなみが広がっていくように、市民・事業者・行政の協働の取り組みにより、住宅地や事業所、沿道の緑化を促進する。</p>	<p>①緑地協定                      住宅地として良好な環境を維持することを目的として市民と市が結ぶ協定であり、協定締結の促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回計画策定後、新たに1箇所(9860.80㎡)緑地協定の締結を行った。</li> </ul>	○
		<p>②生垣助成制度                      生垣は、ブロック塀などと異なり地震で倒れることもなく、火災の延焼を防ぐ効果もあり、また、まちなみにも緑のうるおいを与える。そのため、塀やフェンスの生垣化や新築や増改築に伴う生垣の設置に対する助成等の制度化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民まちなみ緑化事業として兵庫県が実施。</li> </ul>	—
		<p>③地区計画、建築協定等の活用                      既成市街地あるいは今後市街地の形成が見込まれる市街化区域内等において地区計画、建築協定の積極的な活用を図り、良好な環境の創出に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内18地区（計130.3ha）において地区計画を策定した。</li> <li>新たな建築協定の締結は行っていない。</li> </ul>	△ (①)
		<p>④総合設計制度                      商業地などで緑化スペースを確保するのに有効な制度であり、緑豊かな公開空地の確保を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合設計制度の活用は行っていない。</li> </ul>	× (①)
		<p>⑤事業所等の緑地確保                      一定規模以上の建築物について、工場立地法、環境の保全と創造に関する条例、開発指導要綱等に基づき緑地の確保を図る。</p>	<p><b>ア. 工場等の緑化基準</b>                      敷地面積が1,000㎡以上の工場等では、新設や敷地の増加にあつては敷地面積の20%以上、既設にあつては空地面積の20%以上の緑化を行う。また、敷地面積が1,000㎡未満であり空地面積が300㎡以上の工場等では、新設や敷地の増加にあつては、空地面積の50%以上、既設にあつては空地面積の20%以上の緑化を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例に基づき、実施している。</li> </ul>
	<p><b>3. 緑化推進のための組織づくり（緑化公園協会等の活用と市民団体等との連携）</b>                      緑の取り組みを実現していくため、行政組織内のすべての人が緑の大切さを認識することから始め、緑化の具体化ができるような組織を作ると共に、諸制度や条例づくりなどを推進する。                      また、市民や事業者の参加・協力を得ながら様々な緑の取り組みを機動的、かつ柔軟に行っていくため、緑化公園協会等の活用や、市民団体を含めた組織づくりを推進する。</p>	<p>①緑化公園協会                      市と市民が協働して緑化を進めるための推進体制の中心として明石市緑化公園協会を活用し、市民、事業者、行政との協力体制や緑の指導員等による緑化相談体制の活用、市民団体やボランティアとの連携や組織作りの核とする。また、市の関わる事業の各段階での緑への配慮が実施できるような、組織作りとともに、組織が有効活用されるような諸制度や条例づくりなどを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明石市緑化公園協会は平成18年3月31日をもって解散。</li> </ul>	× (③)
		<p>②緑化基金の活用                      民有地の緑化を積極的に推進するため、広く民間から協力を得て基金の設立を図り、緑化事業を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化基金は創設していない。</li> </ul>	× (①)
		<p>③市民団体等との連携                      公園愛護会や自然観察等の市民団体・組織等と有機的に連携し、緑のまちづくりを促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体との連携により、駅前広場花壇の植栽、金ヶ崎公園の里山整備、上西二見オープンガーデン等を実施した。</li> </ul>	○
	<p><b>4. 緑の啓蒙活動（みんなが緑に親しみ活用する計画）</b>                      公園や自然拠点、生垣づくり等を紹介するパンフレット・図書等の発行・配布・販売等や、園芸教室や花壇コンクール等の開催により、市民がより緑に親しみ活用するきっかけを提供する。</p>	<p>①緑化啓蒙資料の活用                      緑化意識や自然愛護意識の高揚をめざして、明石市内に生育・生息する動植物を紹介するガイドや明石市の公園や自然拠点、生垣づくりや庭づくり、生垣や庭木、花壇に適する木や草花の紹介、家庭の庭やプランターを彩る花ごよみ（花だより）等のパンフレットや図書などの発行・配布・販売等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化公園課として、「こうえんファイル」や菊花展のパンフの作成、市政だよりにおいて、月1程度で花と緑の学習園の「園芸一口メモ」を掲載した。</li> <li>市教育委員会や文化博物館を中心に、「明石のため池」、「明石の野鳥」、「明石の昆虫」等を発行。</li> </ul>	○
		<p>②花のあるまちづくり                      移動園芸教室や花壇コンクール等の充実により、公園や個人の庭、接道部のプランターや、ハンギングバスケット等の緑化に対し支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和46(1971)年より、花壇コンクールを継続的に実施している。</li> </ul>	○
		<p>③植物の名札設置                      緑の啓蒙活動の一環として、木や草花に親しみを持ってもらうため公園愛護会等の協力のもと、木や草花の名札を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹名板の設置については、住民からの要望があれば行っている。</li> </ul>	△ (②)

※1：「達成状況(理由)」の下端( )内は実施できなかった理由を表す。それぞれの理由は次のとおり。①：状況変化による。②：財政上の理由による。③：事業の効率化による。④：努力不足による。

### 2-3. 緑に関する市民意識

本計画を改定するにあたって、市民の緑に関する意識を把握するため、平成22年9月1日～9月15日（15日間）にかけて、「緑に関わる市民アンケート調査」を実施しました。

アンケートは市内在住の満15歳以上の市民を対象に3,000件配布し、1,197件（有効回答率：39.9%）の有効回答を頂きました。その結果、以下のように市民の意識が見て取れました。

#### (1) 身近な緑の状況

身近な緑の状況に関する市民の意識を地区別にみると、市東部において緑の量が多いと認識され、満足度が高い状況が明らかになりました。一方、二見地区では、緑の量が少なく満足度が低い結果となっていました。

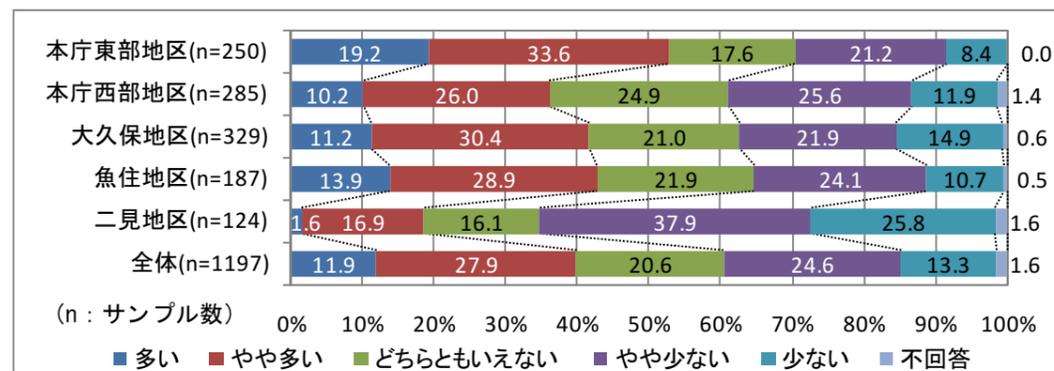


図17：地区別身近な緑の量の認識

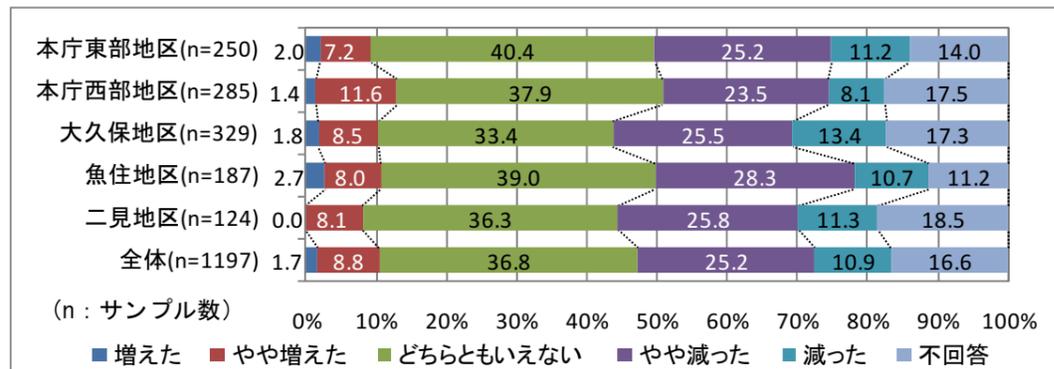


図18：地区別身近な緑の量の変化の認識

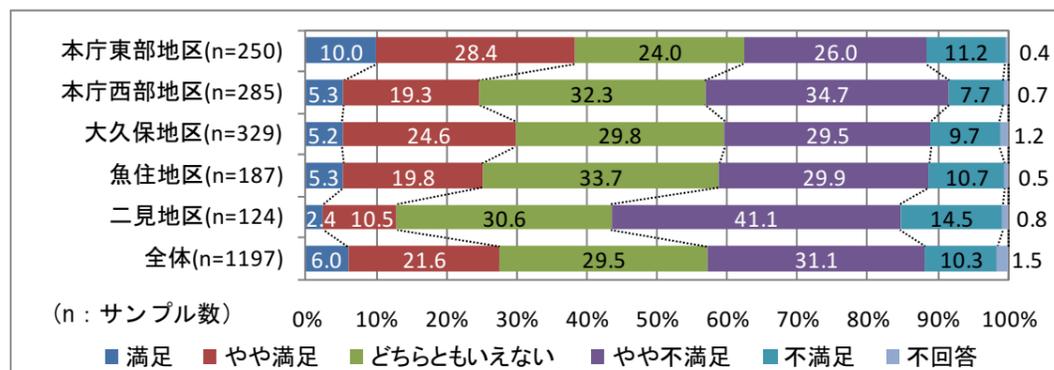


図19：地区別身近な緑の質(満足度)の認識

#### (2) 緑地保全に関わる活動への興味

市民の緑地保全に関わる活動への興味をみると、公共施設や自宅等での植物の管理や栽培などに興味あることが明らかとなりました。

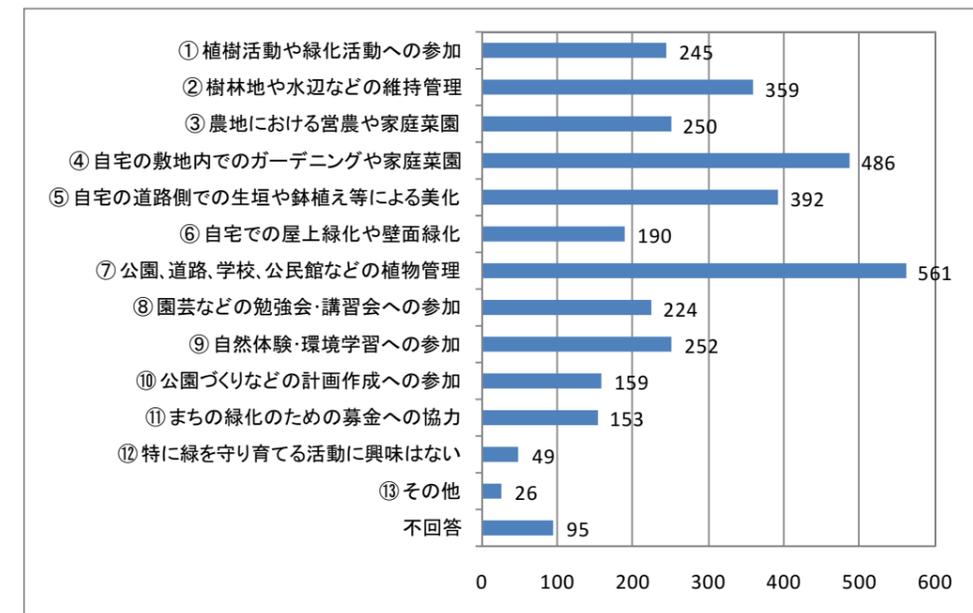


図20：緑地保全に関わる活動への興味

#### (3) 明石市に期待する支援

市民活動を円滑に実施するために、市に望まれている支援は、あらゆる形態の支援が望まれていることが明らかとなりました。

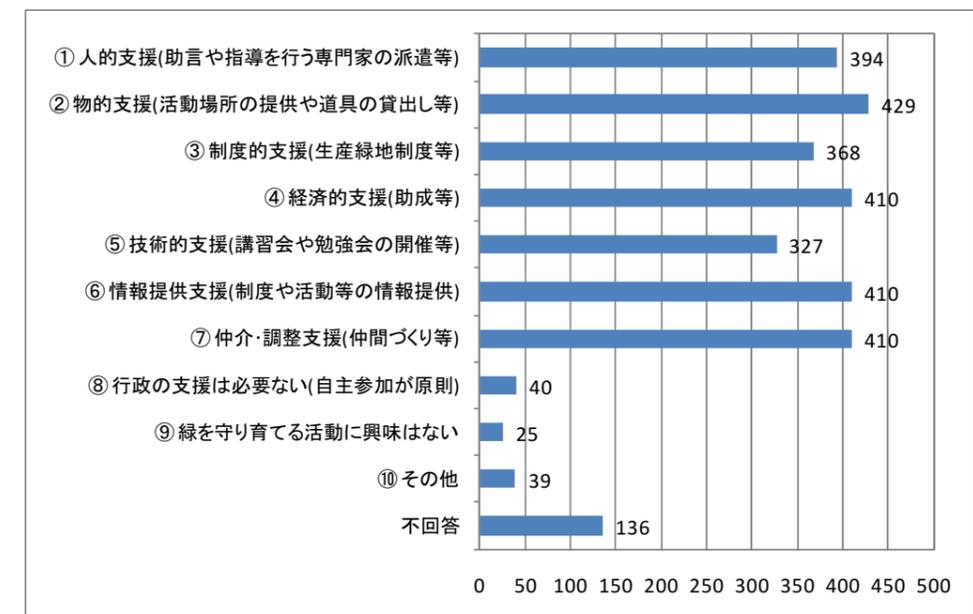


図21：明石市に期待する支援

## 第3章 緑に関わるまちづくりの課題と計画の目標

### 3-1. 明石市の緑に関わるまちづくりの課題

明石市の「緑に関わるまちづくりの課題」について、前回計画の施策プログラムの達成状況や緑に関する市民意識の把握を踏まえ、上位計画である長期総合計画や関連計画の都市計画マスタープラン等から、以下6つの課題を抽出しました。

#### (1) 安全・安心のまちづくり

生活の様々な場面で生じる不安にきめ細かく対応し、明石における「暮らしを守る」ため、防災（自然災害に対応する避難地・避難路の確保）、健康福祉（子ども、高齢者、障害者をはじめすべての人が活動する場の創出、生活習慣病を予防する環境形成）、治安維持（犯罪を抑制する環境整備）に取り組んでいくことが必要です。



写真10：防災訓練の様子(明石海浜公園)

#### (2) にぎわい・活気あるまちづくり

大都市に近い立地条件を活かし、人々が集う拠点の形成、地域特性を活かしたまちづくり（明石特有の地域資源の活用による観光・地域独自の文化と産業の振興）によるにぎわいの演出に寄与していくことが必要です。



写真11：ひょうごまちなみガーデンショーのイベント(明石公園)

#### (3) 自然・歴史・文化とこれらの景観を活かした個性あるまちづくり

明石は美しい海岸線、田園風景、ため池などの自然環境とそこに生息する多様な生きもの、太古の昔から営々と築かれてきた歴史や文化に恵まれ、今日まで発展してきました。こうして、先人が守り育ててきた個性ある自然・歴史・文化とこれらの景観を、後世に残していくとともに、心の安らぎやゆとり、まちへの愛着や誇りを高めていくための方策が必要です。



写真12：住吉公園(住吉神社)

#### (4) あらゆる世代を健やかに育むまちづくり

安らぎとにぎわいのあるまちづくりを実現するためには、明石のまちに暮らすあらゆる世代を健やかに育む環境づくりが必要です。安心して子育てに取り組める環境整備を行うとともに、健全な次世代の育成のための環境体験学習や食育、高齢者等の健康増進に配慮した取組み等が必要です。



写真13：園庭の芝生でお弁当(松が丘幼稚園)

#### (5) 自立した地域コミュニティの形成を促すまちづくり

明石のまちづくりの主役は明石のまちに暮らし、活動する多様な「人」です。こうした方々とともに、明石をさらに発展させていくためには、市民活動などを通じて地域の人のネットワークを構築し、自立的な地域コミュニティを形成していくことが必要です。



写真14：公園愛護会の活動の様子(藤江2号公園)

#### (6) 環境と調和した持続可能なまちづくり

明石の自然環境を次世代に引き継いでいくためには、持続可能な取組みが必要となります。特に、近年、問題が顕在化している環境問題に対応したまちづくり（CO<sub>2</sub>の排出削減、ヒートアイランド現象の緩和など）や、自然環境に配慮したまちづくり（地域の生物多様性の保全など）を推進していくことが必要です。



写真15：生物の生息するため池(八十島池)

3-2. 緑に関わるまちづくりの課題を解決するための目標

(1) 緑に関わるまちづくりの課題を解決するための方向性

都市の緑は、一般的に「都市環境保全機能」、「防災機能」、「景観形成機能」、「文化・レクリエーション機能」の4つの効果・効用を持つとされますが(p.5参照)、これらの効果・効用を以下のように発揮させることにより、前項において整理した明石市の「緑に関わるまちづくりの課題」の解決に貢献できると考えられます。

さらに、これらの課題解決のための方向性の整理から、明石市において、特に期待される緑の貢献内容を抽出し(下表の赤字部分)、明石市の「緑に関わるまちづくりの課題」への具体的な取組みとして検討していきます。

表17: 緑の効果・効用を活かした緑に関わるまちづくりの課題解決の方向性と具体的な取組み

まちづくりの課題 緑の効果・効用	安全・安心のまちづくり	にぎわい・活気あるまちづくり	自然・歴史・文化とこれらの景観を活かした個性あるまちづくり	あらゆる世代を健やかに育むまちづくり	自立した地域コミュニティの形成を促すまちづくり	環境と調和した持続可能なまちづくり	緑に関わるまちづくりの課題への具体的な取組み
都市環境保全機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全された緑は、大気の浄化作用を発揮し、大気汚染の防止に貢献する。</li> <li>保全された緑は、騒音・振動を緩和し、公害の防止に貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全された農地としての緑は、農業振興の場となり、地場産業の活性化に貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、海岸、ため池、社寺林等の緑は、地域の自然・歴史・文化資源を保全し、個性あるまちづくりに貢献する。</li> <li>保全された緑は、安定した生物の生息空間を提供し、<b>地域の生物多様性の保全</b>に貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全された緑は食育、環境体験学習の場への活用に貢献する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>保全された緑は、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの吸収源として機能し、<b>地球温暖化防止</b>に貢献する。</li> <li>保全された緑の蒸散効果は、<b>ヒートアイランド現象の緩和</b>や省エネルギー化に貢献し、良好な環境を提供する。</li> <li>保全された緑は、安定した生物の生息空間を提供し、<b>地域の生物多様性の保全</b>に貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 温暖化の防止</li> <li>◆ 生物多様性の保全</li> </ul>
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地・街路樹等の緑は、災害時に<b>避難地・避難路の場</b>を提供するとともに、<b>市街地火災の延焼を防止</b>し、また、<b>災害救助・復旧拠点</b>となって、安全なまちづくりに貢献する。</li> <li>公園緑地等の緑は、雨水を地下浸透させ、<b>豪雨による洪水の防止</b>に貢献する。</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難安全性の確保</li> <li>◆ 浸水被害の軽減</li> </ul>
景観形成機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>明石の特色ある景観を構成する緑は、明石観光の拠点として、<b>まちの活性化</b>に寄与し、にぎわいあるまちづくりに貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美しい自然・歴史景観を形成する緑は、<b>明石らしい個性あるまちづくりに</b>貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明石らしい美しい市街地・生活景観を形成する緑は、地域で暮らす人々の<b>地域への愛着を育み、郷土愛を醸成</b>する。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ まちの活性化・郷土愛の醸成</li> </ul>
文化・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地等の緑は、子どもや高齢者、障害者等の<b>多様な市民の健康づくりの場</b>となり、<b>生活習慣病の予防</b>に貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地等の緑は、観光・文化の発信拠点、<b>地域活動やイベント開催の場</b>として機能し、活気あるまちづくりに貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地等の緑は、歴史・文化の発信拠点や歴史・文化的イベント開催の場として機能し、個性あるまちづくりに貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地等の緑は子どもの遊び場として、また、<b>食育、環境体験学習の場</b>として、子どもの健全な発育に貢献する。</li> <li>公園緑地等の緑は、休憩・余暇活動の場として、また、スポーツ・レクリエーションの場として、高齢者等の<b>市民の健康増進</b>に貢献する。</li> <li>農地としての緑は、収穫体験や農作業、土とのふれあいを通じて<b>心と身体</b>の健康を増進する身近なレクリエーションの場であり、<b>豊かな暮らしの実現</b>に貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地等の緑は子育て環境の場を提供し、<b>地域で暮らす人々のネットワーク化を促進</b>する。</li> <li>公園緑地等の緑は<b>地域活動やイベント開催の場</b>として、地域コミュニティの形成に貢献する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生き生きと過ごすための場づくり</li> <li>◆ 次世代の育成の場づくり</li> <li>◆ 地域活動の場づくり</li> </ul>

注1) 表中の赤字は、明石市において、特に期待される緑の貢献内容を示しています。

(2) 緑に関わるまちづくりの課題を解決するための目標設定

前項において抽出した明石市の「緑に関わるまちづくりの課題」への具体的な取組みについて、緑の効果・効用を最大限発揮させて課題を解決するために、以下のように目標を設定し、その目標の達成に向けて、緑の「拠点の確保」を行い、それらを「ネットワーク化」

するとともに、緑の「質の向上」を図っていきます。なお、取組みの実施にあたっては、下表の下部に示す各種主体、関連部局、関連計画と連携していきます。

表 18：緑によるまちづくりの課題を解決するための目標設定

緑の効果・効用	都市環境保全		防災		景観形成	文化・レクリエーション		
緑に関わるまちづくりの課題への具体的な取組み	温暖化の防止	生物多様性の保全	避難安全性の確保	浸水被害の軽減	まちの活性化・郷土愛の醸成	生き生きと過ごすための場づくり	次世代の育成の場づくり	地域活動の場づくり
目標	クールスポット(屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・民有地緑化・工場緑化等)の創出等により、CO <sub>2</sub> 吸収量を増加させることともに、市街地の熱環境の改善を図り、ヒートアイランド現象を緩和する。	生物の生息空間となる緑を増加させ、市域の生物多様性をより豊かにする。	防災施設に至るための主要道を街路樹で緑化し、災害時の延焼防止を図るとともに、避難地・避難路、防災活動・復旧拠点を確保する。	ゲリラ豪雨等に対応し、氾濫の恐れのある河川上流域の浸透区域を確保するとともに、浸水被害想定地区における雨水一時貯留施設を確保する。	明石らしさを感じられる景観の拠点や、市内の主要道路を市木であるキンモクセイ等の明石らしい樹木で緑化し、市民の愛着心を醸成するとともに、来訪者数の増加に貢献する。	すべての市民が生き生きと暮らせるように、居住地から歩いてアクセスできる距離に健康づくりができる空間(公園等)をつくる。	次代を担う子どもたちに明石の農産物や自然をより良く理解してもらうために、すべての小学校区に少なくとも1箇所の食育・環境体験学習の場をつくる。	すべての小学校区単位のコミュニティに1箇所以上、活動のきっかけ・活性化となる場を確保し、すべての市民がコミュニティ活動に参加する基盤をつくる。
拠点の確保	・CO <sub>2</sub> を吸収するクールスポットの創出 ・市街化区域内の農地の保全 ・ため池の保全(親水公園の整備)	・生物の生息・生育空間(森林・ため池・河川・水路・海岸等)の保全	・地域防災公園・その他の公園における緑化推進	・氾濫河川の上流保全 ・公園・ため池における雨水一時貯留施設の整備 ・河川上流域の農地の保全	・わがまちあかし十景、景観50選、文化財等の地域資源の活用 ・眺望拠点の整備 ・駅前・商店街の緑化推進 ・緑地協定の推進 ・オープンガーデンの推進	・徒歩圏における運動の場(公園等)の確保 ・市街化区域内の農地の保全 ・散策道・自転車道における休憩ポイントの整備	・食育・環境体験学習の場づくりの推進 ・学校園庭の芝生化 ・市街化区域・市街化調整区域内の農地の保全	・公園愛護会の活動の場の確保 ・アダプトプログラム(駅前・道路・公園等)の場の確保 ・市民花壇の確保 ・地域活動の拠点確保
ネットワーク化	・風の通り抜けに配慮した整備の推進 ・街路樹等の環境整備による水と緑のネットワークの構築	・生物の移動に配慮した連続性の水と緑のネットワークの構築	・街路樹の保全・更新・整備	・河川・水路の保全	・大蔵海岸～西二見の自転車道の整備 ・西国街道のネットワーク化 ・海岸と駅とのルート確保	・散策道の整備 ・大蔵海岸～西二見の自転車道の整備		
質の向上	・大気浄化能力の高い樹木による緑化推進 ・クールスポットを創出するための緑化地域等の指定 ・市街化区域内の農地を保全するための生産緑地制度等の創設	・地域性種苗の活用 ・侵略性の高い外来種の駆除 ・生物多様性に配慮した植栽マニュアルの作成	・カシ類、シイ類、イヌマキ等の防火性の高い樹木による緑化 ・地域防災公園における防災東屋やかまどベンチ等の防災ファニチャーの整備	・透水性舗装 ・鴻池や谷池等のため池の保全・活用	・キンモクセイ等の明石らしさを感じられる樹木の活用 ・樹木の自然樹形に配慮した街路樹等の維持管理 ・菊花展覧会の発展 ・生垣の緑化や剪定、保護樹木等の制度の拡充・助成の実施 ・樹木及び剪定枝等のリサイクル ・道路整備等に伴う残地のポケットパーク化	・心の安らぎや癒しを得るための緑化推進 ・海岸線緑化の推進 ・障害者・高齢者等に配慮したバリアフリー等の推進 ・都市公園施設長寿命化計画に基づく公園リニューアルの実施	・コーディネーター等の人材育成とその配置 ・耕作放棄地・遊休農地の市民農園等への活用	・市民花壇の発展 ・公園愛護会の拡充・連携と新規結成 ・オープンガーデンの他地域への展開 ・緑地保全・緑化推進に関わる情報発信
周囲との連携			・防災訓練の場として活用	・水防訓練の場として活用	・商店街との連携 ・ひょうごまちなみガーデンショー等のイベントとの連携		・農家・農協・農業委員会等との連携	・公園愛護会の充実
庁内の関連部局	・地球環境課 ・農水産課 ・道路管理課 ・道路整備課 ・都市計画課 ・下水道管理課	・地球環境課 ・農水産課 ・道路管理課 ・海岸課 ・道路整備課 ・下水道管理課	・防災安全課 ・道路管理課 ・道路整備課 ・都市計画課	・防災安全課 ・農水産課 ・土木総務課 ・都市計画課 ・下水道管理課	・資源循環課 ・観光振興課 ・道路管理課 ・海岸課 ・道路整備課 ・都市計画課 ・教育委員会	・コミュニティ推進室 ・子育て支援課 ・健康推進課 ・観光振興課 ・農水産課 ・海岸課 ・都市計画課	・健康推進課 ・農水産課 ・都市計画課 ・教育委員会	・コミュニティ推進室 ・地球環境課 ・道路管理課
関連個別計画	・環境基本計画	・つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略	・地域防災計画	・総合浸水対策計画	・都市景観形成基本計画 ・中心市街地活性化基本計画	・新あかし健康プラン 21		
対応図面	・現況図 → p. 40 ・方針図 → p. 41	・現況図 → p. 42 ・方針図 → p. 43	・現況図 → p. 44 ・方針図 → p. 45	・現況図 → p. 46 ・方針図 → p. 47	・現況図 → p. 48 ・方針図 → p. 49	・現況図 → p. 50 ・方針図 → p. 51	・現況図 → p. 52 ・方針図 → p. 53	・現況図 → p. 54 ・方針図 → p. 55

## 第4章 目標達成のための緑の配置と施策

### 4-1. 目標の達成に向けた緑の現況整理と方針設定

前章において、明石市の「緑に関わるまちづくりの課題」を解決するための目標設定を行いました。

明石市の6つの「緑に関わるまちづくりの課題」を解決するためには、「緑の効果・効用」を最大限発揮して、8つの「具体的な取組み」を実施することで、前章で整理した6つの「緑に関わるまちづくりの課題」の解決を図ります。

本項では、これらの8つの具体的な取組みについて、次々頁以降に、それぞれの取組みを行う上での現在の状況を「現況図」として整理し、これを踏まえて、緑の「拠点の確保」、「ネットワーク化」、「質の向上」に関する方針を「方針図」として設定します。

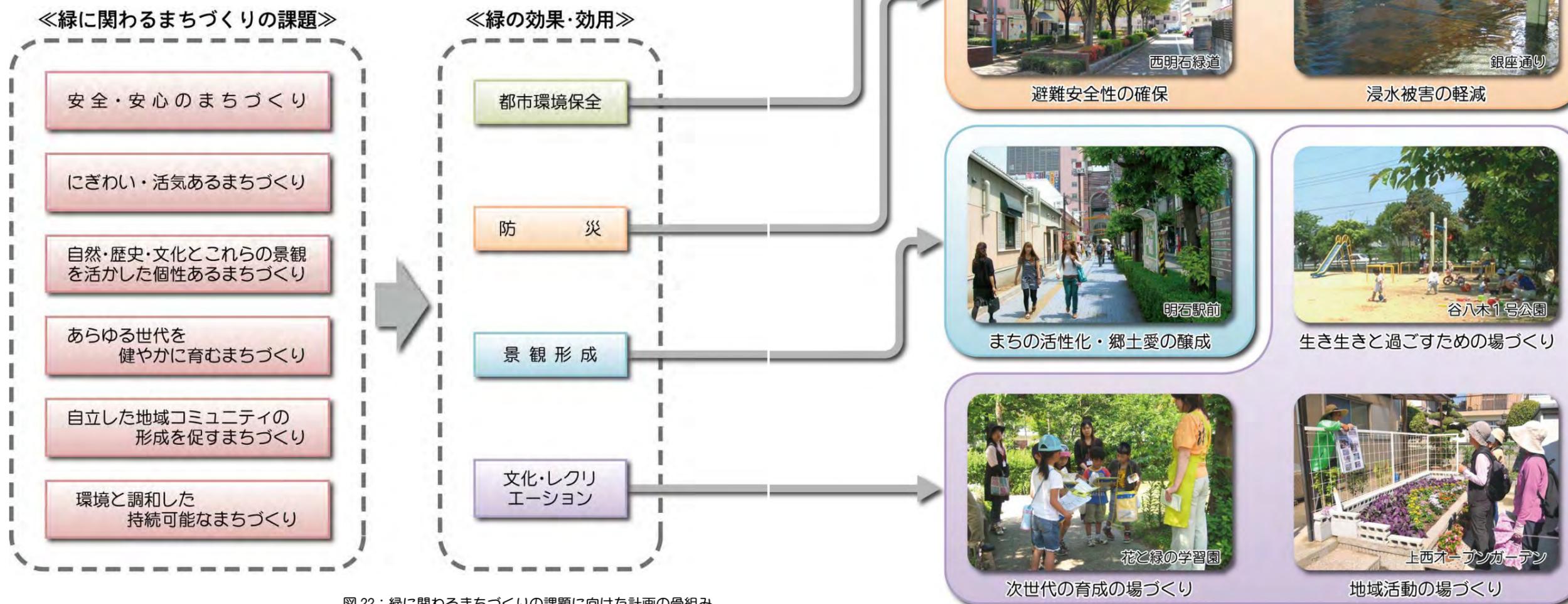


図 22：緑に関わるまちづくりの課題に向けた計画の骨組み



**凡例**

- 町丁毎の人工地率※(90~100%)
- 町丁毎の人工地率※(80~90%)
- 河川
- 街路樹
- ため池(水面)

**緑被状況(H21年度緑の現況調査)**

- 樹林地
- 草地
- 田畑

**鉄道**

- JR駅
- JR山陽新幹線
- JR山陽本線
- 山陽電鉄駅
- 山陽電鉄本線

**道路**

- 高速道路
- 国道
- 主要地方道
- 一般県道

**境界**

- 地域境界
- 市町境界

※「人工地率」とは、人工的な構造物等で被覆された土地の割合を示す。

### 都市環境保全（温暖化の防止）の現況

- 明石東部地域、西明石地域及び大久保駅と魚住駅の周辺等に人工地率が高い町丁が集中している。
- 大久保地域、魚住地域、二見地域には、ため池、樹林地、草地、田畑等が多く、CO<sub>2</sub>吸収やヒートアイランド現象の緩和に貢献していると考えられる。



人工地率の高い明石港周辺



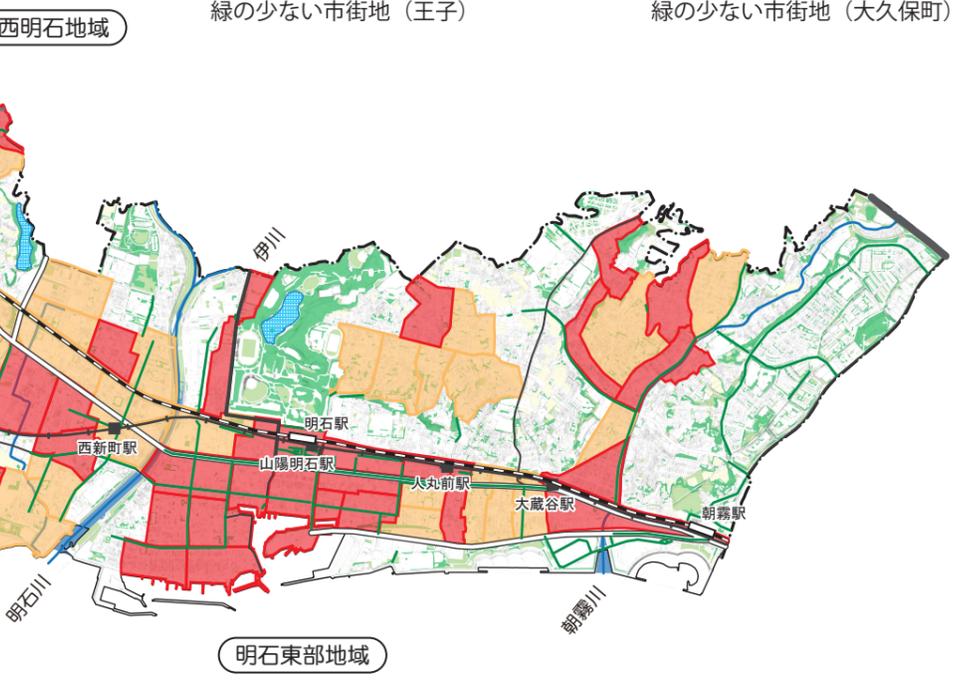
人工地率の高い市役所周辺

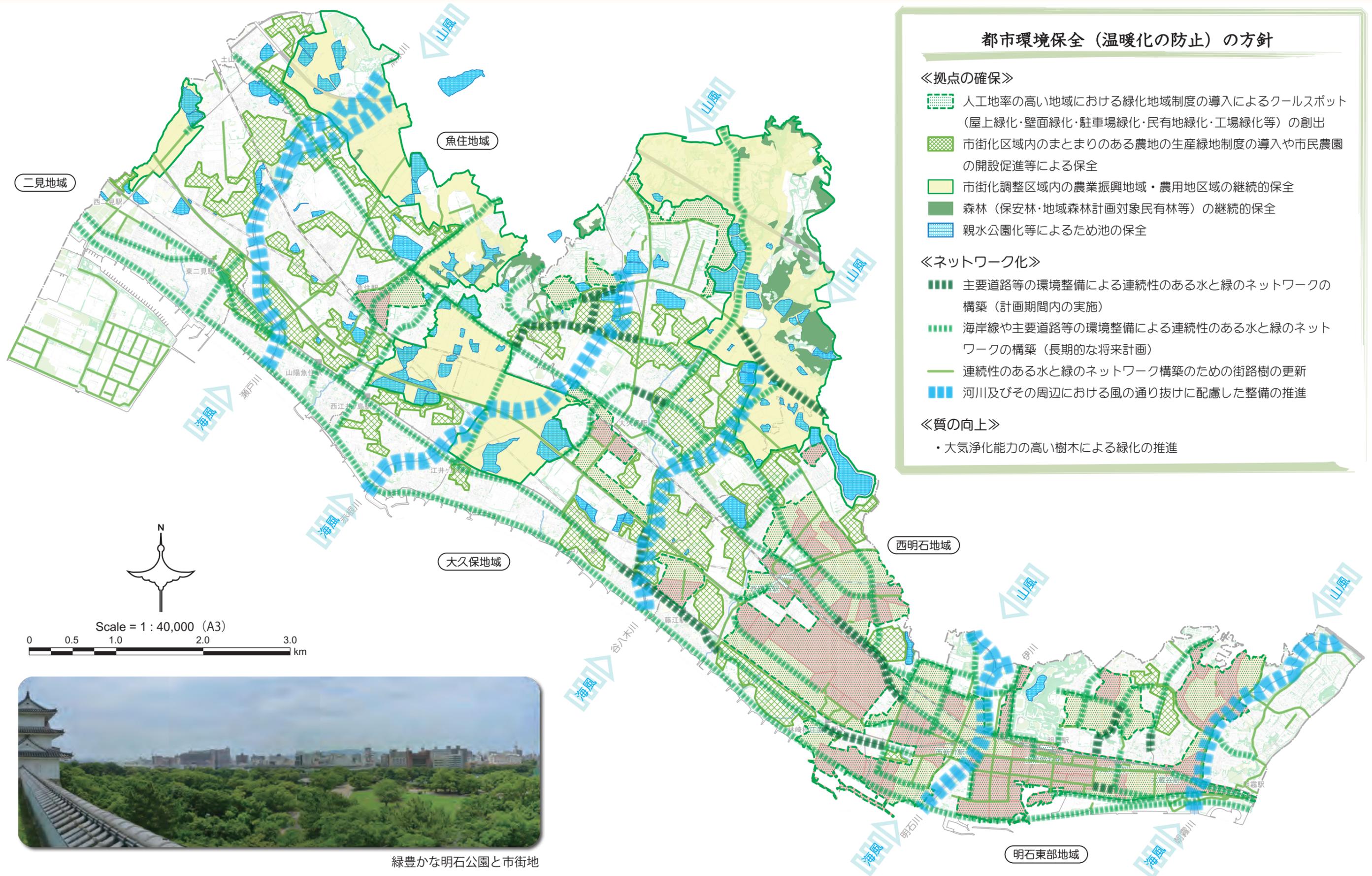


緑の少ない市街地（王子）



緑の少ない市街地（大久保町）





### 都市環境保全（温暖化の防止）の方針

#### 《拠点の確保》

- 人工地率の高い地域における緑化地域制度の導入によるクールスポット（屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・民有地緑化・工場緑化等）の創出
- 市街化区域内のまとまりのある農地の生産緑地制度の導入や市民農園の開設促進等による保全
- 市街化調整区域内の農業振興地域・農用地区域の継続的保全
- 森林（保安林・地域森林計画対象民有林等）の継続的保全
- 親水公園化等によるため池の保全

#### 《ネットワーク化》

- 主要道路等の環境整備による連続性のある水と緑のネットワークの構築（計画期間内の実施）
- 海岸線や主要道路等の環境整備による連続性のある水と緑のネットワークの構築（長期的な将来計画）
- 連続性のある水と緑のネットワーク構築のための街路樹の更新
- 河川及びその周辺における風の通り抜けに配慮した整備の推進

#### 《質の向上》

- ・大気浄化能力の高い樹木による緑化の推進

緑豊かな明石公園と市街地



分類	参考文献
特定植物群落	第5回自然環境保全基礎調査 H6~H10
藻場(現存)	第4回自然環境保全基礎調査 H7 海岸・沿岸海域自然生態調査 明石市 H22
瀬戸内海国立公園	環境省HP
街路樹	街路樹台帳
河川	河川台帳 (2級河川、普通河川、雨水幹線)
掘割・水路等	明石のため池Map、水路台帳

空中写真判読データ	参考文献
樹林地	平成21年度 明石市緑の現況調査 (平成18年度空中写真の判読結果)
草地	
田畑	
ため池	

境界凡例	
地域境界	
市町境界	

植生自然度	参考文献
7	第5回自然環境保全基礎調査 H6~H10 (植生調査から、植生自然度が7以上に該当する植生のみ表示)
10	

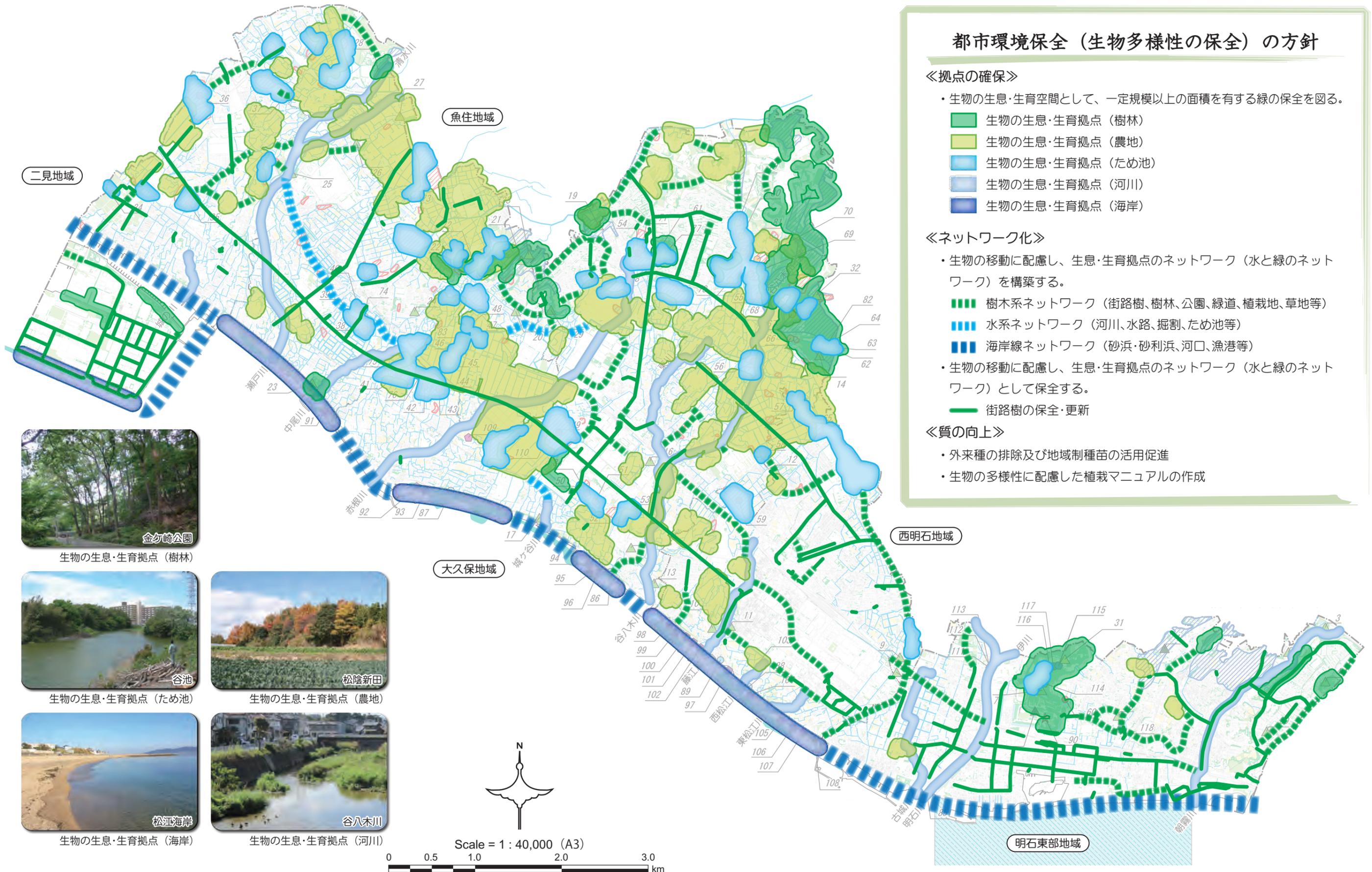
分類	番号	名前	参考文献
樹 貴重木	1	クスノキ	第4回自然環境保全基礎調査 (巨樹・巨木調査) H7
	2	ラクウショウ	環境の保全と創造に関する条例 郷土記念物 H22現在
自然度の高い群落	3	クロマツ・クスギ等	明石市の植生と植生園について 公害対策課 S49
	4	クマツ・クスギ等	
	5	アカマツ・スダジイ等	
	6	クスギ・コナラ群落等	
	7	クスノキ・モチノキ等	
	8	シイ・ニレ等	
	9	ウバメガシ・ササ等	
	10	ウバメガシ・マツ等	
	11	クスギ・モチノキ等	
	12	モチノキ・ヒノキ等	
	13	ネズミモチ・カクレミノ等	
	14	ヤマモモ・クスノキ等	
	15	ウバメガシ・カクレミノ等	
	16	スダジイ・ムクノキ等	
	17	ニセアカシア・キョウチクトウ等	
	18	シイ・ニセアカシア等	
	19	クスギ・マツ等	
	20	カナメモチ・スダジイ等	
	21	クスギ・マダケ等	
	22	竹林・ササ等	
	23	クロマツ・ベラ等	
	24	クスノキ・マキ等	
	25	クスノキ・ニセアカシア等	
	26	クスノキ・モチノキ等	
	27	クスギ・エンジヨ等	
	28	竹林・クスギ等	
	29	クスノキ・スダジイ等	
	30	ウバメガシ・ツルギ等	
	里山林	31	
32		アカマツ群落	
33		コナラ群落他	
オニバス生育地	34	オニバス	明石市環境部 地球環境課 資料
	35	オニバス	
	36	オニバス	
	37	オニバス	
	38	オニバス	
	39	オニバス	
	40	オニバス	
	41	オニバス	
	42	オニバス	
	43	オニバス	
	44	オニバス	
	45	オニバス	
	46	オニバス	
	47	オニバス	
	48	オニバス	
	49	オニバス	

分類	番号	名前	参考文献		
湿地性植物	61	大久保町・高丘 湿地植物群落	兵庫の貴重な自然 H22		
	62	大久保町・主池 湿地植物群落	兵庫の貴重な自然 H7.3		
	63	秘 海産植物			
	64	秘 カガシラ生育地			
	65	ガガバタ	環境局資料等		
	66	ガガバタ			
	67	ガガバタ			
	68	ガガバタ			
	69	ガガバタ			
海浜性植物	70	ガガバタ	明石のため池 H20.6		
	71	ガガバタ			
	72	ガガバタ			
	73	ガガバタ			
	74	ガガバタ			
	75	ガガバタ			
	76	ガガバタ			
	77	アンペライ			
	78	アンペライ			
鳥類	79	アンペライ	兵庫の貴重な自然 H22		
	80	アンペライ			
	81	アンペライ			
	82	アンペライ			
	83	池沼植物群落		兵庫の貴重な自然 H22	
	84	池沼植物群落			
	85	海浜植物群落			
	ウミガメ上陸・産卵地	86		海浜植物群落	兵庫の貴重な自然 H22
		87		海浜植物群落	
88		海浜植物群落			
89		海浜植物群落			
90		サギ (サギ類の集団ねぐら)	第4回自然環境保全基礎調査 (鳥類の集団ねぐら) H7		
貴重な両生類		91	ウミガメ	明石市HP 明石のウミガメ上陸・産卵MAP S61~H20	
		92	ウミガメ		
		93	ウミガメ		
		94	ウミガメ		
	95	ウミガメ			
	96	ウミガメ			
	97	ウミガメ			
	98	ウミガメ			
	99	ウミガメ			
	100	ウミガメ			
	101	ウミガメ			
	102	ウミガメ			
	103	ウミガメ			
	104	ウミガメ			
	105	ウミガメ			
	106	ウミガメ			
	107	ウミガメ			
	108	ウミガメ			
貴重な昆虫類	109	ダルマガエル	環境局資料等		
	110	ダルマガエル	第2回自然環境保全基礎調査 S56		
	111	ハルゼミ	第2回自然環境保全基礎調査 S56		
	112	チビコエンマコガネ			
	113	キョウトアオハナムグリ			
	114	チビコエンマコガネ			
	115	キョウトアオハナムグリ			
	116	イマイツツハナバチ			
	117	チャイロスズメバチ			
	118	チャイロスズメバチ			
		明石の昆虫 H20			

※ カスミサンショウウオ、ニホンアカガエルの生息も報告されているが、採集のおそれがあるため、非公表とする。

### 都市環境保全 (生物多様性の保全) の現況

- ・ 大久保地域、魚住地域、二見地域に点在するため池は、自然度が高く、オニバス等の湿地性植物が生育している (日本の重要湿地 500 にも選定されている)。
- ・ 西明石地域、大久保地域、魚住地域、二見地域の海岸には、藻場が成立し、また、ウミガメも上陸・産卵している。
- ・ 明石公園、大久保北部、金ヶ崎地域周辺にはまとまった樹林が残り、また、市内各所には小規模ながら、自然度の高い群落が点在している。



### 都市環境保全（生物多様性の保全）の方針

#### 《拠点の確保》

・生物の生息・生育空間として、一定規模以上の面積を有する緑の保全を図る。

- 生物の生息・生育拠点（樹林）
- 生物の生息・生育拠点（農地）
- 生物の生息・生育拠点（ため池）
- 生物の生息・生育拠点（河川）
- 生物の生息・生育拠点（海岸）

#### 《ネットワーク化》

・生物の移動に配慮し、生息・生育拠点のネットワーク（水と緑のネットワーク）を構築する。

- 樹木系ネットワーク（街路樹、樹林、公園、緑道、植栽地、草地等）
- 水系ネットワーク（河川、水路、掘割、ため池等）
- 海岸線ネットワーク（砂浜・砂利浜、河口、漁港等）

・生物の移動に配慮し、生息・生育拠点のネットワーク（水と緑のネットワーク）として保全する。

- 街路樹の保全・更新

#### 《質の向上》

- ・外来種の排除及び地域制種苗の活用促進
- ・生物の多様性に配慮した植栽マニュアルの作成



### 防災（避難安全性の確保）の現況

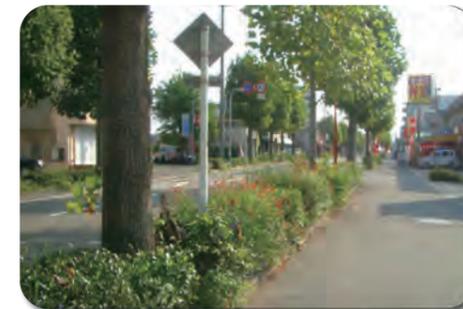
- ・一時避難地として、市内 10 箇所の地域防災公園とその他の都市公園（地域防災公園以外のすべての都市公園）が指定されている。
- ・避難所として、市内 42 箇所の小中学校等が指定されている。
- ・特に、人口が集中する地区において、災害時の延焼防止が期待される街路樹の整備が行き届いていない。



防災訓練の様子 1（明石海浜公園）



防災訓練の様子 2（明石海浜公園）



避難安全性を確保する街路樹（魚住町清水）



避難安全性を確保する街路樹（大久保町西脇）



### 防災（避難安全性の確保）の方針

#### 《拠点の確保》

- ・都市公園等における緑化を推進し、避難地・救援復旧活動拠点としての機能を高める。
- 地域防災公園
- その他の都市公園
- ・人口集中地区（DID）内の農地の保全を図る。
- 人口集中地区（DID）内の農地

#### 《ネットワーク化》

- ・一時避難地（地域防災公園 ■、その他の都市公園 ■）及び避難所（小・中学校等 ■）に至るための主要道路等において、街路樹の更新・整備を行う。
- 街路樹の保全・更新
- 街路樹の整備（計画期間内の実施）
- 街路樹の整備（長期的な将来計画）

#### 《質の向上》

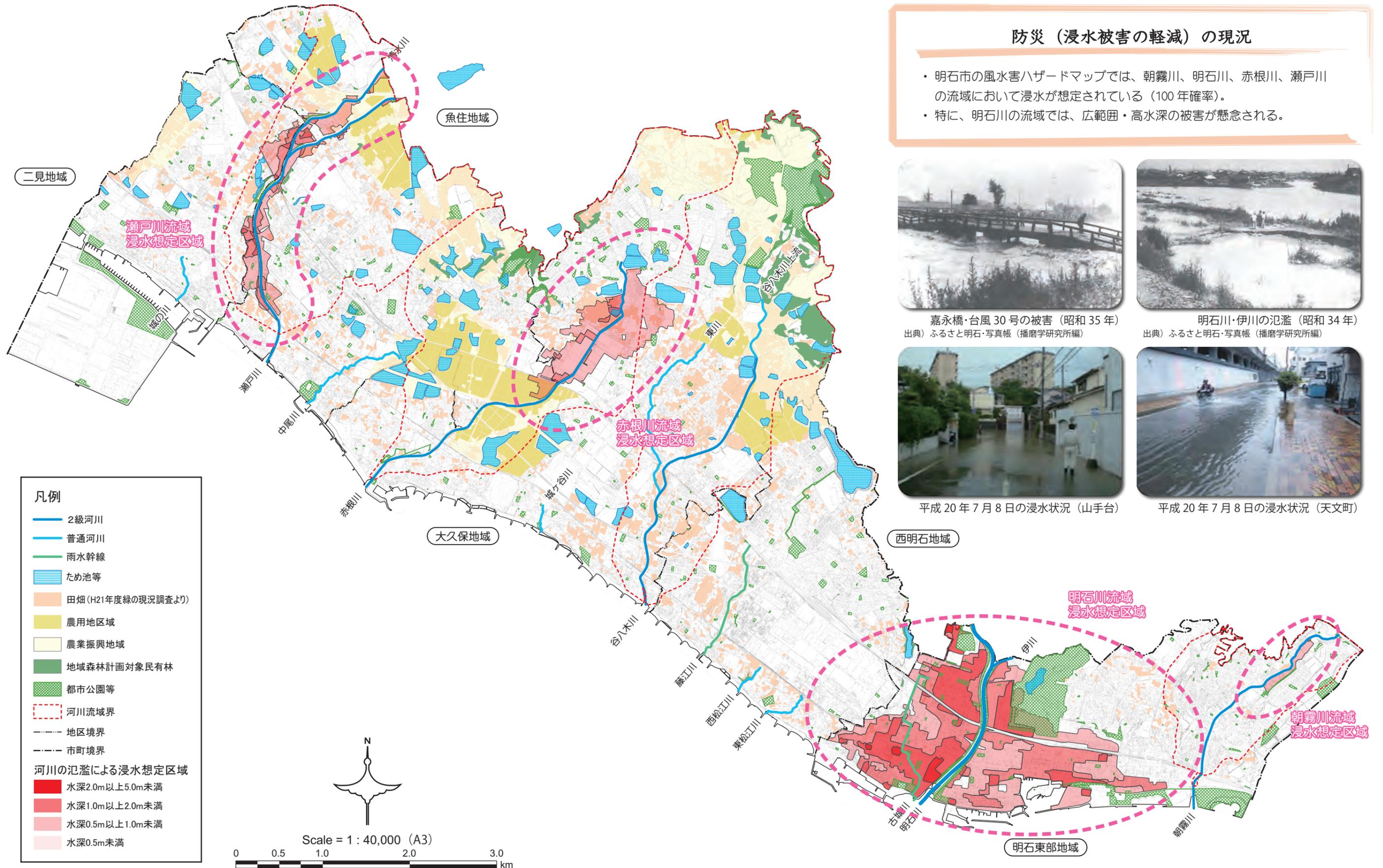
- ・カシ類やシイ類等の防火性の高い樹木による緑化の推進
- ・公園等における防災東屋やかまどベンチ等の防災ファニチャーの整備の推進

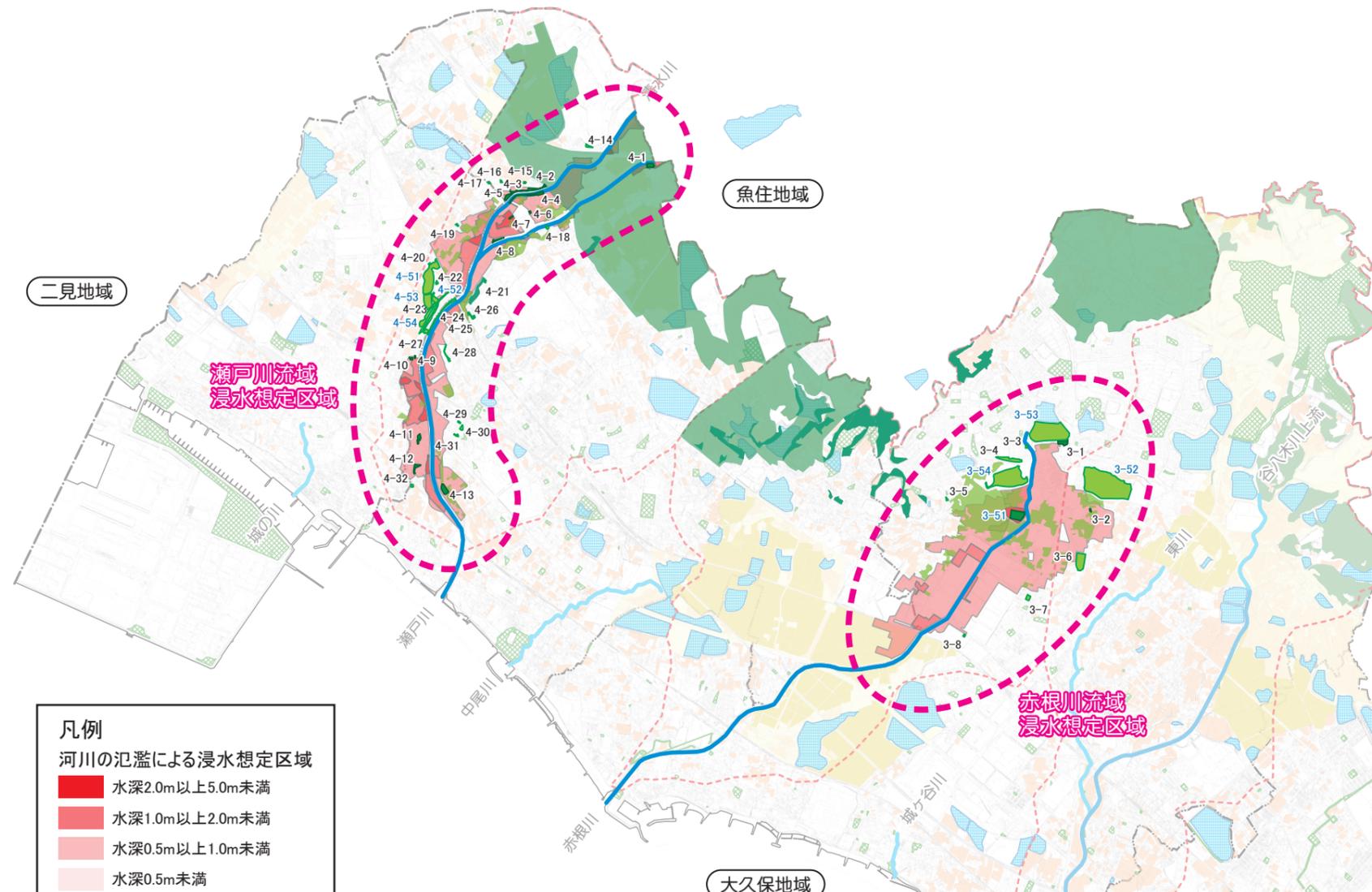


平成 23 年 3 月完成の松江公園（地域防災公園）

#### 《地域防災公園》

ID	名称	種別	面積(ha)	備考
1	朝霧公園	近隣公園	2.2	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽
2	大蔵海岸公園	地区公園	3.7	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽、海水利用防火水槽
3	明石公園	広域公園	54.8	
4	望海浜公園	近隣公園	2.3	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽
5	上ヶ池公園	近隣公園	2.6	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽
6	松江公園	近隣公園	1.1	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽
7	石ヶ谷公園	総合公園	13.9	
8	八木遺跡公園	近隣公園	1.3	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽
9	金ヶ崎公園	地区公園	8.5	備蓄倉庫
10	明石海浜公園	総合公園	17.0	備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽





**凡例**

河川の氾濫による浸水想定区域

- 水深2.0m以上5.0m未満
- 水深1.0m以上2.0m未満
- 水深0.5m以上1.0m未満
- 水深0.5m未満

**防災（浸水被害の軽減）の方針**

《拠点の確保》

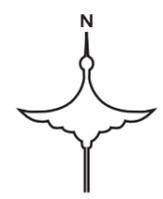
- 氾濫河川の上流域の農地の保全
- 氾濫河川の上流域の森林の保全
- 浸水想定区域に位置する農地の保全
- 浸水想定区域内（ランクA）の都市公園やため池等における雨水一時貯留施設の整備
- 浸水想定区域周辺（ランクB）の都市公園やため池等における雨水一時貯留施設の整備

《ネットワーク化》

- 河川・水路の保全の推進

《質の向上》

- 公園リニューアルに合わせた透水性舗装・浸透側溝等の整備の推進
- 谷池や鴻池等のため池の親水公園化等による保全・活用



Scale = 1 : 40,000 (A3)



■ 一時貯留施設等の整備対象候補地

《赤根川流域》

ランク	ID	名称	種別	面積 (ha)	備考 (総貯水量)
都市公園等	A	3-1	片瀬池の下公園	街区公園	0.18
		3-2	大窪宮北公園	街区公園	0.02
		3-3	山手台1丁目東公園	街区公園	0.03
	B	3-4	山手台1丁目南緑地	都市緑地	0.26
		3-5	西陵大將軍公園	街区公園	0.01
		3-6	大窪八幡公園	街区公園	0.51
		3-7	西大窪公園	街区公園	0.08
		3-8	福田中島公園	街区公園	0.02
ため池等	A	3-51	福池	ため池	1.46 9,000m³
		3-52	噴池	ため池	4.50 90,000m³
	B	3-53	片瀬池	ため池	3.91 79,000m³
		3-54	八十島池	ため池	5.42 121,000m³

《瀬戸川流域》

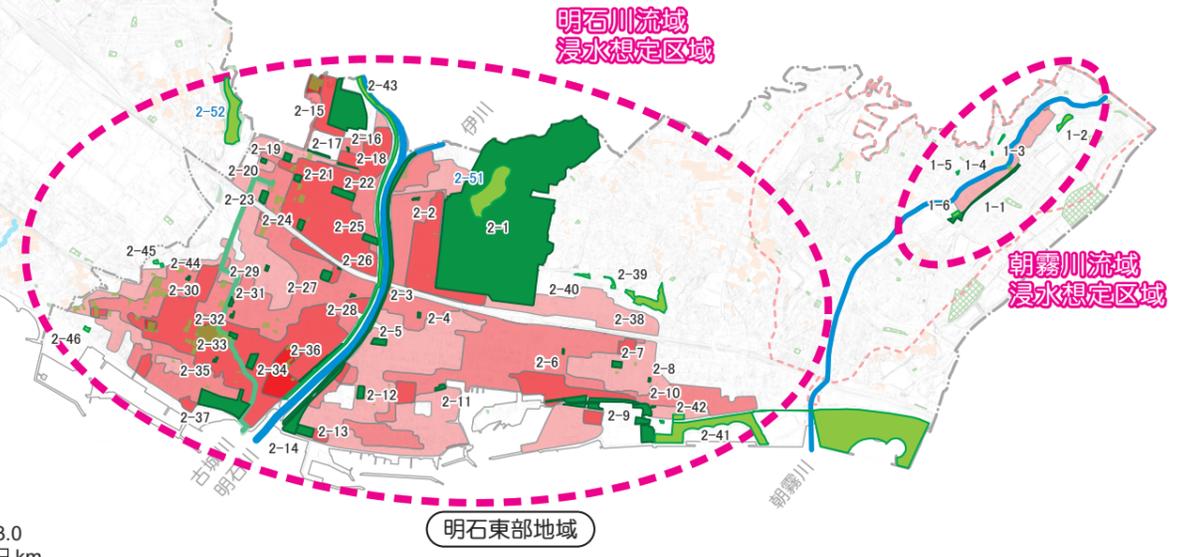
ランク	ID	名称	種別	面積 (ha)	備考 (総貯水量)
都市公園等	A	4-1	清水三本松公園	その他	0.09
		4-2	清水サツキ公園	街区公園	0.02
		4-3	清水川右岸緑地	都市緑地	0.25
		4-4	清水川左岸緑地	その他	0.16
		4-5	清水西宿緑地	都市緑地	0.01
		4-6	清水クスノキ公園	街区公園	0.01
		4-7	清水水田中公園	街区公園	0.02
		4-8	清水水田公園	街区公園	0.03
		4-9	東二見ヒマラヤキ公園	街区公園	0.02
		4-10	東二見ヒマラヤキ公園(西)	街区公園	0.02
		4-11	西園サツキ公園	街区公園	0.10
		4-12	西園カイツカ公園	街区公園	0.10
		4-13	住吉4丁目公園	街区公園	0.22
		4-14	清水ボブラ公園	街区公園	0.06
	B	4-15	清水西宿東公園	街区公園	0.02
		4-16	清水西宿公園	街区公園	0.02
		4-17	清水西宿西公園	街区公園	0.02
		4-18	清水ヒマラヤキ公園	街区公園	0.03
		4-19	福里池ノ内公園	街区公園	0.02
		4-20	福里クスノキ公園	街区公園	0.02
		4-21	清水上野公園	街区公園	0.03
		4-22	福里サンゴジュ公園	街区公園	0.02
		4-23	瀬戸川緑道	緑道	0.60
		4-24	瀬戸川緑地	都市緑地	0.10
		4-25	清水西通り公園	街区公園	0.02
		4-26	清水サンゴジュ公園	街区公園	0.02
4-27	東二見ケヤキ公園	街区公園	0.07		
4-28	西園ヒマラヤキ公園	街区公園	0.06		
4-29	西園1号緑地	都市緑地	0.02		
4-30	美里仲よし公園	街区公園	0.05		
4-31	西園2号緑地	都市緑地	0.03		
4-32	西園ネズミモチ公園	街区公園	0.01		
ため池等	A	4-51	鴻池	ため池	0.68 7,400m³
		4-52	瀬ノ池	ため池	0.33 1,500m³
	B	4-53	小池	ため池	0.55 8,500m³
		4-54	新池	ため池	0.65 4,000m³

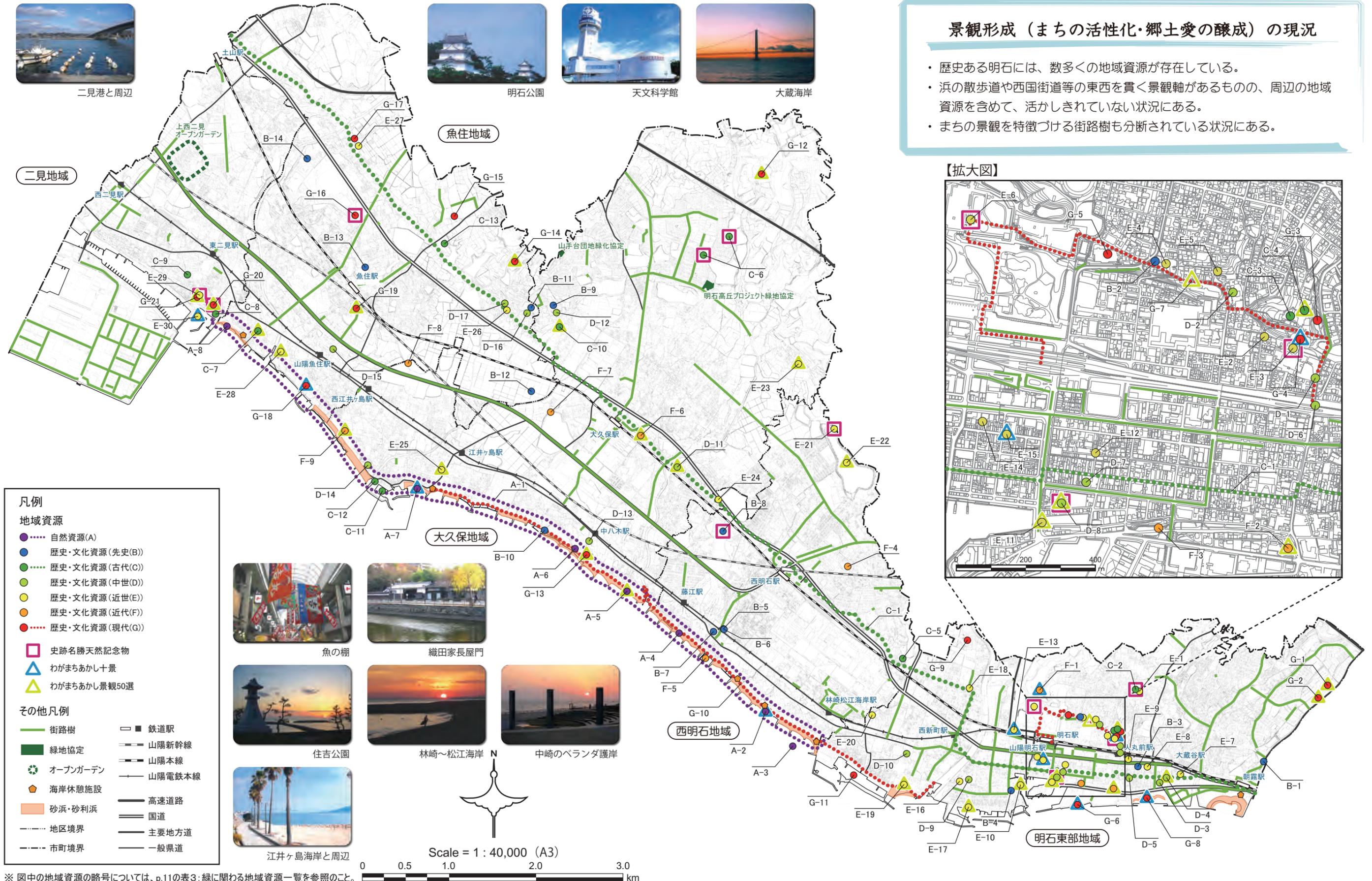
《朝霧川流域》

ランク	ID	名称	種別	面積 (ha)	備考 (総貯水量)
都市公園等	A	1-1	松が丘緑地	都市緑地	0.55
		1-2	松が丘緑地	都市緑地	0.55
		1-3	朝霧北町北上公園	街区公園	0.03
	B	1-4	朝霧北町北公園	街区公園	0.03
		1-5	大蔵谷サクラ公園	街区公園	0.02
		1-6	朝霧奥公園	街区公園	0.14

《明石川流域》

ランク	ID	名称	種別	面積 (ha)	備考 (総貯水量)
都市公園等	A	2-1	明石公園	広域公園	54.80
		2-2	茶園場町カイツカ公園	街区公園	0.03
		2-3	明石川左岸遊歩道	緑道	2.34
		2-4	大明石町カイツカ公園	街区公園	0.02
		2-5	栄町公園	街区公園	0.28
		2-6	桜町こども広場	その他	0.02
		2-7	忠度公園	街区公園	0.18
		2-8	天文町2丁目公園	街区公園	0.02
		2-9	中崎遊園地	近隣公園	0.86
		2-10	大蔵カイツカ公園	街区公園	0.01
		2-11	材木町公園	街区公園	0.12
		2-12	一番町公園	街区公園	0.26
		2-13	明石川左岸緑地	都市緑地	0.80
		2-14	川端公園	街区公園	0.46
		2-15	明石西公園	地区公園	4.30
		2-16	北王子町公園	街区公園	0.02
		2-17	北王子緑地	その他	0.02
		2-18	王子1丁目緑地	都市緑地	0.08
		2-19	大道北公園	街区公園	0.16
		2-20	大道サク公園	街区公園	0.06
		2-21	大道東公園	街区公園	0.13
		2-22	王子公園	街区公園	0.48
		2-23	大道公園	街区公園	0.24
		2-24	王子2丁目公園	街区公園	0.16
		2-25	西新町1丁目公園	街区公園	0.30
		2-26	西新町緑地	都市緑地	0.01
		2-27	西新町2丁目公園	街区公園	0.28
		2-28	西新町サンゴジュ公園	街区公園	0.03
		2-29	磯町カイツカ公園	街区公園	0.05
		2-30	立石2丁目公園	街区公園	0.03
		2-31	磯町ヒマラヤキ公園	街区公園	0.03
		2-32	新明町公園	その他	0.04
	2-33	船上西公園	街区公園	0.12	
	2-34	船上東公園	街区公園	0.34	
	2-35	船上南公園	街区公園	0.04	
	2-36	明石川右岸緑地	都市緑地	0.23	
	2-37	望海浜公園	近隣公園	2.30	
	2-38	人丸山公園	近隣公園	1.30	
	2-39	鶯谷緑地	その他	0.02	
	2-40	山下町緑地	都市緑地	0.12	
	2-41	大蔵海岸公園	地区公園	12.20	
	2-42	中崎アラカシ公園	街区公園	0.02	
	2-43	明石川右岸遊歩道	緑道	1.95	
	2-44	立石クスノキ公園	その他	0.02	
	2-45	立石1丁目公園	街区公園	0.05	
	2-46	林ボブラ公園	街区公園	0.07	
ため池等	B	2-51	剛ノ池	公園池	3.17 - m³
		2-52	谷池	ため池	2.35 25,600m³

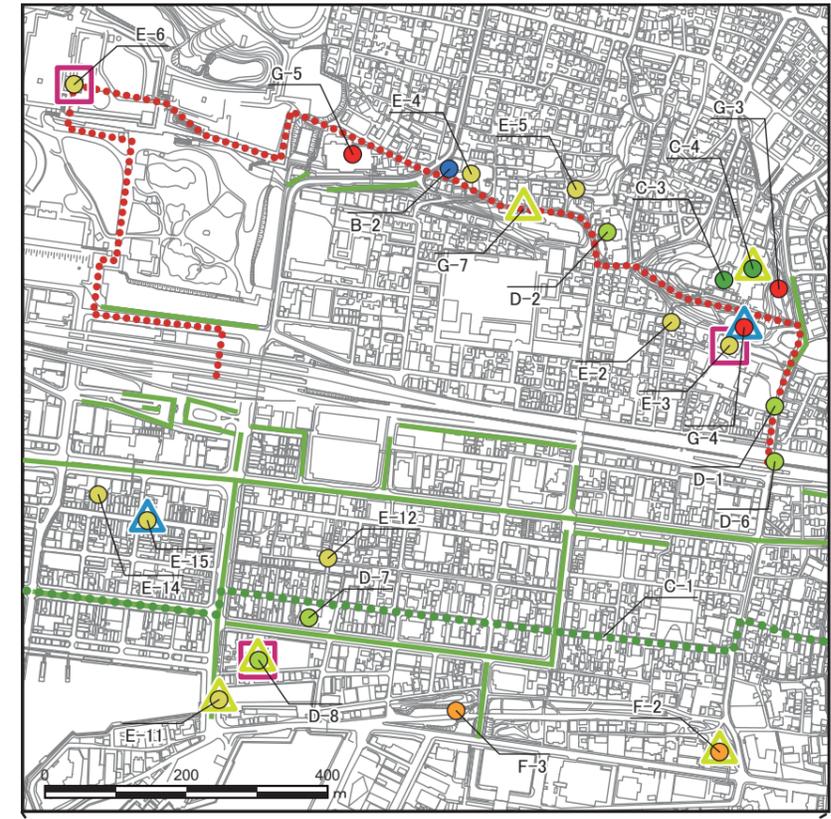




### 景観形成（まちの活性化・郷土愛の醸成）の現況

- ・歴史ある明石には、数多くの地域資源が存在している。
- ・浜の散歩道や西国街道等の東西を貫く景観軸があるものの、周辺の地域資源を含めて、活かされていない状況にある。
- ・まちの景観を特徴づける街路樹も分断されている状況にある。

【拡大図】



**凡例**

**地域資源**

- 自然資源(A)
- 歴史・文化資源(先史(B))
- 歴史・文化資源(古代(C))
- 歴史・文化資源(中世(D))
- 歴史・文化資源(近世(E))
- 歴史・文化資源(近代(F))
- 歴史・文化資源(現代(G))

□ 史跡名勝天然記念物

△ わがまちあかし十景

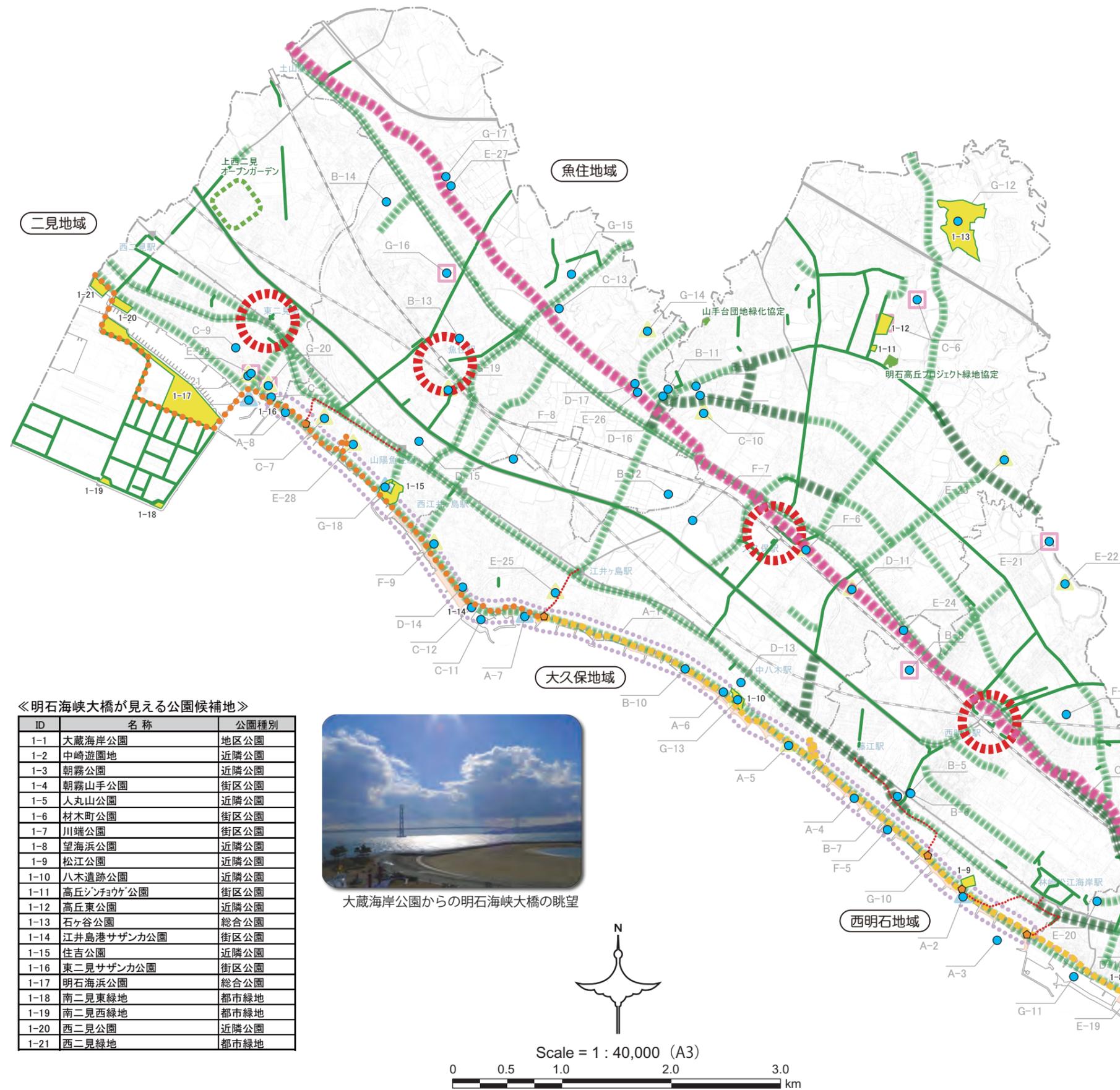
△ わがまちあかし景観50選

**その他凡例**

- 街路樹
- 緑地協定
- オープンガーデン
- 海岸休憩施設
- 砂浜・砂利浜
- 地区境界
- 市町境界
- 鉄道駅
- 山陽新幹線
- 山陽本線
- 山陽電鉄本線
- 高速道路
- 国道
- 主要地方道
- 一般県道



※ 図中の地域資源の略号については、p.11の表3：緑に関する地域資源一覧を参照のこと。



《明石海峡大橋が見える公園候補地》

ID	名称	公園種別
1-1	大蔵海岸公園	地区公園
1-2	中崎遊園地	近隣公園
1-3	朝霧公園	近隣公園
1-4	朝霧山手公園	街区公園
1-5	人丸山公園	近隣公園
1-6	材木町公園	街区公園
1-7	川端公園	街区公園
1-8	望海浜公園	近隣公園
1-9	松江公園	近隣公園
1-10	八木遺跡公園	近隣公園
1-11	高丘シンジョウケ公園	街区公園
1-12	高丘東公園	近隣公園
1-13	石ヶ谷公園	総合公園
1-14	江井ヶ島港サザンカ公園	街区公園
1-15	住吉公園	近隣公園
1-16	東二見サザンカ公園	街区公園
1-17	明石海浜公園	総合公園
1-18	南二見東緑地	都市緑地
1-19	南二見西緑地	都市緑地
1-20	西二見公園	近隣公園
1-21	西二見緑地	都市緑地



大蔵海岸公園からの明石海峡大橋の眺望

景観形成（まちの活性化・郷土愛の醸成）の方針

《拠点の確保》

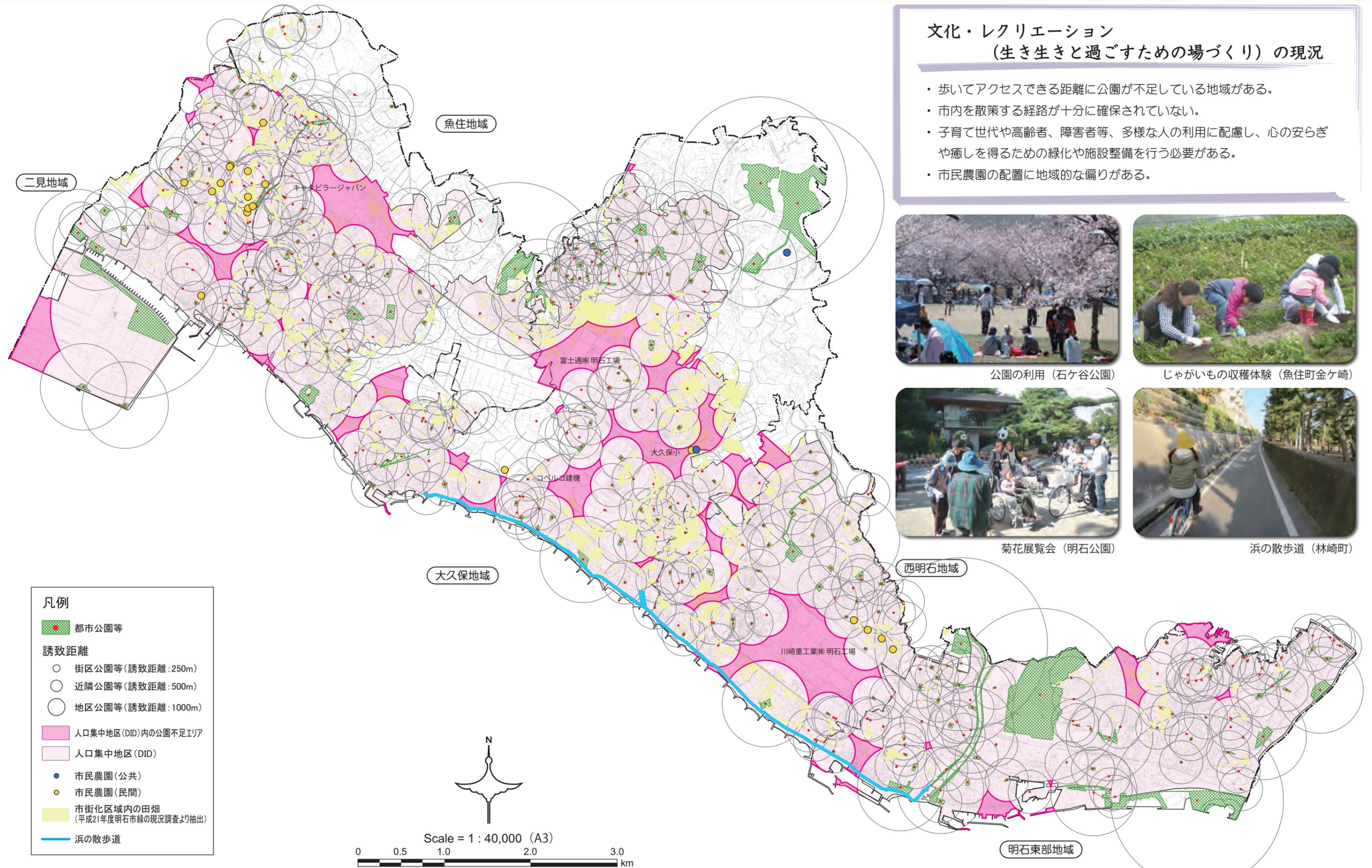
- ・地域資源の保全・活用を図る。
  - 自然資源、歴史・文化資源  
(わがまちあかし十景、景観50選、史跡名勝天然記念物を含む)
- ・「明石海峡大橋の見える公園」等の眺望拠点を保全整備する。
  - 明石海峡大橋の見える公園候補地
- ・中心市街地及び主要地域核の駅前・商店街における緑化を推進する。  
(緑化重点地区の指定検討)
  - 地域の緑の拠点
- ・良好な住宅環境を保全・育成する。
  - 緑地協定締結推進の拠点
  - オープンガーデン推進の拠点

《ネットワーク化》

- 歴史の散策道（西国街道及び街道沿いの地域資源の活用）
- 自転車道（大蔵海岸～明石川河口、江井島～西二見区間）の延長整備
- 自転車道（播磨サイクリングロード・浜の散歩道等）の活用
- ..... 海岸と駅とのルート確保
- 街路樹の保全・更新
- 街路樹の整備（計画期間内に実施）
- 街路樹の整備（長期的な将来計画）

《質の向上》

- ・キンモクセイ等の「明石らしさ」を感じる植物資材による緑化の推進
- ・生垣の緑化や剪定、保護樹木等の制度の拡充、助成の実施による緑化の推進
- ・樹木の自然樹形に配慮した維持管理の実施
- ・樹木及び剪定枝等のリサイクルの促進
- ・道路整備に伴う残地のポケットパーク化



### 文化・レクリエーション (生き生きと過ごすための場づくり) の現況

- ・歩いてアクセスできる距離に公園が不足している地域がある。
- ・市内を散策する経路が十分に確保されていない。
- ・子育て世代や高齢者、障害者等、多様な人の利用に配慮し、心の安らぎや癒しを得るための緑化や施設整備を行う必要がある。
- ・市民農園の配置に地域的な偏りがある。



公園の利用 (石ヶ谷公園)



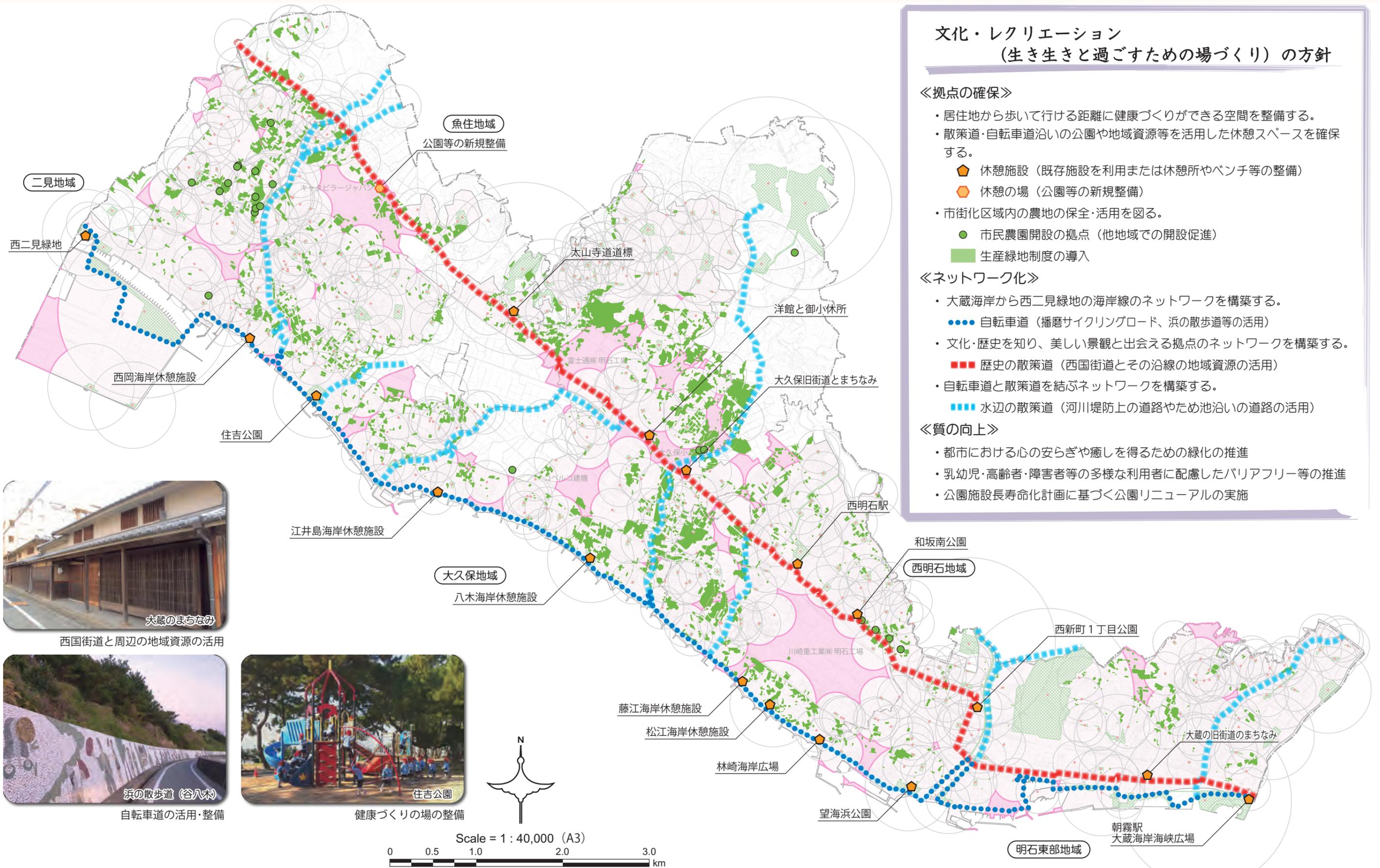
じゃがいもの収穫体験 (魚住町金ヶ崎)



菊花展覧会 (明石公園)



浜の散歩道 (林崎町)



### 文化・レクリエーション (生き生きと過ごすための場づくり) の方針

#### 《拠点の確保》

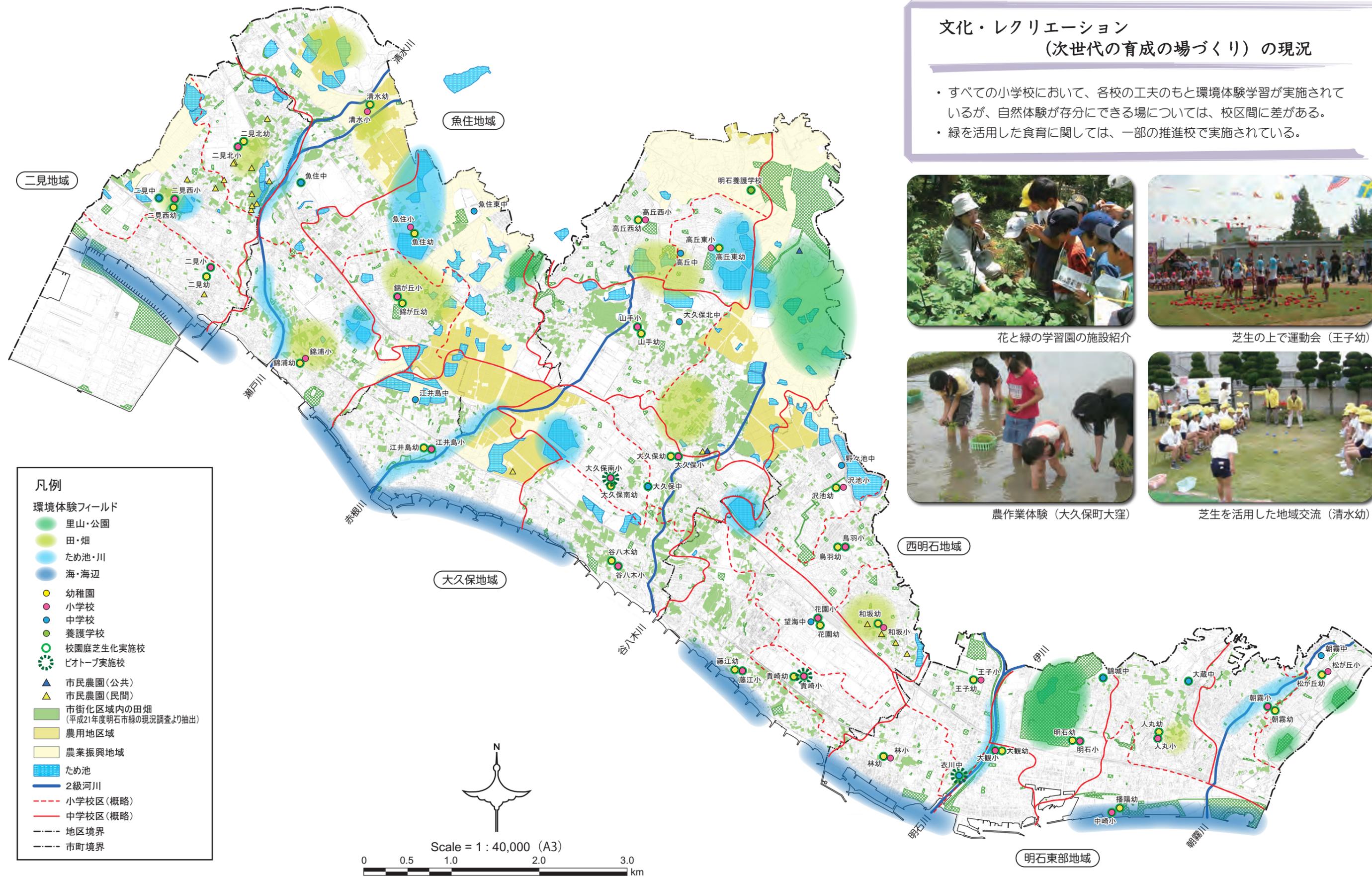
- ・居住地から歩いて行ける距離に健康づくりができる空間を整備する。
- ・散策道・自転車道沿いの公園や地域資源等を活用した休憩スペースを確保する。
  - 休憩施設（既存施設を利用または休憩所やベンチ等の整備）
  - 休憩の場（公園等の新規整備）
- ・市街化区域内の農地の保全・活用を図る。
  - 市民農園開設の拠点（他地域での開設促進）
  - 生産緑地制度の導入

#### 《ネットワーク化》

- ・大蔵海岸から西二見緑地の海岸線のネットワークを構築する。
  - 自転車道（播磨サイクリングロード、浜の散歩道等の活用）
- ・文化・歴史を知り、美しい景観と出会う拠点のネットワークを構築する。
  - ■ ■ 歴史の散策道（西国街道とその沿線の地域資源の活用）
- ・自転車道と散策道を結ぶネットワークを構築する。
  - ■ ■ 水辺の散歩道（河川堤防上の道路やため池沿いの道路の活用）

#### 《質の向上》

- ・都市における心の安らぎや癒しを得るための緑化の推進
- ・乳幼児・高齢者・障害者等の多様な利用者に配慮したバリアフリー等の推進
- ・公園施設長寿命化計画に基づく公園リニューアルの実施



### 文化・レクリエーション (次世代の育成の場づくり) の現況

- すべての小学校において、各校の工夫のもと環境体験学習が実施されているが、自然体験が十分にできる場については、校区間に差がある。
- 緑を活用した食育に関しては、一部の推進校で実施されている。



花と緑の学習園の施設紹介



芝生の上で運動会 (王子幼)

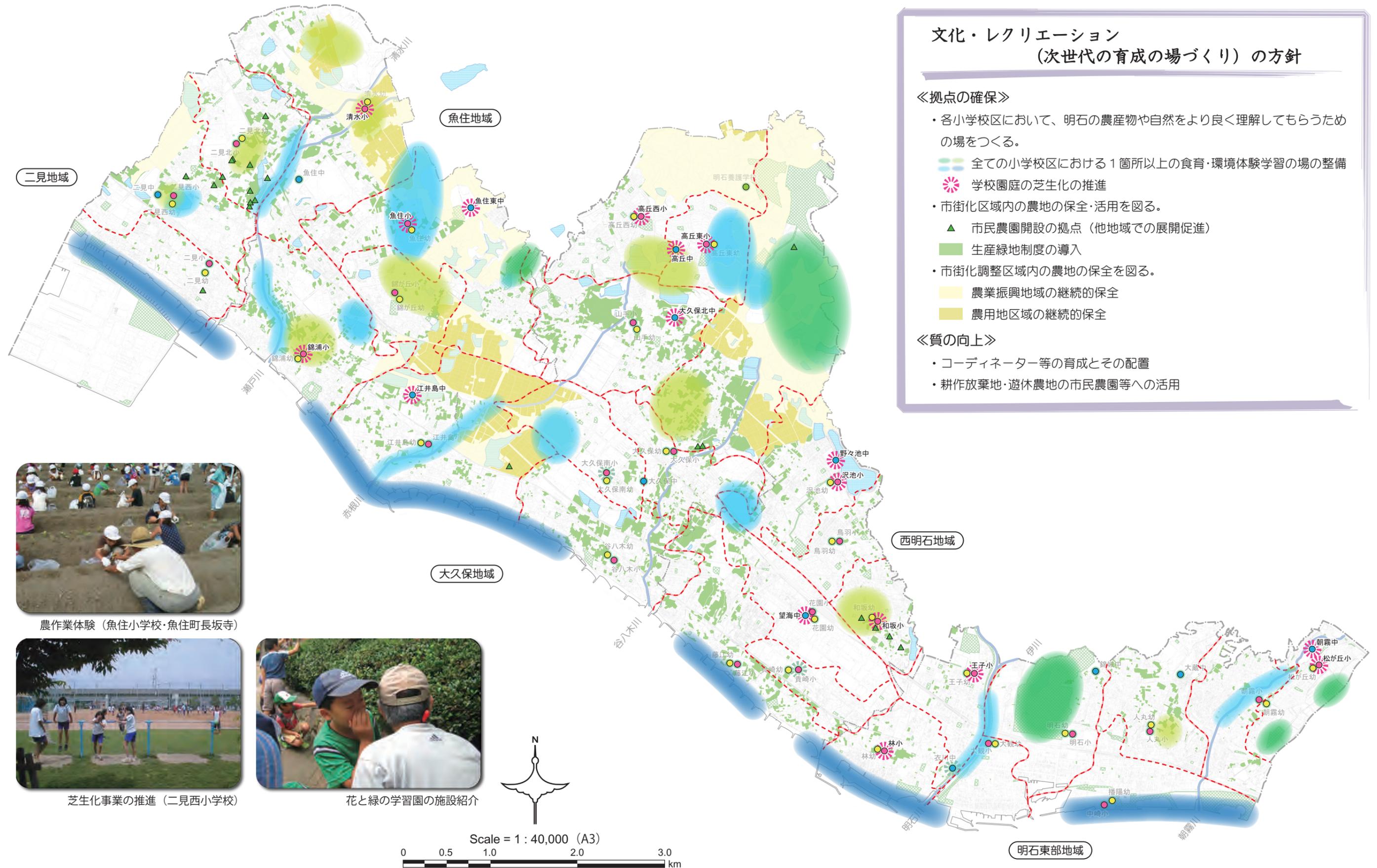


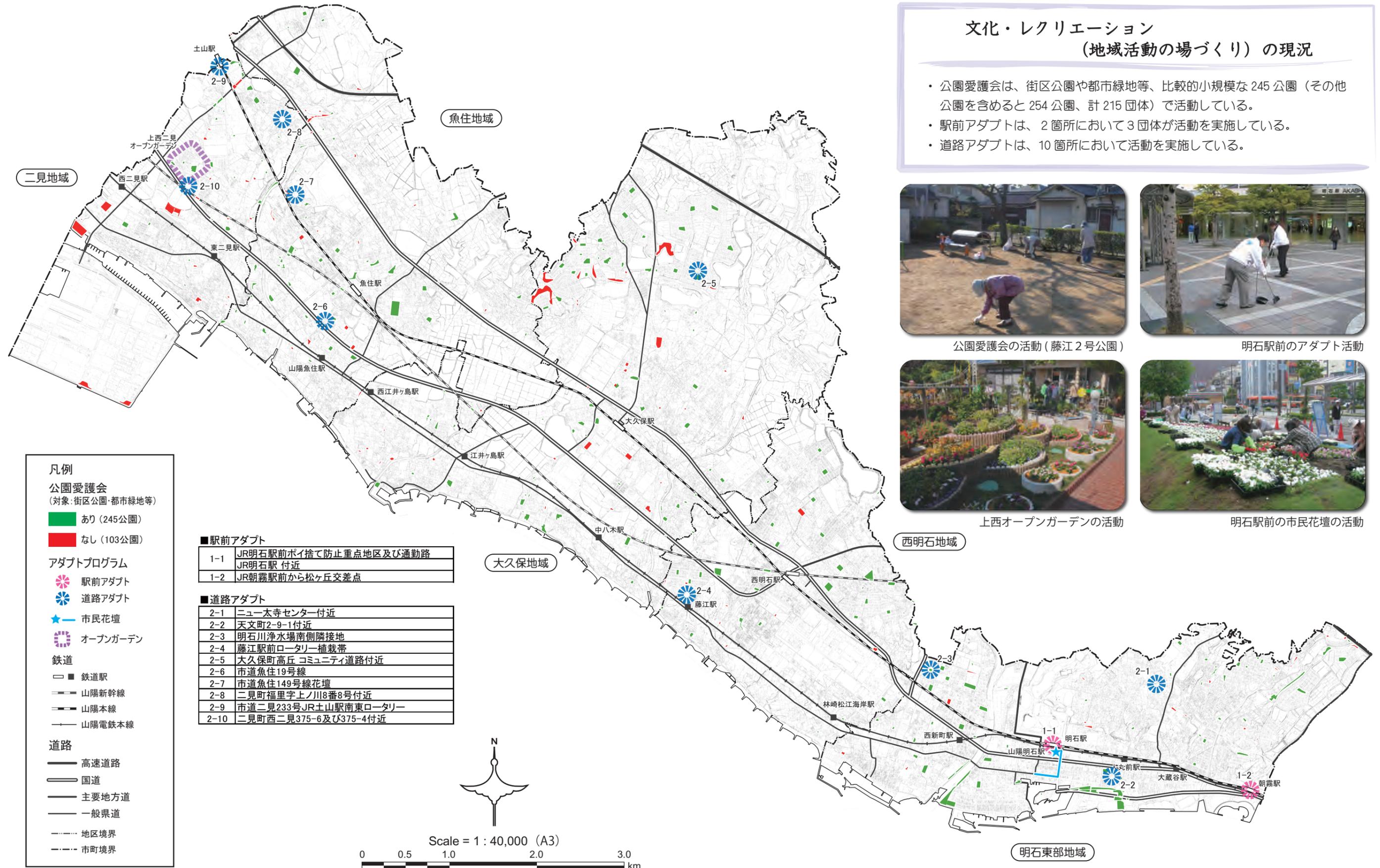
農作業体験 (大久保町大窪)

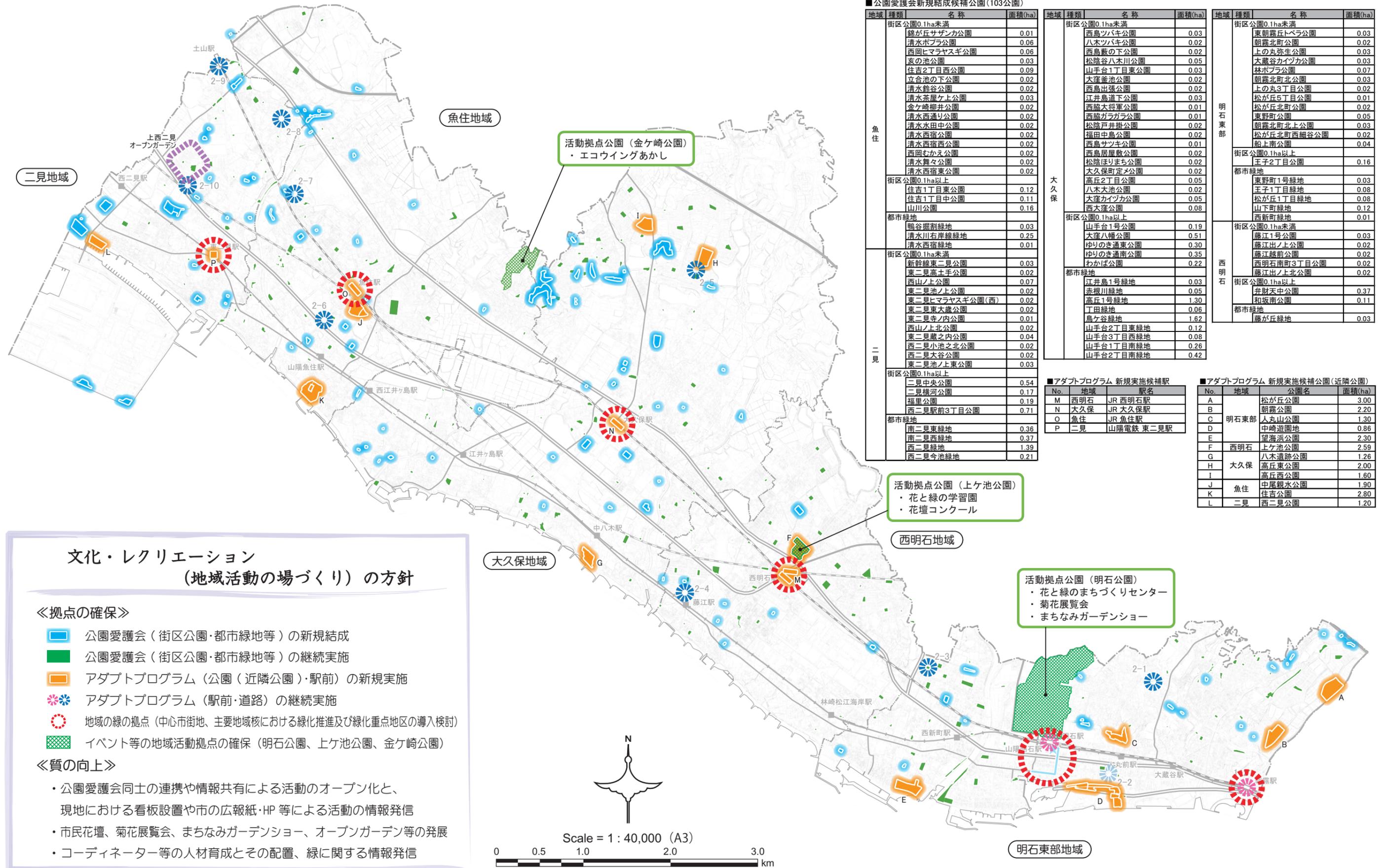


芝生を活用した地域交流 (清水幼)

※ 環境体験フィールド出典：「環境体験事業」パンフレット (明石市教育委員会)







■公園愛護会新規結成候補公園(103公園)

地域	種類	名称	面積(ha)	地域	種類	名称	面積(ha)	地域	種類	名称	面積(ha)
魚住	街区公園0.1ha未満	錦が丘サザンカ公園	0.01	大久保	街区公園0.1ha未満	西島ツバキ公園	0.03	明石東部	街区公園0.1ha未満	東朝霧丘トベラ公園	0.03
		清水ボプラ公園	0.06			八木ツバキ公園	0.02			朝霧北町公園	0.02
		西岡ヒマヤスギ公園	0.06			西島敷の下公園	0.02			上の丸弥生公園	0.03
		玄の池公園	0.03			松陰谷八木川公園	0.05			大蔵谷カイツカ公園	0.03
		住吉2丁目西公園	0.09			山手台1丁目東公園	0.03			林ボプラ公園	0.07
		立合池の下公園	0.02			大窪釜池公園	0.02			朝霧北町北公園	0.03
		清水鈴谷公園	0.02			西島出張公園	0.02			上の丸3丁目公園	0.02
		清水茶屋ヶ上公園	0.03			江井島道下公園	0.03			松が丘5丁目公園	0.01
		金ヶ崎柳井公園	0.02			西脇大将軍公園	0.01			松が丘北町公園	0.02
		清水西通り公園	0.02			西脇ガラガラ公園	0.01			東野町公園	0.05
		清水水田中公園	0.02			松陰戸井掛公園	0.02			朝霧北町北上公園	0.03
		清水西宿公園	0.02			福田中島公園	0.02			松が丘北町西細谷公園	0.02
		清水西宿西公園	0.02			西島サツキ公園	0.01			船上南公園	0.04
		清水西宿東公園	0.02			西島居屋敷公園	0.02			街区公園0.1ha以上	
		清水舞々公園	0.02			松陰ほりまち公園	0.02			王子2丁目公園	0.16
清水西宿東公園	0.02	大久保町定メ公園	0.02	都市緑地	東野町1号緑地	0.03					
街区公園0.1ha以上	住吉1丁目東公園	0.12	高丘2丁目公園		0.05	王子1丁目緑地	0.08				
	住吉1丁目中公園	0.11	八木大池公園		0.02	松が丘1丁目緑地	0.08				
	山川公園	0.16	大窪カイツカ公園	0.05	山下町緑地	0.12					
			西大窪公園	0.08	西新町緑地	0.01					
都市緑地	鶴谷掘割緑地	0.03	街区公園0.1ha以上	山手台1号公園	0.19	街区公園0.1ha未満	藤江1号公園	0.03			
	清水川右岸緑地	0.25	大窪八幡公園	0.51	藤江出ノ上公園		0.02				
	清水西宿緑地	0.01	ゆりのき通東公園	0.30	藤江越前公園		0.02				
			ゆりのき通南公園	0.35	西明石南町3丁目公園		0.02				
街区公園0.1ha未満	新幹線東二見公園	0.03	わかば公園	0.22	都市緑地	藤江出ノ上北公園	0.02				
	東二見高士手公園	0.02	二見	街区公園0.1ha以上		二見中央公園	0.54	街区公園0.1ha以上	井財天中公園	0.37	
	西山ノ上公園	0.07			二見横河公園	0.17	和坂南公園		0.11		
	東二見池ノ上公園	0.02			福里公園	0.19	都市緑地	江井島1号緑地	0.03		
	東二見ヒマヤスギ公園(西)	0.02			西二見駅前3丁目公園	0.71		赤根川緑地	0.05		
	東二見東大蔵公園	0.02			都市緑地	南二見東緑地		0.36	高丘1号緑地	1.30	
	東二見寺ノ内公園	0.01				南二見西緑地		0.37	丁田緑地	0.06	
	西山ノ上北公園	0.02				西二見緑地	1.39	鳥ヶ谷緑地	1.62		
	東二見蔵之内公園	0.04				西二見池ノ上東公園	0.03	山手台2丁目東緑地	0.12		
	西山ノ上公園	0.02						山手台3丁目西緑地	0.08		
	東二見小池ノ北公園	0.02						山手台1丁目南緑地	0.26		
	西二見大谷公園	0.02						山手台2丁目南緑地	0.42		
東二見池ノ上公園	0.03										

■アダプトプログラム 新規実施候補駅

No.	地域	駅名
M	西明石	JR 西明石駅
N	大久保	JR 大久保駅
O	魚住	JR 魚住駅
P	二見	山陽電鉄 東二見駅

■アダプトプログラム 新規実施候補公園(近隣公園)

No.	地域	公園名	面積(ha)
A		松が丘公園	3.00
B		朝霧公園	2.20
C	明石東部	人丸山公園	1.30
D		中崎遊園地	0.86
E		望海浜公園	2.30
F	西明石	上ヶ池公園	2.59
G		八木遺跡公園	1.26
H	大久保	高丘東公園	2.00
I		高丘西公園	1.60
J		中尾銀水公園	1.90
K	魚住	住吉公園	2.80
L	二見	西二見公園	1.20

### 文化・レクリエーション (地域活動の場づくり) の方針

- 《拠点の確保》
- 公園愛護会(街区公園・都市緑地等)の新規結成
  - 公園愛護会(街区公園・都市緑地等)の継続実施
  - アダプトプログラム(公園(近隣公園)・駅前)の新規実施
  - アダプトプログラム(駅前・道路)の継続実施
  - 地域の緑の拠点(中心市街地、主要地域核における緑化推進及び緑化重点地区の導入検討)
  - イベント等の地域活動拠点の確保(明石公園、上ヶ池公園、金ヶ崎公園)
- 《質の向上》
- 公園愛護会同士の連携や情報共有による活動のオープン化と、現地における看板設置や市の広報紙・HP等による活動の情報発信
  - 市民花壇、菊花展覧会、まちなみガーデンショー、オープンガーデン等の発展
  - コーディネーター等の人材育成とその配置、緑に関する情報発信

## 4-2. 緑の配置方針

### (1) 基本理念

明石は、アカシゾウや明石原人など、有史以前から連綿とつながる豊かな歴史を有し、阪神都市圏にあつて希少な砂浜・砂利浜や日本の重要湿地500にも選定されたオニバスが生育するため池群など、貴重な自然が残る地域です。また、こうした歴史や自然の他にも、「子午線のまち」を象徴する天文科学館や明石海峡大橋など、多様な地域資源が存在しています。

明石市域は東西に長く、瀬戸内海に面した地形は平坦で気候も穏やか、神戸や大阪などの大都市からも近いと、非常に恵まれた立地条件を有しています。こうした条件の良い立地により古代から交通の要として都市が発展してきましたが、近年では、人口の増加に伴う市街地の整備拡大により、かつて市域の多くを占めていた農地が減少するなど、自然環境も大きく変化してきています。さらにこれに加えて、社会情勢も刻々と変化し、明石市のまちづくりの過程においては、安全・安心、にぎわい・活気の創出、個性あるまちづくり、あらゆる世代の育成、地域コミュニティの形成、持続可能なまちづくり等、様々な課題が顕在化してきています。

こうした状況にあつて、本計画においては、明石市におけるまちづくりの課題に、緑が持つ効果・効用を最大限活かして対応すべく、8つの方針を設定しました。これらの方針は、都市の緑を将来にわたって保全し、また、緑化の推進によって、さらなる良好な都市環境を形成することで、長期総合計画に掲げられた、目指す10年後のまちの姿「ひとまち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」を実現すべく設定したものです。

こうした状況を踏まえて、本計画においては、緑の配置にあつての基本理念を下記のとおり設定します。

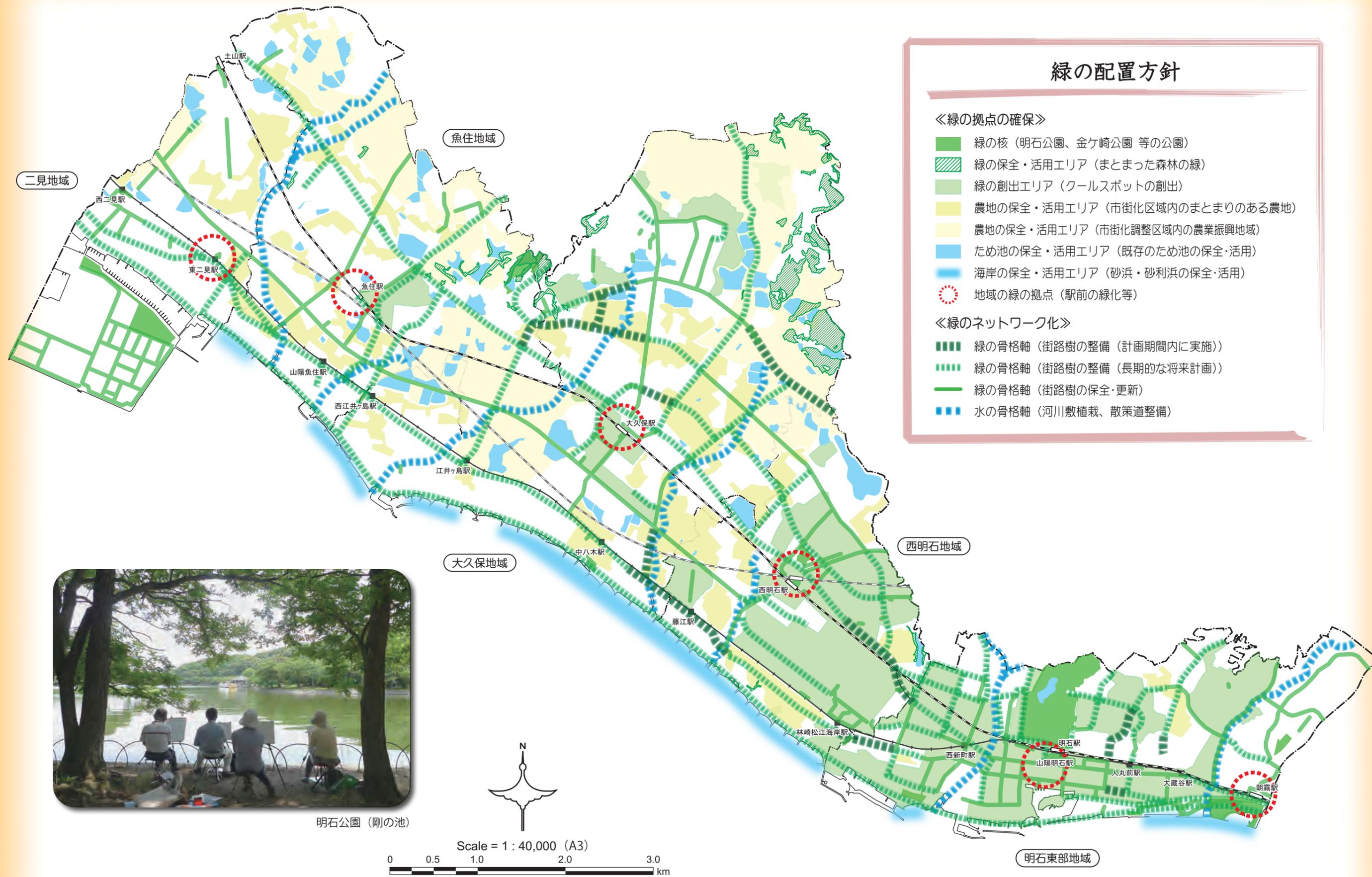
#### 明石市緑の基本計画 基本理念

◆ 時とともに豊かに育む緑 人、生きもの、まち ◆

### (2) 緑の配置方針

明石市のまちづくりの課題を解決するために、これまでに整理した8つの緑の方針を踏まえて、これらを総括する緑の配置方針図を次頁に示します。





### 4-3 緑の目標水準と施策方針

計画の目標年次である平成32(2020)年度における緑の確保目標を下記のとおり設定し、この目標水準を達成するための緑の施策方針図を次々頁に示します。

#### (1) 都市公園の目標水準

前回計画においては、当時177.71ha (6.12 m<sup>2</sup>/人) から、10年後の目標水準を320ha (10 m<sup>2</sup>/人) と設定していましたが (p.17 参照)、前回計画期間内の都市公園整備量は、目標整備量の20%程度と、目標水準と実績値との間に大きな隔たりがありました。

今回の計画改定にあたっては、現実的で実現可能な目標を設定することを主眼に据え、計画期間内に整備を行うべき都市公園等を抽出・集計し、その目標水準を217.50ha (7.50 m<sup>2</sup>/人) と設定します。

なお、1人あたりの都市公園面積については、都市公園法施行令第1条において、10 m<sup>2</sup>/人以上とされていることから、長期的な将来目標として、その値を目標水準とします。

表19：都市公園の目標水準

	現 状	平成 32 (2020) 年度	将 来
都市公園面積 (1人あたりの都市公園面積)	205.99 ha (7.07 m <sup>2</sup> /人)	217.50 ha (7.50 m <sup>2</sup> /人)	(10 m <sup>2</sup> /人)

注1) 現状の値は、平成23年3月末現在。

#### (2) 緑地の目標水準

近年の社会情勢等から、今後、特に本市の緑地の中でも4割程度を占める農地や森林の減少が予想され、こうした状況から、さらなる緑地の増加を目指す目標水準の設定は困難な状況にあります。しかし、生産緑地制度や緑化地域制度等の新たな緑地保全施策を講じるなど、可能な限り緑地の確保を推進していきます。こうした状況を踏まえて、本計画では、現状値以上の緑地を確保することを目標水準として設定します。

なお、緑地面積について、都市計画中央審議会の答申(平成7(1995)年7月)では、21世紀初頭に市街地における緑地の占める割合を3割以上確保するとしていました。本市の現状は、その目標値には及んでいませんが、長期的な将来目標として、市街化調整区域の農業振興地域・農用地区域等を含めて、市域の30%(1,477.5ha)以上を緑地として確保することを目標水準とします。

表20：緑地の確保目標水準

	現 状	平成 32 (2020) 年度	将 来
公園緑地 (施設緑地)	335.86 ha (6.8%)	現状値以上 (6.8%以上)	1,477.5ha 以上 (30%以上)
法や条例による緑地 (地域制緑地等)	354.93 ha (7.2%)	現状値以上 (7.2%以上)	
合 計	690.79 ha (14.0%)	現状値以上 (14.0%以上)	

注1) 現状の値は、平成23年3月末現在。

注2) ( )内は市域面積(4,925ha)に対する割合。

#### (3) 緑化の目標水準

緑化(緑被)に関する目標水準については、前回計画策定時点からその割合は増加しましたが、樹林地については目標水準として設定した10%以上には至っておらず、さらなる増加を目指す必要があります。本計画においては、特に民有地の緑化(屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化等)を推進するとともに、農地の継続的な保全を図り、現状値以上の緑被を確保することを目標とします。

なお、過去の調査研究から、住民の満足が得られる良好な住環境は、樹林地の割合が10~20%程度以上、緑被が30~60%程度以上といわれています\*。そのため、長期的な将来目標としては、樹林地15%以上、緑被40%以上、緑被+水面45%以上の確保を目標水準とします。

また、今後の課題として、平面的な緑量の指標である緑被について、その確保に努めるとともに、立体的な緑量の確保に配慮した緑視率の導入についても検討していきます。

表21：緑化に関する目標水準

	現 状	平成 32 (2020) 年度	将 来
樹林地	7.5 %	現状値以上	15%以上
緑被	27.9 %	現状値以上	40%以上
緑被+水面	32.1 %	現状値以上	45%以上

注1) 現状の値は、平成21年度明石市緑の現況調査に基づく。

注2) 表中の数値は市域面積(4,925ha)に対する割合。

注3) 緑被=樹林地+草地+田畑 水面=河川・水路+ため池



写真16：花壇コンクール(鳥羽ジンチョウゲ公園)

※ 参考文献

高橋理喜男 他、都市環境における快適性の指標としての緑の量的質的基準化に関する研究、造園雑誌39(1)、10-19、1975  
進士五十八、住環境に於けるグリーンミニマムについての研究、造園雑誌38(4)、16-31、1975  
浅川昭一郎、札幌市における住民の緑地意識について(III)―緑地の機能別満足度の構造―、造園雑誌41(1)、3-10、1977



### 緑の施策方針

#### 《ハード整備による緑の確保》

- 街路樹の整備（計画期間内に実施）
- 街路樹の整備（長期的な将来計画）
- 街路樹の保全・更新
- 街路樹、散策道整備（河川敷植栽、散策道等の整備）
- 自転車道（浜の散歩道・播磨サイクリングロード等の活用）
- 歴史の散策道づくり（西国街道の緑化や休憩スポットの整備）
- ☼ 校庭芝生化事業の推進
- ☼ 新規公園緑地の整備（都市公園整備）
- 公園の雨水一時貯留施設としての活用・整備（既設公園の改修）
- ため池の雨水一時貯留施設としての活用・整備（既存ため池の改修）
- 眺望の拠点（明石海峡大橋の見える公園としての施設整備）

#### 《ソフト対策による緑の確保》

- ☼ 緑化地域制度の導入（屋上・壁面・駐車場緑化等の助成制度）
- 生産緑地制度の導入
- 農業振興地域・農用地区域の継続的保全と活用の推進
- 里山・樹林の継続的保全の推進
- 緑化重点地区の導入の検討
- 地域活動の推進（活動拠点公園）
- ▲ 市民農園の拠点（既設市民農園の維持継続と他地域への展開促進）
- 緑地協定締結推進の拠点（他地域への展開促進）
- オープンガーデン推進の拠点（情報発信、指導等による他地域への展開促進）

鴻池公園の整備

上西二見オープンガーデンを拠点とし、緑化手法等の指導や、連携により、他地域への展開を促進する。

西国街道を歴史と文化の緑軸と位置づけ、街道沿いにある地域資源を活かした緑の散策道を整備する。

緑地協定の推進拠点として位置づける。

二見地域

魚住地域

活動拠点公園  
(金ヶ崎公園)

東二見駅や魚住駅の周辺を地域の緑の核として、樹木や草花で緑化を推進する。駅前アダプトの推進。

海岸線の道路を自転車道として位置づけ、海岸線の緑化やサインの設置を推進する。

大久保地域

大久保駅の周辺を地域の緑の核として、樹木や草花で緑化を推進する。駅前アダプトの推進。

屋上、壁面、駐車場の緑化等の助成制度を設け、緑化の推進を図る。

西明石地域

活動拠点公園（明石公園）  
これまで行われてきた活動を継続し、緑の活動の拠点として位置づける。緑化の普及啓発活動を推進する。

和坂公園の整備

明石海峡大橋が見える公園としてサイン等の施設整備を推進する。

明石東部地域

明石駅周辺は、中心市街地活性化計画と整合を図り緑化を推進する。駅前アダプトの推進。

朝霧駅の周辺を地域の緑の核として、樹木や草花で緑化を推進する。駅前アダプトの推進。

4-4. 計画推進のための施策プログラム

(1) 前回計画の「実現化のための施策プログラム」の本計画における対応

「2-2.(2) 前回計画の施策プログラムの達成状況」では、前回計画で示された各施策プログラムについて、その実施状況と達成状況（実施できなかった施策の理由を含む）を整理しました。

本項では、この整理と、「4-1. 目標の達成に向けた緑の現況整理と方針設定」において整理した本計画における各方針を踏まえて、前回計画の施策プログラムのそれぞれの項目について、本計画において、以下のように対応することとしました。

表22：前回計画の施策プログラムの本計画における対応（1/4）

施策プログラム（前回計画）	達成状況（理由）	本計画における対応	略号
<b>I. 緑をまもる計画（緑に親しみ守る計画）</b>			
<b>1. 樹林・樹木等良質な緑の保全と活用（自然や社寺等の緑に親しみ守る計画）</b>			
<b>①樹林地等の保全</b>			
ア. 風致地区の指定	× (①)	・大久保北部の丘陵の樹林や、金ヶ崎地区の丘陵の樹林は法に基づいてその永続性が担保されており、ため池の保全については公園整備等により活用を図る等、他の制度により緑地の保全を図るため、風致地区の指定については今後の課題としつつ、本計画においては対象としない。	—
イ. 緑地保全地区の指定	× (①)	・緑地保全地域及び特別緑地保全地区指定の需要の高まりはみられないため、今後の課題としつつ、本計画においては対象としない。	—
ウ. 斜面緑地等の保全	× (③)	・前回計画対象の松が丘及び山下町の斜面緑地は、都市公園（都市緑地）として管理されているため、本計画においては対象としない。	—
<b>②貴重な樹林・樹木の保全</b>			
ア. 保護樹木・保護樹林	× (④)	・今ある保護樹木を保全するとともに、新たな指定を目指して制度・助成の拡充を図る。	E-12
イ. 史跡・名勝・天然記念物	× (①)	・緑（＝オープンスペース）に関わる文化財として、新たに太寺廃寺塔跡、高丘古窯跡群、明石城跡等の史跡名勝天然記念物を追加し（合計10件）、それらを活用した景観形成に取り組む。	E-6
<b>2. 水と土の保全と活用（海や河川、農地、ため池に親しみ守る計画）</b>			
<b>①ため池の保全</b>			
ア. ため池の保全と活用	○	・ため池に関わる活動は継続的に実施するとともに、ため池を活用した親水公園の整備や、生物多様性に配慮した保全の推進、浸水被害に備えた雨水一時貯留施設としての活用、環境体験学習における活用を図る。	A-2, B-2 D-2, G-4
イ. 農業用排水路の保全と活用	× (④)	・生物多様性の保全に関わる水と緑のネットワークの構築に活用する。	A-4, B-7 F-7
<b>②農地の保全</b>			
ア. 農業振興地域・農用地区域	△ (①)	・前回計画と同様、農業振興地域・農用地区域の適正な運用を図る。	A-8, B-4 D-4, G-5
イ. 生産緑地地区の指定	× (④)	・市街化区域内の農地の保全を図るため、生産緑地地区の指定を行う。	A-7, B-5 C-5, D-5 G-6
<b>③海岸線・河川の保全</b>			
ア. 海岸線の保全	○	・海岸線の整備事業に関しては、概ね完了した。 ・今後は、海岸線緑化を推進する。	A-3, B-6
イ. 河川の保全	○	・河川の保全を継続的に実施するとともに、遊歩道等への活用を図る。	A-4, B-7 F-7

注1)「本計画における対応」の略号は、p.66~67の本計画の個別施策の内容の略号に対応する。

表22：前回計画の施策プログラムの本計画における対応（2/4）

施策プログラム（前回計画）	達成状況（理由）	本計画における対応	略号
<b>II. 緑をつくる計画（公園緑地の整備計画）</b>			
<b>1. 公園等の整備（公園の緑により都市環境基盤を形成し、増やす計画）</b>			
<b>①住区基幹公園</b>			
ア. 街区公園の整備	△ (②)	・ため池を活用した親水公園の整備やすべての市民が歩いてアクセスできる距離における公園整備を推進する。	F-1
イ. 近隣公園の整備	× (②)		
ウ. 地区公園の整備	× (②)		
<b>②都市基幹公園</b>			
ア. 総合公園の整備	△ (②)	・公園施設長寿命化計画に基づき、公園のリニューアルを推進する。	F-2
イ. 運動公園の整備	× (②)	・徒歩圏域で運動できる公園整備を行う。	F-1
<b>③特殊公園</b>			
ア. 墓園の整備	○	・墓園整備は完了し、今後は適切に管理を行う。	—
イ. 自然ふれあい公園	△ (②)	・新たな自然ふれあい公園の整備を行う予定はないが、食育・環境体験学習への公園の活用を図る。	G-1
<b>④広域公園</b>			
ア. 明石公園	○	・明石公園の活用を推進する。	B-3, C-1 D-1, E-1 H-3
<b>⑤区画整理等に伴う公園整備</b>			
	△ (②)	・土地区画整理事業に伴う公園整備については、従来どおり、施行地区面積の3%以上を確保する。	—
<b>⑥防災機能の整備</b>			
	○	・地域防災計画に基づいた公園整備は平成22年度の松江公園の整備をもって完了した。 ・今後は、防火性の高い樹木の緑化や防災ファニチャーの整備等、質を高める取組みを推進する。	C-3
<b>2. 公園機能の活性化（ニーズの変化にあわせた公園のリフレッシュ）</b>			
<b>①公園リフレッシュ事業</b>			
	○	・都市公園施設長寿命化計画に基づき、順次、公園施設のリニューアルを推進する。	F-2
<b>②市民の森整備</b>			
	○	・公園に限らず、民有地の緑化を市民とともに推進する。	A-1, A-6 E-12
<b>③接道部の再整備</b>			
	× (②)	・公園整備・リニューアルを行う中で対応する。	A-2, C-1 F-1, F-2
<b>3. 海峡の見える公園づくり（明石らしさを公園の緑により形成するふれあい公園づくり）</b>			
<b>①明石海峡・明石海峡大橋の見える公園</b>			
	○	・明石海峡大橋の見える公園づくりを推進する。	E-1
<b>②時のふるさと公園</b>			
	△ (③)	・公園整備・リニューアルを行う中で対応する。	A-2, C-1 F-1, F-2
<b>③みんなのアイデア公園づくり</b>			
	○		

注1)「本計画における対応」の略号は、p.66~67の本計画の個別施策の内容の略号に対応する。



表22：前回計画の施策プログラムの本計画における対応（3/4）

施策プログラム（前回計画）	達成状況（理由）	本計画における対応	略号
<b>Ⅲ. 緑をつなぐ計画（緑と市民を結びつける計画）</b>			
<b>1. 緑の回廊の整備（ふるさとの森と時の道を結ぶ緑の主軸化計画）</b>			
①市街地とふるさとの森を結ぶ緑の回廊の整備	× (2)	・実現困難な緑道の整備は、本計画の対象としない。ただし、街路樹整備として可能な限り推進する。	A-3, B-1 C-2, E-4
②時の道・都心回遊路の整備	× (2)	・周辺の地域資源を活用しながら、遊歩道・サイクリングロードとして、浜の散歩道、時の道、西国街道を位置付けるとともに、南北軸の河川を活用し、それらのネットワーク化を図る。	E-2, E-3 F-4, F-5
<b>2. 緑の都市軸の緑化（緑道や道路、河川、海岸等による緑のネットワーク化計画）</b>			
①緑地・緑道	△ (2)	・周辺の地域資源を活用しながら、遊歩道・サイクリングロードとして、浜の散歩道、時の道、西国街道を位置付けるとともに、南北軸の河川を活用し、それらのネットワーク化を図る。	E-2, E-3 F-4, F-5
<b>②道路緑化</b>			
ア. 道路緑化基準	○	・街路樹整備として可能な限り推進するとともに、既存の街路樹の更新を図る。 ・街路樹管理にあたっては、樹木の自然樹形を活かした管理を推進する。	A-3, B-1 C-2, E-4
<b>③河川緑化</b>			
ア. 市街地の河川	× (2)	・南北軸としての河川を活用した、緑化・歩道整備を図る。	A-4, B-7 F-7
イ. 地区の河川	○	・河川管理者である県と調整を図りつつ、河川敷緑化等の推進を図る。	A-4, B-7 F-7
<b>④海岸線緑地</b>			
ア. 大蔵海岸整備	○	・整備は完了したため、今後は適切な管理を推進する。	—
イ. 明石港再整備	× (1)	・中心市街地の緑化推進と合わせて検討する。	—
ウ. 西部海岸（ウォーターフロント整備構想）	○	・今後は適切な管理を推進する。	—
<b>Ⅳ. 緑化を進める計画（緑化を推進する計画）</b>			
<b>1. 公共施設緑化（公共施設の緑を増やす計画）</b>			
<b>①学校園（教育・文化施設）</b>			
ア. 緑量の確保	○	・学校園庭における芝生化の推進を図る。	G-2
イ. 環境教育としての緑化	○	・各小学校区に環境体験学習の場づくりを推進する。	G-1
ウ. 周辺との一体緑化	△ (2)	・公共施設の緑化を推進する。	A-1, A-6
<b>②庁舎等</b>			
ア. 接道部や駐車場等の緑化	○	・緑化地域を設定し、民有地・公共施設緑化を推進する。	A-1, A-6
イ. シンボルツリー	○	・適宜対応する。	—
ウ. 緑化基準	○	・現状の基準に準拠し、緑化を推進する。	—
<b>2. まち角の緑化（ポケットパークやまち角の緑を増やす計画）</b>			
<b>①ポケットパーク、眺望点などの整備</b>			
ア. ポケットパークの整備	△ (2)	・道路整備に伴う残置等を活用し、ポケットパークの整備を推進する。	E-5
イ. スポットガーデンの整備	× (2)	—	—
ウ. 眺望点の整備	△ (2)	・明石海峡大橋の眺望を活かした拠点整備を推進する。	E-1
<b>②街路・まち角の演出</b>			
ア. 歴史と文化の散歩道	× (4)	・西国街道とその周辺の地域資源を活用した歴史の散策道づくりを推進する。	E-3, F-4
イ. こども広場の整備	× (4)	・徒歩圏域における公園整備を推進する。	F-1
ウ. まち角の整備 a. 緑のシンボルロード b. フラワーロード c. 緑のシティゲート d. ポケット・ガーデン	○	・中心市街地（明石駅周辺）及び主要地域核（朝霧駅、西明石駅、大久保駅、魚住駅、東二見駅周辺）を地域の緑の拠点として位置づけ、緑化及び駅前アダプトの推進を図る。	E-7, H-1 H-4

注1)「本計画における対応」の略号は、p.66～67の本計画の個別施策の内容の略号に対応する。

表22：前回計画の施策プログラムの本計画における対応（4/4）

施策プログラム（前回計画）	達成状況（理由）	本計画における対応	略号
<b>Ⅴ. 緑を普及する計画（みんなで緑を育み広げる計画）</b>			
<b>1. 緑化の普及（みんなで緑を育み愛する計画）</b>			
①公園愛護会・街路樹愛護会・緑化推進委員等の育成・助成・活用	○	・公園愛護会の拡充・連携を図るとともに新規結成を促進する。	H-3, H-6
②グリーンモニター制度の設置	× (3)	・公園愛護会を充実させて対応する。	H-3, H-6
③緑のイベントの活用	○	・地域活動拠点として、明石公園、上ヶ池公園、金ヶ崎公園を位置付け、各種イベントを開催する。	H-2
④緑のリサイクル事業の展開	△ (4)	・樹木のリサイクル制度を継続的に実施するとともに、剪定枝等の再利用を図る。	E-13
⑤環境教育	○	・各小学校区に環境体験学習の場づくりを推進する。	G-1
<b>2. 緑のまちづくり（みんなが協働して緑を育む計画）</b>			
①緑地協定	○	・緑地協定の他地域への展開を図る。	E-8
②生垣助成制度	—	・生垣の緑化や剪定、保護樹木等の制度の拡充及び助成の実施を図る。	E-12
③地区計画、建築協定等の活用	△ (1)	・今後も継続的に推進する。	—
④総合設計制度	× (1)	・民有地の緑化推進により対応する。	A-1, A-6
<b>⑤事業所等の緑地確保</b>			
ア. 工場等の緑化基準	○	・条例に基づき、継続的に実施する。	—
<b>3. 緑化推進のための組織づくり（緑化公園協会等の活用と市民団体等との連携）</b>			
①緑化公園協会	× (3)	・緑化公園協会は解散したが、市民と市を仲介する組織として、花と緑の学習園を位置付け、各種活動のコーディネーターの育成とその配置等を行う。	G-7, H-8
②緑化基金の活用	× (1)	・民有地緑化のための制度の創設、助成の実施等により対応する。	A-1, A-6 E-12
③市民団体等との連携	○	・市民団体と連携し、オープンガーデン等の推進を図る	E-9, H-7
<b>4. 緑の啓蒙活動（みんなが緑に親しみ活用する計画）</b>			
①緑化啓蒙資料の活用	○	・ホームページや冊子等により、緑地保全・緑化推進に関わる情報発信を行う。	H-8
②花のあるまちづくり	○	・花壇コンクールや市民花壇の継続実施を図る。	H-5
③植物の名札設置	△ (2)	・公園リニューアルと併せて推進する。	F-2

注1)「本計画における対応」の略号は、p.66～67の本計画の個別施策の内容の略号に対応する。



(2) 計画推進のための施策プログラム

前節までに、明石市の緑に関わるまちづくりの課題解決に向けて、8つの具体的な取組の現況整理と方針設定を行い、明石市全体の緑の配置方針と施策方針を整理しました。

今回の計画においては、これらの整理と、前項で整理した前回計画の施策プログラムの内容も踏まえて、下記の施策プログラムの実施により計画の推進を図ります。

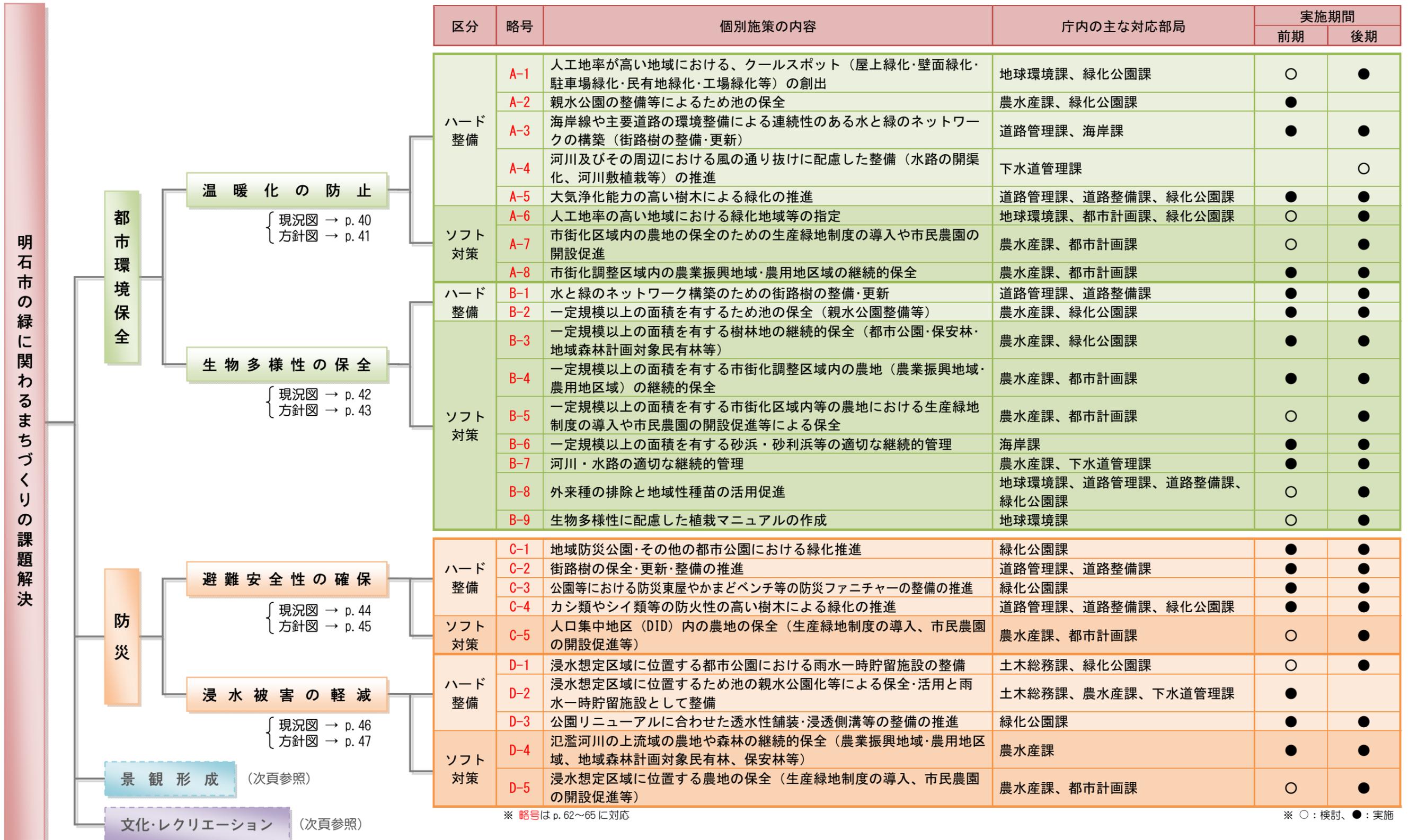


図 23：計画推進のための 施策プログラム (1/2)



※ 略号は p.62~65 に対応

※ ○：検討、●：実施

図23：計画推進のための 施策プログラム（2/2）

#### 4-5. 計画の円滑な運用に向けて

前項で示した施策の円滑な運用に向けて、上位計画である「明石市第5次長期総合計画」や関連計画との整合を図りながら、計画の実現を図ります。

##### (1) 自治基本条例の精神に根ざした参画と協働による計画の運用

これからのまちづくりには、今まで以上に市民をはじめ、多様な主体との連携や協働による取り組みが必要となります。平成22年4月に施行された「明石市自治基本条例」の前文には、下記の内容が示されています。

明石市自治基本条例は、市民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、各種主体の役割を明確化し、市民による「参画と協働のまちづくり」と、よりよい公共サービスを受けることができる「市政運営の実現」を目指すものです。本計画については、この条例の精神に根ざして、計画の運用を図っていきます。

表23：明石市自治基本条例の前文（抜粋）

大切なのは、これからの「明石の自治」の主体となっていかなければならないのは、わたしたち市民だという意識です。明石に住む。明石で働く。明石で活動する。わたしたちがこうあってほしいと望むまちに、みんなで力を合わせて挑戦していく決意と行動が、新しいまちづくりのきっかけになっていきます。

明石市自治基本条例は、前文と6つの章にわたる38の条文で構成されています。

市民自ら、暮らしてよかったと思える、安全で安心して暮らせる豊かなまち、人をいたわりお互いの尊厳や人権を大切に、自然をいつくしむ優しさにあふれたまち「明石」を目指しています。



図24：明石市自治基本条例のイメージ

出典) 明石市自治基本条例 PRパンフレットより抜粋、一部加工

##### (2) 計画の運用における進行管理

本計画が目指す明石市の「緑に関わるまちづくりの課題」の解決にあたっては、施策プログラムの円滑な運用が重要となります。施策プログラムの運用にあたっては、前述の明石市自治基本条例に基づき、市民やNPO、事業者等の参画を基本とし、PDCA（計画(Plan)⇒実施(Do)⇒点検・評価(Check)⇒改善(Action)）の考え方を導入して、計画のスパイラルアップを目指します。

本計画の運用期間は平成23(2011)年度～平成32(2020)年度の10年間であることから、各年の点検は庁内の関係部局で施策の進行状況の確認を行い、中間年にあたる平成27(2015)年度には市民や学識者を含めた外部の組織により、計画の進行状況の評価を行い、施策プログラムの内容の改善を図ります。



図25：円滑な計画の進行管理

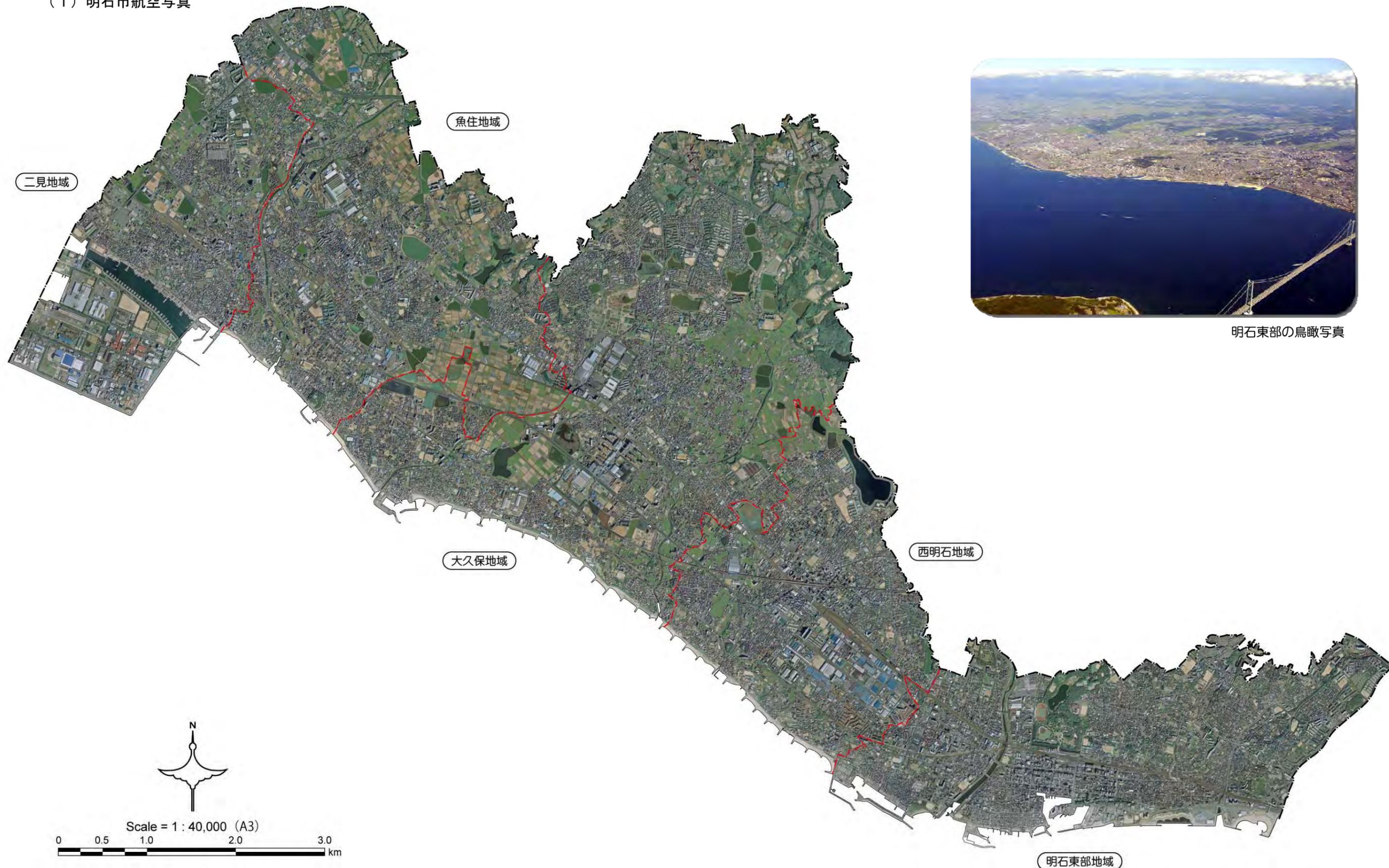


## 参考資料

- (1) 明石市航空写真
- (2) 緑地の分類
- (3) 都市公園の種類
- (4) 用語解説
- (5) 明石市緑の基本計画改定の経緯
- (6) 明石市緑の基本計画改定検討委員会 構成員
- (7) 明石市緑の基本計画改定庁内検討会 構成員



(1) 明石市航空写真



明石東部の鳥瞰写真

明石東部地域

明石市現況航空写真 (平成 21 年 9 月撮影)

(2) 緑地の分類

緑地	施設緑地	都市公園	●都市公園法で規定するもの
		都市公園以外	公共施設緑地 ●都市公園を除く公共空地(その他公園) ・国民公園 ・自転車歩行者専用道路 ・歩行者専用道路 ・地方自治法設置又は市町村条例設置の公園 ●公共団体が設置している市民農園 ・公開している教育施設(国公立) ・河川緑地 ・港湾緑地 ・農業公園 ・児童遊園 ・公共団体が設置している運動場やグラウンド ・こどもの国 等
			民間施設緑地 ●学校の植栽地 ●下水処理場等の付属緑地 ●道路環境施設帯及び植栽帯(街路樹) ●その他の公共施設における植栽地 等
地域制緑地等	法による地域 ・緑地保全地域(都市緑地法) ・特別緑地保全地区(都市緑地法) ・風致地区(都市計画法) ・生産緑地地区(生産緑地法) ・近郊緑地保全区域(近畿圏整備法) ・近郊緑地特別保全地区(近畿圏整備法) ・歴史的風土保存区域(古都保存法) ・歴史的風土特別保存地区(古都保存法) ・景観地区で緑地に係る事項を定めているもの(景観法) ・自然公園(自然公園法) ・自然環境保全地域(自然環境保全法) ●農業振興地域・農用地区域(農業振興地域整備法) ●河川区域(河川法) ●保安林区域(森林法) ●地域森林計画対象民有林(森林法) ・保存樹・保存樹林(樹木保存法) ・景観重要樹木(景観法) ●史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの(文化財保護法) 等		
協定	●緑地協定(都市緑地法) ・景観協定で緑地に係る事項を定めているもの(景観法) 等		
条例等によるもの	・条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区 ●樹林地の保存契約(保護樹木・保護樹林) ・協定による工場植栽地 等		

注1) ●ゴシック体表記：明石市において、該当するもの又は把握しているもの。  
出典) 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課 監修「新編 緑の基本計画ハンドブック」(平成19年) p.54 をもとに一部加筆。

(3) 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区※1当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※1：近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位。  
出典) 国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課 HP ([http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p\\_toshi/syurui/index.html](http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/syurui/index.html))

## (4) 用語解説

## 【あ行】

アカウミガメ	カメ目ウミガメ科のは虫類で、太平洋、大西洋、インド洋に広く分布し、温帯、亜熱帯域に産卵場を持つ。日本での産卵場は本州中部（石川県・福島県）以南から九州の太平洋岸と、南西諸島にある。本種は、ワシントン条約附属書Ⅰに記載され、種の保存法の国際希少野生動植物種に指定されているとともに、環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類(VU)に記載されている。明石市の海岸では、昭和 61(1986)年以降、上陸・産卵が確認されている。	
東屋（あずまや）	公園や庭園などに設けた四方の柱と屋根だけの休息所。	
アダプトプログラム	市民や事業者が、地域の共有財産である道路・広場・公園などの公共施設の里親となり、自らの活動と責任で清掃・美化・緑化などを行う協働まちづくりの制度。アダプト(ADOPT)とは、英語で「養子縁組」を意味する。明石市では、平成 22 年度末現在、駅前アダプト(2 箇所(3 団体))、道路アダプト(10 箇所)が活動を実施し、公園アダプト(12 箇所)が活動を予定している。	
アマモ	日本中の波の静かな内海・内湾域の砂泥域に繁茂する沈水性の多年草。葉は稲に似ており、長さ 50~100cm 程度になる。アマモが大規模に繁茂した群落は「アマモ場」と呼ばれ、生物の生息・産卵・保育場所として、また、良好な漁場として機能する。	
雨水一時貯留施設	浸水被害を軽減することを目的として策定された「明石市総合浸水対策計画」においては、公園や学校の校庭、公共駐車場など、比較的広い面積を有する公共用地（地下部分を含む）の周囲にブロックを積み・排水施設のせき止めを行う等して雨水を一時的に貯留する施設としている。	
雨水幹線	排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するための施設。本計画においては、開渠（蓋がされていない水路）として、藤江川と古城川の 2 河川を対象としている。	
NPO	民間非営利団体（Non Profit Organization）のことで、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。「特定非営利活動促進法」に基づく法人格を持った団体は「NPO 法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれる。	
オープンガーデン	個人の庭を一定期間において一般公開する活動。	

オープンスペース	建築物のない一定の地域的広がりであって、その空間を構成する植生、水面などにより、環境の質の向上を図り、あるいは住民のレクリエーション需要に応えるもの。	
屋上緑化	建築物の屋上を緑化すること。庭園的な空間をつくる屋上庭園などを含んだ概念。人工地盤緑化に包括されるケースも多い。近年では都市のヒートアイランド現象の緩和策、省エネ効果を発揮するための切り札としても注目されている。	
オニバス	本州、四国、九州のやや富栄養化した湖沼、ため池、河川などに生育するスイレン科の一年生浮葉植物。植物体全体に鋭い刺があり、茎は塊状、葉は根生する。成長した浮葉の直径は 0.3~1.5m、ときに 2.0m を超える。池沼の開発や水質汚濁、土地造成等により減少し、現在は国内に総計約 9,000 個体が生育していると推定されており、環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類(VU)に記載されている。	
温室効果ガス	地球大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称。従来から問題にされてきた二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )のほかにも、メタン(CH <sub>4</sub> )、フロン、亜酸化窒素(N <sub>2</sub> O)なども温室効果を引き起こし、単位量当たりの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が甚大とされる。	

## 【か行】

外来生物（外来種）	外来生物法においては、概ね明治以降に人為的に海外から導入された生物を指し、その中で特に、在来生物と競合、交雑、捕食等により地域の自然環境に大きな影響を与えるものを「侵略的外来種」としている。	
環境体験学習	明石市が小学校 3 年生を対象に実施している「環境体験事業」における体験学習活動。平成 19 年度から開始され、平成 21 年度現在、全小学校で実施している。自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながりを肌で感じながら、人間形成の重要な時期に、自然の美しさに感動する心を育み、自然の中で命のつながりを学んでいくことを目的としている。	
協働	市民がまちづくりのプロセス（計画・実施・評価・改善の各過程）の中に参加し、市民と市又は市民と市民とが、それぞれの資源や専門性を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力を合わせるにより、より良いまちを築き上げていくこと。	
公園愛護会	公園の美化及び安全かつ健全な利用を図るとともに、生活環境の保全、公共施設愛護の精神の高揚を目的として、公園周辺の住民により構成された組織団体。その活動内容は、公園の清掃や除草など、比較的軽微な維持管理作業を行う。明石市には、平成 22 年度末現在、255 団体が登録・活動している。	

## 【さ行】

## 里山（里地里山）

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域であり、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域といえる。



## 市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域。当該区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされる。

## 市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域。当該区域は、市街化を抑制すべき区域とされる。

## 市民農園

市民が野菜や花づくりを通して土や自然に親しみながら、農作業体験ができる場として設置された農園。明石市が設置している市民農園としては、平成22年度末現在、大久保町農園と石ヶ谷農園の2箇所がある。



## 食育

「明石の恵を大切に！元気なまち明石」をめざし、全ての市民が健康でこころ豊かな生活ができるよう、明石の恵を大切に食文化を未来につなげ、自然にやさしい食環境づくり、健康づくりに向けた取組み。



## 人口集中地区（DID）

国勢調査の結果をもとに設定される都市的傾向の強い地区。設定の要件は、国勢調査の基本単位区において、概ね人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の区域が隣接して、人口5,000人以上を有する地区とされている。なお、人口密度が低くても学校・工場・公園等の都市的な区域も含まれることがある。「DID」は、「Densely Inhabited District」の略。

## 生産緑地地区

生産緑地法に基づき、良好な都市環境を形成することを目的として指定される市街化区域内の500m<sup>2</sup>以上の区域。指定を受けた場合、農地以外としての転用・転売は認められず、農地としての維持管理が求められるが、固定資産税や相続税の優遇措置がある。

## 生態系

一定の場所にすむ全生物とその環境を、物質循環とエネルギーの流れに着目して1つのまとまりとして捉えたもの。生産者・消費者・分解者・無機的環境の4つが基本的な構成要素。海洋、湖沼、河川、森林、草原、砂漠、都市などが代表的な生態系であるが、数滴の水たまりから地球や宇宙まで、様々なレベルの生態系がありうる。

## 生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの段階がある。

## 剪定枝

公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくず。結実を均一にしたり、樹形を整える他、特に街路樹の場合は落葉の散乱防止や、木の生長・枝の伸展に伴い信号等の見通しを悪化させるのを防ぐためなど、本来の樹木の生長に関わりがない（むしろ抑制するための）剪定を施されることも多い。

## 【た行】

## 地域性種苗

園芸・緑化資材としての種子や苗木について、植栽地と同一の地域から産出されたものを指す。ただし、現時点では、その地域性の範囲の明確化や生産・流通体制の確立等はなされていない。

## 地球温暖化

地球表面の気温が上昇して気候が変わる現象。原因は化石燃料の燃焼と、焼き畑耕作などによる二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスの放出、森林破壊、砂漠化などとされている。

## チップ化

公園や街路樹等の剪定枝を木材破砕機等により破砕処理すること。焼却処理せずにチップ化し、再利用する事によってゴミの減量化を図ることができる。主な用途としては、堆肥化用資材や土壌改良材、マルチング材、舗装材等への利用がある。

## 透水性舗装

隙間の空いた舗装体を通して、雨水を地中に浸透させる又は一時貯留して蒸発散によって排水する機能を持つ舗装。降雨時の一時的流出量の増大を大幅に緩和するとともに、地下水の涵養、舗装下の地中生態系の改善等の効果が期待される。

## 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。

## 【な行】

## 二級河川

一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定した河川。管理は、その河川のある都道府県の知事が行う。一級河川のように水系の指定は行わない。明石市内には、明石川をはじめとして6河川が指定されている。

## 農業振興地域

農振法に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。

## 農用地区域

農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

## 【は行】

## バリアフリー

ハンディキャップ者の行動の妨げとなる、物的・心理的・制度的な障壁を除去すること。

## ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の

低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒート(熱)アイランド(島)という名称が付けられている。

**ビオトープ** ドイツ語で生物を意味する bio(ビオ)と場所を示す top(トープ)を組み合わせた合成語。特定の生物が生存できるような環境条件を備えた均質な空間。また、自然環境を保全し創造するための基本となる生物の生息空間。

**普通河川** 一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない、河川法で法的な適用を受けない河川(法定外河川)。明石市内には、東川をはじめとして7河川が指定されている。

**壁面緑化** 建築物の壁面をはじめ、住宅を囲むコンクリートブロック塀、道路に設置される遮音壁、ダムコンクリート擁壁、高架道路の橋脚などの垂直構造物面を主として、景観対策を目的にツル植物等で緑化すること。温度差によって生じる壁面のひび割れの防止、照り返しの防止、西日除け、省エネ効果、ヒートアイランド現象の緩和、大気浄化等の機能効果がもたらされる。

**保安林** 水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

**防災ファニチャー** 公園施設(東屋、ベンチ、スツール等)を災害発生時に、仮設テントやかまど、トイレ等に利用できるよう多様な機能を持たせた施設。

**ポケットパーク** 都市のなかに設けられた小公園。もともとはベストポケットパークと呼ばれ、ベスト(チョッキ)のポケットのように小さい公園の意味。

**保護樹木** 「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づいて指定される、市街地又はその周辺に所在する樹木であって、美観風致を維持するため保全することが必要な樹木。県立明石高校のクス等が指定されている。



**保護樹林** 「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づいて指定される、市街地又はその周辺の景観の優れた樹林であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するため保全することが必要な樹林(樹木10本以上の集団)。県立明石学園のクス(20本)等が指定されている。



【ら行】

**緑地協定** 都市の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づいて緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。なお、平成7(1995)年の同法改正により「緑地協定」が「緑地協定」と変更された。



**緑化重点地区** 都市緑地法に基づき、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」(緑の基本計画)の必要に応じて定める「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。

**緑化地域** 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の「用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」。

**レッドデータリスト**  
**レッドデータブック** 野生生物の保全のために、絶滅のおそれのある種を的確に把握し、一般への理解を広めることを目的に環境省が作成・公表しているリスト。これを基に取りまとめたものをレッドデータブックという。



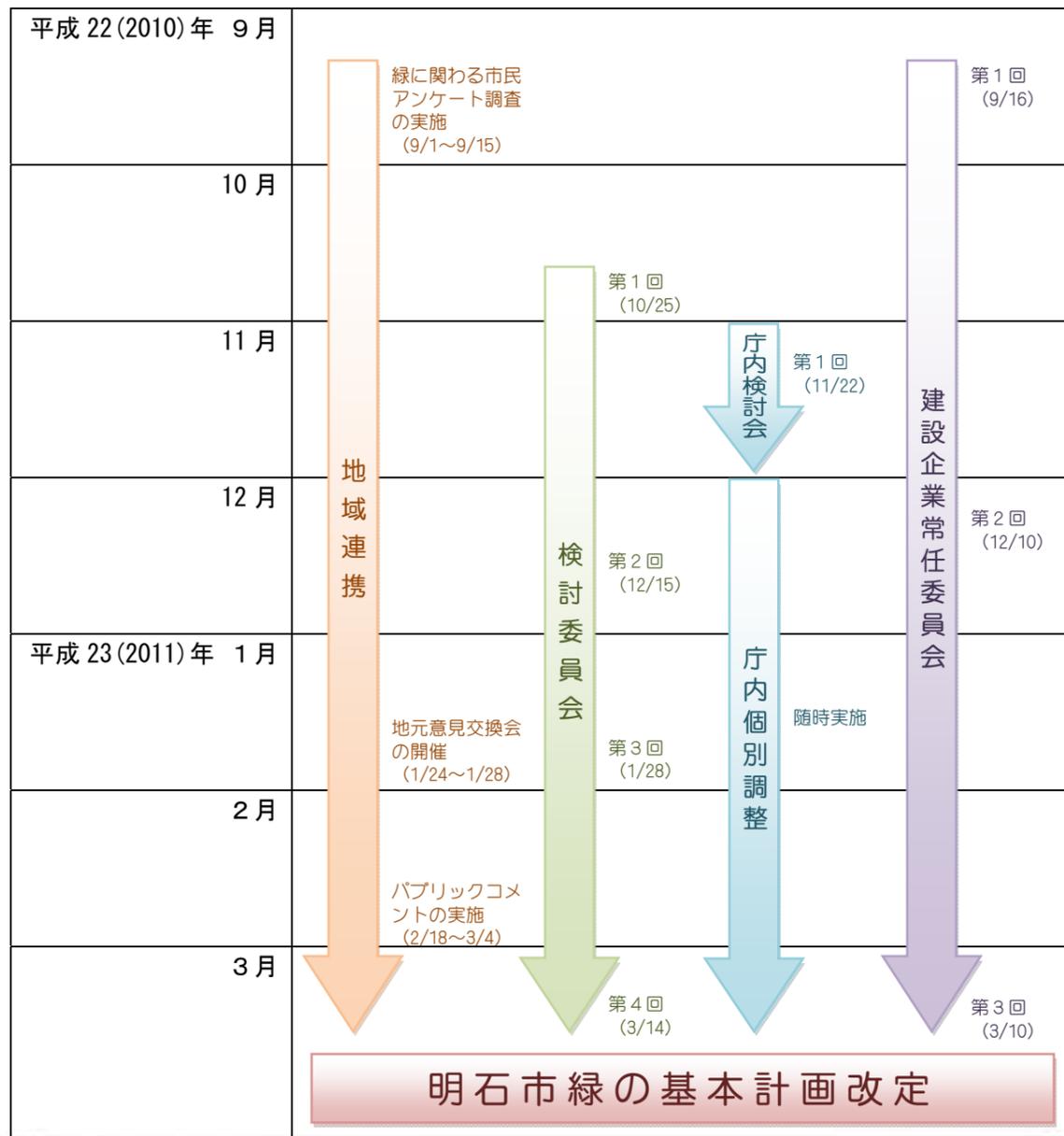
**ワークショップ** 地域に関わる多様な立場の人々が参加し、様々な課題に対して互いに協力して解決し、また、さらに快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法。



参考文献

生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会 (<http://www.cop10.jp/aichi-nagoya/biodiversity/index.html>)  
 総務省 統計局 (<http://www.stat.go.jp/data/chiri/1-1.htm>)  
 環境省 自然環境局 生物多様性センター (<http://www.biodic.go.jp/index.html>)  
 環境省 自然環境局 自然環境計画課 (<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/top.html>)  
 農林水産省 農林水産関連用語集 ([http://www.maff.go.jp/j/use/tec\\_term/index.html](http://www.maff.go.jp/j/use/tec_term/index.html))  
 林野庁 保安林制度 ([http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con\\_2.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2.html))  
 水産庁・マリノフォーラム 21「アマモ類の自然再生ガイドライン 豊かな海辺と暮らしの再生のために」  
 水産庁 藻場の種類 ([http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tamenteki/kaisetu/moba/moba\\_genjou/syurui.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tamenteki/kaisetu/moba/moba_genjou/syurui.html))  
 明石市「明石市総合浸水対策計画」(2009)  
 明石市「『協働のまちづくり』推進に向けて―協働のまちづくりに関する基本的な考え方―」(2006)  
 明石市「明石市食育基本方針」(2010)  
 牧野富太郎「改訂増補 牧野 新日本植物圖鑑」(株)北隆館(1989)  
 東京農業大学造園科学科編「造園用語辞典 第二版」(株)彰国社(2002)  
 亀山章 監修 小林達明・倉本宣 編集「生物多様性緑化ハンドブック 豊かな環境と生態系を保全・創出するための計画と技術」(株)地人書館(2006)  
 三船康道+まちづくりコラボレーション 著「まちづくりキーワード事典 第二版」(株)学芸出版社(2002)  
 (株)日立ソリューションズ「百科事典マイペディア」  
 (株)朝日新聞出版「知恵蔵 2011」  
 (財)環境情報普及センター 環境情報提供システム(EIC ネット 環境用語集) (<http://www.eic.or.jp/>)  
 (社)日本造園組合連合会「造園カタカナ用語辞典」  
 日建学院「建築・土木用語辞典」  
 宅地防災研究会「宅地防災マニュアルの解説〈第二次改訂版〉(11)」p. 273

(5) 明石市緑の基本計画改定の経緯



(6) 明石市緑の基本計画改定検討委員会 構成員

(敬称略・順不同)

	氏名	所属
委員長	平田 富士男	兵庫県立大学専門職大学院 緑環境景観マネジメント研究科 教授
委員	石原 憲一郎	財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事 花と緑のまちづくりセンター長
	大橋 健一	明石工業高等専門学校 都市システム工学科 教授
	岡本 泰江	一般市民代表
	川島 幸夫	一般市民代表
	武久 栄一	明石市連合自治協議会 会長
	谷内 豊	明石高年クラブ連合会 会長
	中里 正己	一般市民代表
	中谷 佳弘	明石市連合PTA 会長
	山端 規美夫	明石市農業委員会 会長
	和田 真理子	兵庫県立大学 政策科学研究所 准教授
	和田 美耶子	明石市女性団体協議会 会長

注) 所属は、平成 22 年度末現在。



写真 17：第 1 回検討委員会



写真 18：第 3 回検討委員会



写真 19：地元意見交換会 (本庁東部地区)



写真 20：地元意見交換会 (大久保地区)



(7) 明石市緑の基本計画改定庁内検討会 構成員

部	室等	課
政策部	政策室	課長
総務部		防災安全課 課長
財務部		財政課 課長
コミュニティ推進部	コミュニティ推進室	課長
福祉部	こども室	子育て支援課 課長
保険・健康部		健康推進課 課長
環境部		地球環境課 課長
産業振興部		観光振興課 課長
		農水産課 課長
土木部		道路管理課 課長
		海岸課 課長
		道路整備課 課長
都市整備部		都市計画課 課長
		区画整理課 課長
		開発審査課 課長
	建築室	住宅課 課長
下水道部		下水道管理課 課長
教育委員会事務局		学校管理課 課長
		学校教育課 課長
		体育保健課 課長



写真 21：庁内検討会

明石市緑の基本計画

平成 11(1999)年 1 月 策定  
平成 23(2011)年 3 月 改定

発行 明石市  
編集 明石市都市整備部緑化公園課  
〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号  
Tel 078-918-5039  
E-Mail kouen@city.akashi.lg.jp